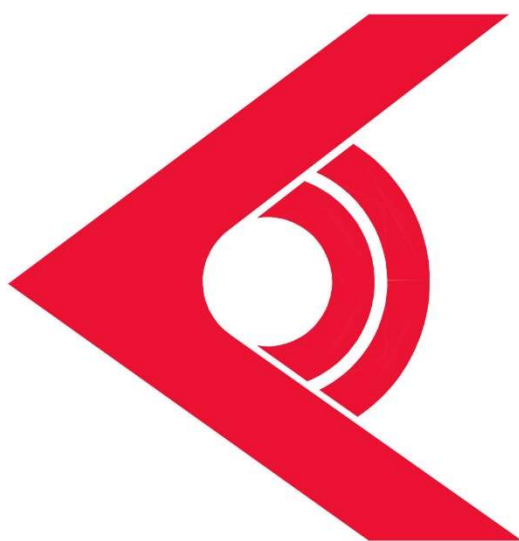


栗山町地域防災計画

(本 編)



北海道栗山町

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 用語	1
第4節 計画推進に当たっての基本となる事項	2
第5節 計画の修正要領	3
第6節 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱	3
第7節 町民および事業者の基本的責務	6
第2章 栗山町の概況	9
第3章 防災組織	1 4
第1節 防災会議	1 4
第2節 町の災害対策組織	1 5
第3節 町職員の配備体制	1 7
第4節 住民組織等への協力要請	2 0
第5節 気象等業務に関する計画	2 1
第4章 災害予防計画	2 9
第1節 防災思想・知識の普及・啓発および防災教育の推進に関する計画	2 9
第2節 防災訓練計画	3 2
第3節 物資および防災資機材等の整備・確保に関する計画	3 3
第4節 相互応援（受援）体制整備計画	3 5
第5節 自主防災組織の育成等に関する計画	3 6
第6節 避難体制整備計画	3 8
第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	4 2
第8節 情報収集・伝達体制整備計画	4 5
第9節 建築物災害予防計画	4 6
第10節 消防計画	4 6
第11節 農林業予防計画	4 7
第12節 水害予防計画	4 8
第13節 風害予防計画	4 8
第14節 雪害予防計画	4 8
第15節 融雪災害予防計画	4 9
第16節 土砂災害予防計画	5 0
第17節 積雪・寒冷対策計画	5 2
第18節 複合災害に関する計画	5 3
第19節 業務継続計画	5 4
第5章 災害応急対策計画	5 5
第1節 災害情報収集・伝達計画	5 5
第2節 災害通信計画	5 8
第3節 災害広報・情報提供計画	6 1
第4節 避難対策計画	6 4
第5節 応急措置実施計画	7 4
第6節 自衛隊派遣要請および派遣活動計画	7 7

第7節	広域応援・受援計画	81
第8節	ヘリコプター等活用計画	82
第9節	救助救出計画	84
第10節	医療救護計画	85
第11節	防疫計画	87
第12節	災害警備計画	89
第13節	交通応急対策計画	90
第14節	輸送計画	94
第15節	食料供給計画	95
第16節	給水計画	97
第17節	生活必需品等物資供給計画	98
第18節	石油類燃料供給計画	100
第19節	電力施設災害応急計画	100
第20節	上下水道施設対策計画	101
第21節	応急土木対策計画	102
第22節	被災宅地安全対策計画	104
第23節	住宅対策計画	105
第24節	障害物除去計画	108
第25節	文教対策計画	109
第26節	行方不明者の捜索および遺体の収容処理埋葬計画	112
第27節	家庭動物等対策計画	114
第28節	応急飼料計画	114
第29節	廃棄物等処理計画	115
第30節	防災ボランティアとの連携計画	115
第31節	労務供給計画	117
第32節	職員派遣計画	118
第33節	災害救助法の適用と実施	119
第6章	地震災害対策計画	123
第1節	地震の想定	123
第2節	災害予防計画	123
第3節	災害応急対策計画	132
第4節	災害復旧・被災者援護計画	140
第7章	事故災害対策計画	142
第1節	航空災害対策計画	142
第2節	鉄道災害対策計画	145
第3節	道路災害対策計画	147
第4節	危険物等災害対策計画	151
第5節	大規模な火事災害対策計画	157
第6節	林野火災対策計画	160
第7節	大規模停電災害対策計画	163
第8章	災害復旧・被災者援護計画	168
第1節	災害復旧計画	168
第2節	被災者援護計画	169

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、栗山町防災会議が作成する計画であり、栗山町の地域に係る防災に関し、予防、応急および復旧等の災害対策を実施するに当たり町および防災関係機関が、その機能の全てをあげて町民の生命、身体および財産を自然災害や事故災害から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期すことを目的とする。

- 1 栗山町の区域を管轄し、もしくは区域内に所在する指定地方行政機関、自衛隊、北海道、町、指定公共機関、指定地方公共機関および公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務または業務の大綱
- 2 災害が発生し、または発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設および改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。
- 8 地域の安全と住民の安心を確保するための活動を行う自主的な組織の形成および活動に関すること。

第2節 計画の構成

栗山町地域防災計画は本編の他、別冊として次により構成する。

- 1 別表・別図集
- 2 様式集
- 3 資料・参考

なお、本計画は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく栗山町水防計画とも調整を図るものとする。

第3節 用語

この計画で使用する用語等は、次による。

1 基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
2 救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）
3 防災会議	栗山町防災会議
4 本部（長）	栗山町災害対策本部（長）

5 計画	栗山町地域防災計画
6 災害	災害対策基本法第2条第1号に定める災害
7 防災関係機関	栗山町防災会議条例（昭和40年栗山町条例第9号）第3条第5項に定める委員の属する機関
8 災害予防責任者	基本法第47条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長、指定公共機関および指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
9 災害応急対策実施責任者	基本法第50条第2項に定める指定行政機関の長および指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関および指定地方公共機関その他法令の規定により、災害応急対策の実施を有する者
10 要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮する者
11 避難行動要支援者	要配慮者の内、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
12 複合災害	同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象

第4節 計画推進に当たっての基本となる事項

この計画は、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）、および公助（町、道および防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等ならびに町および防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取り組みの支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第5節 計画の修正要領

防災会議は、基本法第42条に定めるところにより計画に随時検討を加え、概ね次に掲げる事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

また、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、高齢者や子ども、障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 5 その他防災会議会長が必要と認めたとき。

なお、軽微な修正（組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な変更等）については、北海道知事との協議を要せず、防災会議で決定した修正結果を北海道知事に報告するものとする。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

防災会議構成機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務または業務の大綱は、次のとおりである。（連絡先は資料1参照）

機関の区分	機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
1 指定地方 行政機関	(1) 北海道開発局 ①札幌開発建設部 岩見沢道路事務所	1 一般国道234号および274号の維持防災および輸送確保に関すること。 2 直轄管理区域内道路の危険箇所の整備、警戒、災害防止、維持補修および災害復旧に関すること。 3 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
	②札幌開発建設部 札幌南農業事務所	1 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。
	③札幌開発建設部 夕張川ダム総管理事務所 川端ダム管理支所	1 直轄ダムの整備並びに災害復旧に関すること。 2 ダム情報の収集および通報に関すること。
	④札幌開発建設部 江別河川事務所	1 直轄管理区間内河川の危険箇所の整備、警戒、災害防止、維持補修および災害復旧に関すること。 2 雨量、水位、その他河川状況等の情報収集に関すること。 3 水防工法等の現地指導に関すること。
	(2) 北海道森林管理局 空知森林管理署	1 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山を実施すること。 2 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 3 災害時において町の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策および復旧用材の供給を行うこと。 4 林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行うこと。

1 指定地方 行政機関	(3) 北海道農政事務所	1 農林水産省が調達および供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関する事。
	(4) 札幌管区気象台	1 気象、地象、地動および水象の観測並びにその成果の収集、発表を行う。 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達および開設を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報および通信施設の整備に努める。 4 町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
2 自衛隊	(1) 陸上自衛隊 第7師団第72戦車連隊	1 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。 2 町および防災関係機関が行う防災訓練への協力に関する事。 3 災害に関する情報の伝達、収集に関する事。
3 北海道	(1) 空知総合振興局 ①地域創生部危機対策室	1 空知総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務を行う事。 2 防災に関する組織の整備を図り、物資および資材の備蓄等その他災害予防措置を講ずること。 3 災害応急対策および災害復旧対策を実施すること。 4 町および指定地方公共機関の処理する防災に関する事務または業務の実施を助け総合調整を図ること。 5 自衛隊の災害派遣要請を行う事。
	②保健環境部保健行政室	1 医療施設、衛生施設等の被害報告に関する事。 2 災害時における医療活動および防疫活動を推進すること。 3 災害時における給水活動を推進すること。 4 防疫薬剤の確保および供給に関する事。 5 救助法の適用および実施に関する事。
	③空知農業改良普及センター 空知南東部支所	1 農畜産物の被害調査および報告に関する事。 2 農畜産物被害に対する応急措置および対策の指導に関する事。 3 被災地の病虫害防除の指導、その他営農指導に関する事。
	④空知家畜保健衛生所	1 家畜の防疫に関する事。
	(2) 空知総合振興局 札幌建設管理部 長沼出張所	1 所轄道路、河川の維持管理、災害応急対策および災害復旧対策に関する事。 2 災害時における所轄道路の交通情報の収集および交通の確保に関する事。

4 警察機関	(1) 北海道札幌方面 栗山警察署	1 住民の避難誘導および救出救助並びに緊急交通路の確保に関する事。 2 災害情報の収集に関する事。 3 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事。 4 犯罪の予防、取締り等に関する事。 5 危険物に対する保安対策に関する事。 6 町および防災関係機関が実施する防災業務の協力に関する事。 7 広報活動に関する事。
5 栗山町	(1) 町長部局	1 栗山町防災会議に関する事務を行う事。 2 栗山町災害対策本部の設置および組織の運営に関する事。 3 防災に関する組織の整備を図り、物資および資材の備蓄等、地域内の災害予防、応急対策の総合調整を講ずる事。 4 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策および災害復旧を行う事。 5 災害に関する情報収集、被害調査および報告に関する事。 6 防災思想の普及、防災訓練の実施に関する事。
	(2) 教育委員会	1 災害時における被災児童および生徒の救護並びに応急教育の指導を行う事。 2 教育施設の被害調査および報告に関する事。 3 文教施設および文化財等の保全対策等の実施に関する事。
	(3) 消防機関 南空知消防組合消防署 栗山消防団	1 消防活動に関する事。 2 水防活動に関する事。 3 その他災害時における救助、救出活動を行う事。
6 指定公共機関	(1) 東日本電信電話株式会社 北海道事業部	1 気象官署からの警報を伝達する事。 2 非常および緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図る事。
	(2) 北海道電力ネットワーク株式会社栗山ネットワークセンター	1 電力供給施設の防災対策を行う事。 2 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努める事。
	(3) 日本赤十字社 栗山赤十字病院	1 医療、助産、遺体の処理等の救助業務の実施に関する事。 2 防災ボランティア（民間団体および個人）の行う救助活動連絡調整に関する事。
	(4) 北海道旅客鉄道株式会社 追分駅	1 災害時における鉄道輸送の確保を行う事。 2 災害時における救援物資の緊急輸送および避難者の輸送について関係機関の支援を行う事。
	(5) 日本郵便株式会社 栗山郵便局 角田郵便局 継立郵便局	1 災害時における郵便輸送の確保および郵便業務運営の確保に関する事。 2 郵便の非常取扱いに関する事。 3 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行う事。
7 指定地方公共機関	(1) 栗山土地改良区	1 土地改良施設の防災対策を行う事。 2 農業水利施設の災害応急対策および災害復旧対策を行う事。

7 指定地方 公共機関	(2) 空知南部医師会	1 災害時における救急医療を行うこと。
	(3) 栗山町社会福祉協議会	1 ボランティアの受け入れおよび活動支援に関すること。 2 要配慮者に対する支援等に関すること。
8 公共的団体および 防災上重要な施設の 管理者	(1) そらち南農業協同組合	1 農業生産共同利用施設等の災害応急対策および災害復旧対策を行うこと。 2 被災組合員に対する融資およびその斡旋を行うこと。 3 共済金支払いの手続きを行うこと。
	(2) 北海道農業共済組合 南空知支所	1 災害時における家畜対策に関すること。 2 被災組合員に対する農業災害補償に関すること。
	(3) 栗山商工会議所	1 災害時における物価の安定および救援物資、復旧資材の確保について協力すること。 2 被災商工業者に対する融資およびその斡旋を行うこと。 3 災害時における商工業者の経営指導および中央資金の導入に関すること。
	(4) 北海道建築士会 空知支部栗山分会	1 災害時における建築物の応急危険度判定の協力に関すること。
	(5) 運送事業者	1 災害時における救援物資および応急対策用物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。
	(6) 危険物関係施設管理者	1 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
	(7) 栗山建設協会	1 災害応急対策における建設用資材の使用要請の協力に関すること。

第7節 町民および事業者の基本的責務

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取り組みを推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業所等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

第1 町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄等、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常化バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町、道および防災関係機関が実施する防災活動への協力

など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、避難場所等）および家族との連絡方法の確認
- (2) 最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油および自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- (3) 家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策
- (4) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (5) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (6) 防災訓練、講習会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (7) 町内会や自治会における避難行動要支援者への配慮
- (8) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者・避難行動要支援者の救助
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- (5) 防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

第2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材または役務の供給・提供に関する各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、道、防災関係機関および自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施し、防災活動の推進に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアルの作成および事業継続計画（BCP）の策定
- (2) 防災体制の整備
- (3) 防災訓練の実施および従業員等に対する防災教育の実施
- (4) 事業所の耐震化
- (5) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (6) 取引先とのサプライチェーンの確保

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員および施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員および施設利用者の救助

- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続または早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動等への支援等、地域住民への貢献

第2章 栗山町の概況

第1 栗山町の位置

栗山町は、北海道のほぼ中央、空知総合振興局の南部に位置し、北は岩見沢市、東は夕張市に接しており、さらに南部および西部は夕張川を境として由仁町、長沼町に接している。経緯は東経14度45分～141度52分、北緯43度00分～43度5分であり、東西17.5km、南北25.1kmで、総面積203.93km²である。

本町の地勢は、北は屈足山系、東は夕張山系につづく緩やかな丘陵地帯で、中央部から南部にかけては平野部となっている。

また、国道234号が本町の中央部を南北に走り、札幌市に50km、苫小牧市に50kmと近接している。

第2 気象

気象は年間を通しておだやかで、太平洋および日本海からの季節風の影響を受け風の吹く日も多い。

令和5年の気象は、気温は年平均9.4℃、年間降水量は915mm、年間降雪量は370cm、年日照時間は1,805時間となっている。

第3 災害の記録

過去に本町において発生した災害の主なものは、次のとおりである。

発 生 年 月 日	種 別	主 な 被 害 状 況
昭和 7 年 9 月 5 日	風雨	集中豪雨による被害 床上浸水78戸 床下浸水260戸 道路浸水・決壊24箇所 橋梁破損・流失 21箇所 農作物被害4,197ha 被害額430万円
昭和 8 年 8 月 7 日	風雨	集中豪雨による被害 土砂決壊・流入73ha 道路浸水・決壊 7箇所 橋梁破損・流失3箇所 床上浸水184戸 床下浸水162戸
昭和18年9月12日	風雨	集中豪雨による被害 橋梁破損・流失27箇所
昭和22年9月16日	風雨	集中豪雨による被害 死者1名 床上浸水147戸 床下浸水262戸 農地冠水1,052ha 道路浸水・決壊 14箇所 橋梁破損・流失26箇所
昭和27年3月 4 日	地震	十勝沖地震による被害 煙突倒壊75戸 家屋倒壊破損5戸 電線 切断3箇所 ガラス破損148戸 負傷者1名
昭和29年9月26日	台風	台風15号による被害 家屋全・半壊50戸 農作物・立木の風倒 煙突・電柱倒壊 被害額2億円

昭和31年	凶冷	冷害による農作物被害 減収被害4億1千万円
昭和33年7月24日	台風	台風11号による被害 河川決壊13箇所 道路決壊4箇所 橋梁破損3箇所 建物半壊4戸 床上浸水37戸 床下浸水244戸 畑流失6ha 農地冠水514ha 被害額5千万円
昭和34年9月 6日	台風	台風14号による被害 農作物被害193ha 被害額955万円 住宅小破1戸 建物全壊7戸
昭和36年7月25日	風雨	集中豪雨による被害 夕張川および各支流河川氾濫 家屋半壊2戸 床上浸水154戸 床下浸水573戸 非住宅664戸 土砂流失・流入100ha 冠水・浸水5,015ha 農作物被害1億7,835万円 道路決壊32箇所 橋梁破損・流失44箇所 角田コウ礦水道破損給水3日 農業用灌排施設決潰2箇所 堤防決壊39箇所
昭和37年8月 4日 8月10日	台風	台風9号および10号 夕張鉄道復旧へ災害救助法適用による被害 床上浸水279戸 床下浸水826戸 流失家屋1戸 半壊1戸 被害総額6億1,571万円
昭和39年	凶冷	冷害による農作物被害 減収被害額5億7,785万円
昭和40年9月10日	台風	台風23号による被害 農用地浸水2,021ha 被害額7,293万円
昭和40年9月16日	台風	台風24号による被害 床上浸水4戸 床下浸水8戸 農作物被害151ha 被害額1,790万円 土木災害35箇所
昭和41年8月20日	台風	台風26号による被害 住宅全壊1戸 半壊2戸 流失2戸 床上浸水52戸 床下浸水419戸 農作物被害1,824ha 被害額2億237万円 土木災害160箇所

昭和50年8月23日	台風	台風6号による被害	床上浸水11戸 農地冠水545ha 道路河川決壊18箇所 農業施設3箇所 地すべり3箇所
昭和56年8月 3日 ～8月 6日	風雨	集中豪雨による被害	床上浸水25戸 床下浸水141戸 (降水量447mm) 道路破損90箇所 橋梁損壊1箇所 河川 損壊41箇所 がけ崩れ5箇所 田畑の被害1, 290ha 上水道導水管 流失18m 被害総額22億6千万円
昭和60年9月 1日	台風	台風13号による被害	河川決壊4箇所 道路決壊4箇所 農作物被害 150ha 被害総額 5, 729万円
昭和62年8月26日	風雨	集中豪雨による被害	河川決壊25箇所 道路決壊4箇所 農作物被害29ha 農業用施設3箇所 被害総額 1億3240万円
昭和62年9月 1日	台風	台風13号による被害	家屋一部損壊2戸 農作物被害200ha 社会教育施設一部損壊1戸 自治会集会所 一部破損1戸 被害総額1, 543万円
平成63年9月22日	降雹	雹による被害	農作物被害525ha 被害額4, 053万円
平成 3年3月 7日	暴風雪	暴風雪による被害	農作物被害181ha 営農施設破損11 9件 総被害額1億9, 100万円
平成 4年9月 1日	風雨	集中豪雨による被害	河川決壊4箇所 道路決壊2箇所 林道決 壊1箇所 農作物被害2ha 被害総額5, 318万円
平成 6年5月27日	風雨	集中豪雨による被害	河川決壊8箇所 道路決壊1箇所 林道決 壊2箇所 農作物被害21ha 営農施設被害6箇所 被害総額9, 229万円
平成 6年8月31日	風雨	集中豪雨による被害	床下浸水1戸 河川決壊2箇所 被害総額3, 400万円

平成 9 年 8 月 1 0 日	風雨	集中豪雨による被害	床上浸水 2 戸 河川決壊 6 箇所 道路決壊 1 箇所 橋梁 破損 1 箇所 林道決壊 1 箇所 農作物被 害 7 2 h a 農業施設破損 2 箇所 被害総額 9, 8 0 8 万円
平成 1 0 年 8 月 2 8 日	風雨	集中豪雨による被害	農作物被害 1 2 h a 農業用施設被害 3 箇所 被害総額 6, 0 0 0 万円
平成 1 0 年 9 月 9 日	風雨	集中豪雨による被害	床上浸水 4 戸 床下浸水 2 9 戸 河川決壊 4 箇所 道路決壊 3 箇所 公住宅一部破損 2 棟 農作物被害 2 0 h a 被害総額 1 億 5, 5 9 1 万円
平成 1 2 年 4 月 1 0 日	風雨	集中豪雨による被害	河川決壊 6 箇所 林道決壊 3 箇所 農業用 施設被害 6 箇所 営農施設被害 1 0 0 箇所 被害総額 1 億 3 0 6 万円
平成 1 2 年 5 月 1 3 日	風雨	集中豪雨による被害	床下浸水 1 戸 河川決壊 2 箇所 道路決壊 1 箇所 農作物被害 2 0 h a 被害総額 3, 9 5 0 万円
平成 1 2 年 7 月 2 5 日	風雨	集中豪雨による被害	床下浸水 3 戸 河川決壊 6 箇所 道路決壊 4 箇所 林道決壊 3 箇所 農作物被害 2 7 h a 被害総額 5, 5 0 4 万円
平成 1 3 年 9 月 1 1 日	台風	台風 1 5 号による被害	床下浸水 1 戸 河川決壊 7 箇所 道路決壊 1 0 箇所 林道決壊 1 箇所 農作物被害 1 7 3 h a 農業用施設被害 8 箇所 総被害額 2 億 4, 1 1 6 万円
平成 1 5 年 9 月 2 6 日	地震	十勝沖地震による被害	継立中学校校舎外壁剥離 水道管破損 2 7 箇所 ホームタンク倒壊 1 箇所
平成 1 6 年 9 月 8 日	台風	台風 1 8 号による被害	住居一部破損 3 0 戸 非住家被害 1 4 戸 農 作物被害 2, 7 2 0 h a 営農施設被害 1, 1 3 0 箇所 林業被害 4 8 h a 社会教育施 設一部破損 9 箇所 総被害額 2 億 6, 7 0 9 万円
平成 2 3 年 1 月 1 7 日	大雪	降雪による被害	ビニールハウス全壊 2 7 棟 ビニールハウ ス半壊 1 8 棟 家屋一部損壊 2 0 棟 被害総額 6, 8 7 0 万円

平成24年3月15日	大雪	降雪による被害	ビニールハウス全壊13棟 ビニールハウス半壊20棟 エゾシカ防護柵40km破損 被害総額8,259万円
平成28年8月17日 ～8月23日	台風	台風7号、9号、 11号による被害	床下浸水1戸 林道決壊1箇所 河岸崩壊3箇所 道路決壊13箇所、排水路閉塞2箇所 被害総額4,475万円
平成30年7月4日 ～5日	大雨	集中豪雨による被害	道路や農道の法面崩壊等4箇所、農地の法面の崩れ8箇所
平成30年9月5日	台風	台風21号による被害	公共施設の倒木等35施設、道路や林道、河川の倒木等33箇所、町有林や民有林の倒木等4.11ha、墓石倒壊等4箇所、ビニールハウスの被覆被害や倒壊など277件、町内小中学校の倒木等4校、福祉・保健施設の倒木等6施設町内で最大430戸の停電住宅等の一部損壊7件
平成30年9月6日	地震	北海道胆振東部地震による被害	負傷者1名 公共施設のひび割れ等20箇所、道路の陥没や河川の護岸崩壊等13箇所、合併処理浄化槽の破損等30箇所、町内学校の外壁の破損等5校全町でブラックアウトによる停電（9月7日まで）住宅等の一部損壊14件

第3章 防災組織

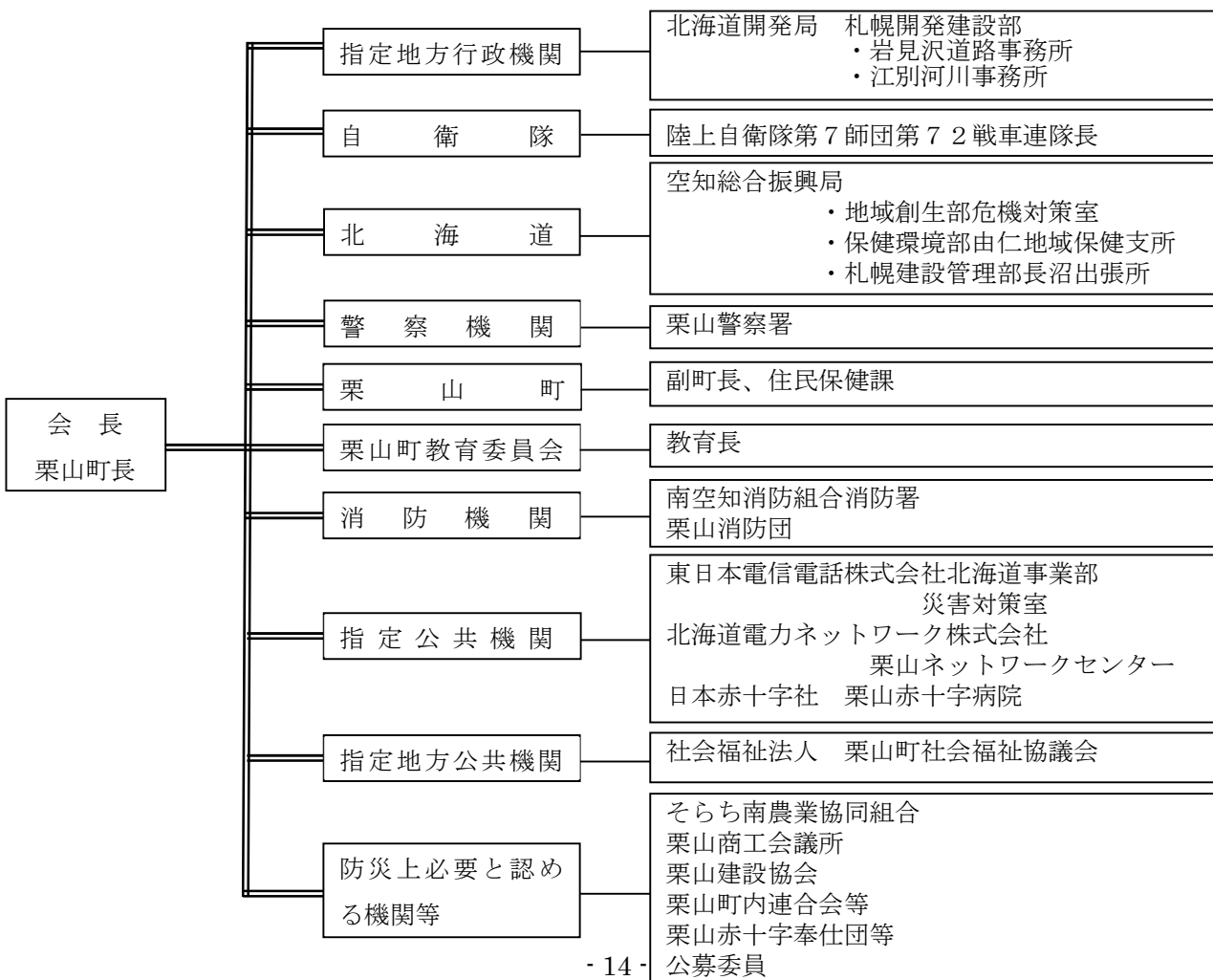
災害の予防、応急対策および復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては、防災に関する組織およびその運営、災害に関する情報および気象予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 防災会議

防災会議は、町長を会長として、基本法第16条第6項の規定により、栗山町防災会議条例（昭和40年条例第9号）第3条に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、本町における防災計画を作成およびその実施を推進、町長の諮問に応じて本町に係る防災に関する重要事項を審議および意見を述べること並びに本町に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を行うものである。なお、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程および防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画・子どもの支援など多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

組織および運営の概要は、次のとおりである。

第1 防災会議の組織



第2 運営

防災会議の運営は、栗山町防災会議条例の定めるところによる。（資料2参照）

第2節 町の災害対策組織

第1 緊急課長会議

町長は、災害・事故による被害等の発生が予想されるときで、必要と認めるときは、指名する職員等による緊急課長会議を招集し、初動体制に万全を期すものとする。

第2 災害対策連絡会議

1 設置

町長は、災害対策本部設置に至らない程度の災害・事故が発生し、または災害が発生するおそれがある場合、次の基準の一に該当し必要と認めるときは、災害対策本部に円滑に移行できる組織として、災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

※連絡会議設置基準

風水害		・大型台風の接近等で被害の発生が予想されるとき。 ・住家の床上浸水や農地の浸水、全半壊等の被害が発生したとき。 ・交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪害		・大雪による交通まひ等の事態が発生し、応急対策が必要なとき。
地震災害		・町内で震度5弱または5強の地震を観測したとき。
火山災害		・樽前山の火山活動による降灰対策が必要なとき。
大事故等	航空災害	・飛行機等の墜落事故で局地的に対策が必要なとき。
	道路災害	・人命の救助救出および被害者対策等が局地的に必要とするとき。 ・事故により生活物資輸送等に影響が生じ、局地的に対策が必要なとき。
	危険物等災害	・家屋・施設や人的被害が局地的に発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。
	大規模火災	・家屋・施設や人的被害が局地的に発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。
	林野火災	・消火活動の難航が予想されるとき。 ・家屋・施設や人的被害が局地的に発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。
	大規模停電災害	・人命の救出救助案件が発生し、交通、通信網等への影響拡大が予想されるとき。

2 組織

連絡会議の組織は、町長、副町長、教育長、課所長その他町長が指名する職員とする。

3 事務分掌

- （1）連絡会議の事務分掌は、災害対策本部が設置された場合に準ずる。
- （2）連絡会議の庶務は、総務課において処理するものとする。

4 廃止

町長は、災害の発生するおそれなくなったとき、もしくは災害応急対策が概ね完了したとき、または災害対策本部が設置されたときは、連絡会議を廃止する。

第3 災害対策本部

1 設置

災害対策本部は、基本法第23条の規定により、災害・事故が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、次の基準の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

※災害対策本部設置基準

風水害		・特別警報が発表されたとき。 ・大型台風の接近等で多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で避難指示の発令や孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪害		・特別警報が発表されたとき。 ・大雪による被害が大規模で、広域にわたるとき。
地震災害		・町内で震度6弱以上の震度を観測したとき。 ・町内に地震による大規模な被害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき。
火山災害		・樽前山の火山活動による降灰対策が広域にわたるとき。
大 事 故 等	航空災害	・航空機の墜落炎上等に大規模な航空事故による災害が発生したとき、または発生が予想されるとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	道路災害	・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	危険物等災害	・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	大規模火災	・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	林野火災	・火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想されるとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	冷（温）害	・各地で冷（温）害被害が発生したとき。
	大規模停電災害	・人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想されるとき。

2 組織

本部の組織は、別表第1のとおりである。

3 運営

本部の運営は、栗山町災害対策本部条例（昭和40年栗山町条例第10号）に定めるところによ

る。(資料3 参照)

4 事務分掌

本部の事務分掌は、別表第2のとおりである。

5 設置場所

本部は、役場庁舎内に置くものとする。ただし、庁舎が被災し、使用できない場合は、施設の被災状況を確認した上で、安全が確認された他の公共施設に設置するものとする。

6 廃止

町長は、災害の発生するおそれなくなったとき、もしくは災害応急対策が概ね完了したときは、本部を廃止する。

7 通知

町長は、本部を設置し、または廃止したときは、防災関係機関、報道機関および町民に対し、それぞれ迅速な方法をもって周知するものとする。

8 標識

- (1) 本部を設置したときは、庁舎玄関前等適切な場所に標示板(別図第1)を掲げるものとする。
- (2) 本部長(町長)、副本部長(副町長)、対策部長、班長および班の職員が、災害時において非常活動に従事するときは、必要に応じ腕章(別図第2)を着用するものとする。

第3節 町職員の配備体制

本部は、被害の防御および軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備体制をとるものとする。ただし、町長は、本部を設置するまでに至らない場合においては、警戒配備体制をとるものとする。

第1 配備計画

- 1 本部長(町長)は、非常配備を決定したときは、直ちに総務対策部長に指示し、副本部長(副町長)および本部員(対策部長)に対し、本部の設置および非常配備の規模を通知するとともに、全職員に庁内放送、電話、職員連絡メール等により周知するものとする。
- 2 各対策部長は、前記1の通知を受けたときは、配備要員に対し当該通知の内容を通知するものとする。
- 3 配備要員は、各対策部長から前記2の通知を受けたときは、直ちに所定の配備につくものとする。
- 4 各対策部長は、あらかじめ部内の職員動員連絡系統図を作成し、所属職員に周知徹底しておくものとする。
- 5 対策部長は、前記4の職員動員連絡系統図を作成したときは、本部長(町長)に提出するものとする。
- 6 本部長(町長)は、災害の状況および応急措置の推移により、必要に応じて各部に所属する職員を他の部に応援させるものとする。
- 7 災害の状況により応援を必要とする対策部(班)にあつては、当該対策部長を通じて本部長(町長)に要請し、必要数の応援を受けるものとする。
- 8 警戒配備体制下における職員の動員(招集)は、本計画の定めに準じて行うものとする。

第2 配備基準等

警戒・非常配備体制の基準および配備要員は、次のとおりとする。

区分	体制	組織名称 配備基準	配備要員
連絡会議の設置前	第1警戒配備	緊急課長会議 1 気象業務法に基づく気象、地象、水象に関する情報または警報を受けたとき。 2 局地的、小規模な事故等で被害が軽微なとき。 3 町内で震度4の地震を観測したとき。	関係各課の所要の職員をもってあたる
連絡会議の設置後	第2警戒配備	災害対策連絡会議 災害対策連絡会議設置基準による。(第2節の第2参照)	町長 副町長 教育長 課所長 町長が必要と認める職員
本部の設置後	非常配備	災害対策本部 災害対策本部設置基準による。(第2節の第3参照)	本部全員

備考 災害等の規模および特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

第3 職員の配備体制

1 連絡会議設置前

- (1) 警戒配備要員は、配備基準に該当する災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに配備体制につく。
- (2) 警戒配備に関わる指揮監督は、各課長が行う。なお、総括は副町長が行う。
- (3) 総務課長は、札幌管区気象台その他防災関係機関と連絡を取り、気象情報、災害状況等の情報収集を行うものとする。
- (4) 副町長は、災害対策連絡会議の設置（第2警戒配備への移行）について、町長と協議するものとする。

2 連絡会議設置後

- (1) 町長は、連絡会議の設置を決定したときは、直ちに第2警戒配備体制をとるよう各課長に通知する。
- (2) 町長は、連絡会議を総括し、職員を指揮監督するとともに、災害対策本部の設置（非常配備への移行）について、判断するものとする。
- (3) 各課長は連絡会議の設置が決定されたときは、配備計画に基づき第2警戒体制をとるものとする。
- (4) 総務課長は、札幌管区気象台その他防災関係機関と連絡を取り、気象情報、災害状況等の情報収集を行うものとする。
- (5) 総務課長は、関係課長等に収集情報を提供し、各課の活動状況等を把握するものとする。

- (6) 関係課長等は、町長の指示および総務課長からの情報または連絡に即応し、情勢に対応する措置を検討するとともに、待機職員に随時、巡回活動等の必要な指示を行うものとする。
- (7) 第2警戒配備体制の職員の人数は、状況により関係課長において増減するものとする。

3 災害対策本部設置後

- (1) 本部長（町長）は、本部の設置を決定したときは、直ちに、非常配備体制をとるよう各対策部長に通知する。
- (2) 各対策部長は、本部の設置が決定されたときは、配備計画に基づき非常配備体制をとる。
- (3) 本部長（町長）は、本部の機能を円滑にするため、必要に応じて本部員会議を開催するものとする。
- (4) 関係対策部長は、所掌事務に係る情報の収集伝達体制を強化するものとする。
- (5) 総務対策部長は、関係対策部長および防災関係機関と連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、その状態を本部長（町長）に報告するものとする。
- (6) 各対策部長は、次の措置をとり、その状況を本部長（町長）に報告するものとする。
 - ア 災害の現況を対策部員に周知し、所要の人員を非常配備につかせること。
 - イ 設備、物資、資機材、機械等を点検し、必要に応じて被災地区（被災予想地区）へ配備すること。
 - ウ 関係対策部および防災関係機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

第4 職員の非常参集

- 1 職員は、勤務時間外・休日等に動員の指示を受けたとき、または災害が発生し、もしくは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡を取り、または自らの判断により参集し、警戒・非常配備基準に基づく配備につくものとする。
- 2 各課長等は、職員が非常参集したときは職員の参集状況を把握し、総務課長に報告するものとする。
- 3 非常配備体制がとられた場合、または本部が設置された場合の職員への連絡等は、同節第1「配備計画」のとおりとする。
- 4 非常参集時には、次の事項に留意して行動することとする。
 - (1) 自らの安全を確保し、家族、自宅および近隣の安全を確認する。
 - (2) 応急活動に適した服装とし、手袋、タオル、着替え、懐中電灯、身分証明書、運転免許証等の必要な用具を携行する。
 - (3) 参集途上において、被災状況、災害情報の収集に努め、その情報を上司に報告する。特に病院、道路、橋梁等の重要施設の被害状況については詳しく報告する。
 - (4) 参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、南空知消防組合消防署または栗山警察署へ通報連絡するとともに、直ちに人命救助、近隣住民の協力を求めた消火活動など適切な措置をとり、職員本人は出来る限り迅速な参集を行う。
 - (5) 道路交通の途絶等により、参集が困難な場合には上司に速やかに連絡し、参集可能な状態となった場合は直ちに参集する。

第5 勤務時間外・休日等の連絡体制

- 1 日直者、夜間警備員は、次の情報を受けた場合は直ちに総務課長に連絡するものとする。

- (1) 気象警報等が空知総合振興局または東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本センター」という。）から通報された場合
 - (2) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められた場合
 - (3) 災害発生のおそれのある異常現象の通報があった場合
- 2 総務課長は、必要に応じて町長、副町長および関係課長等、職員に通知するものとする。
 - 3 前記1および2の場合の伝達は、電話等によるものとする。
 - 4 非常配備体制がとられた場合、または本部が設置された場合の職員への連絡等は、同節第1「配備計画」のとおりとする。

第6 町長の職務の代理

緊急課長会議の招集や災害対策連絡会議、災害対策本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る町長の職務に関して、町長に事故あるときは、副町長がその職務を代理する。

第4節 住民組織等への協力要請

災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、町長は、災害の状況により必要と認めた場合は、住民組織等に対し、次の災害対策活動の応援協力を要請するものとする。

第1 協力要請事項

- 1 住民組織等に対して協力を要請する事項は、概ね次のとおりとする。
 - (1) 災害時における住民の避難誘導、救出および被災者の保護に関すること。
 - (2) 緊急避難のための避難場所および被災者の収容のための避難所の管理運営に関すること。
 - (3) 災害情報の収集および本部への連絡に関すること。
 - (4) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
 - (5) 避難所等での炊き出しおよび被災者の世話に関すること。
 - (6) 災害箇所の応急措置に関すること。
 - (7) 本部が行う人員、物資等の輸送に関すること。
 - (8) その他救助活動に必要な事項で、住民が協力を求める事項。

第2 協力要請先

- 1 栗山町社会福祉協議会
- 2 栗山町内の町内会または自治会（自主防災組織含む）
- 3 上記1、2のほか女性団体、青年団体、建設業関係団体等については、必要の都度、責任者と連絡をとり、協力を求めるものとする。

第3 担当対策部

住民組織等の活動についての担当は、協力を求める種別によって関係の対策部とする。

第5節 気象等業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水および地震等による災害を未然に防止し、またはその被害を軽減するため、気象、地象（地震および火山現象を除く）および水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに情報等の伝達方法およびこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等については、この計画の定めるところによる。

第1 予報区と担当官署等

本町に係る府県予報区、担当する気象官署等は次のとおり。

府県予報区	担当官署	一次細分 区域名	市町村等を まとめた地域	二次細分区域名
石狩・空知・後 志	札幌管区	空知地方	南空知	栗山町、夕張市、岩見沢市 美唄市、三笠市、月形町 長沼町、由仁町、南幌町

第2 特別警報・警報・注意報および火災気象通報

気象等に関する注意報、警報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年法律165号）、水防法（昭和24年法律第193号）および消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき行われるもので、当地域における注意報および警報の種類、発表基準、伝達方法等は、次によるものとする。

1 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準および伝達

（1）本町に係る種類および発表基準

ア 特別警報

（ア）大雨、暴風、暴風雪、大雪の特別警報

（イ）発表基準は別表第3のとおり

イ 気象警報

（ア）大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪の警報

（イ）発表基準は別表第3のとおり

ウ 気象注意報

（ア）大雨、洪水、強風、風雪、大雪、濃霧、雷、乾燥、なだれ、着氷（雪）、霜、低温、融雪

（イ）発表基準は別表第4のとおり

（2）防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	住民が とるべき行動	住民に行動を促す情報	住民自ら行動をとる際に参考となる情報		
		避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に 関する情報
			水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル 5	・ 命の危険 ・ 直ちに安全確保	緊急安全確保 (必ず発令されるもの ではない)	氾濫発生情報	大雨特別警報 (浸水害)	大雨特別警報 (土砂災害)

警戒レベル 4	・危険な場所から 全員避難	避難指示	氾濫危険情報	洪水警報の 危険度分布 (非常に危険)	・土砂災害警戒 情報 ・土砂災害に関 するメッシュ情報 (非常に危険) (極めて危険)
警戒レベル 3	・危険な場所から 高齢者らは避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の 危険度分布 (警戒)	・大雨警戒 (土砂災害) ・土砂災害に関 するメッシュ情報 (警戒)
警戒レベル 2	・自らの避難行動 を確認	気象庁の ・洪水注意報 ・大雨注意報など	氾濫注意情報	・洪水警報の 危険度分布 (注意)	・土砂災害に関 するメッシュ情報 (注意)
警戒レベル 1	・災害への心構え を高める	気象庁の ・早期注意情報			

(3) 伝達系統

気象注意報および警報は、別表第5により電話、無線、FAXその他最も有効な方法により通報し、または伝達するものとする。

ア 気象注意報および警報等は、勤務時間中は総務課長が、勤務時間外は、日直者、夜勤警備員が受理するものとする。

イ 勤務時間外に日直者、夜間警備員が気象警報等を受けたときは、総務課長（不在のときは広報・防災・情報グループ主幹）に連絡するものとする。

ウ 総務課長は、気象注意報および警報等を受理した場合、速やかに町長に報告するとともに、必要に応じて関係課長等に連絡するものとする。

2 水防活動用気象警報・注意報および伝達

水防活動の利用に適合する警報および注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる特別警報・警報・注意報により代行される。

(1) 種類

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報 大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(2) 伝達系統

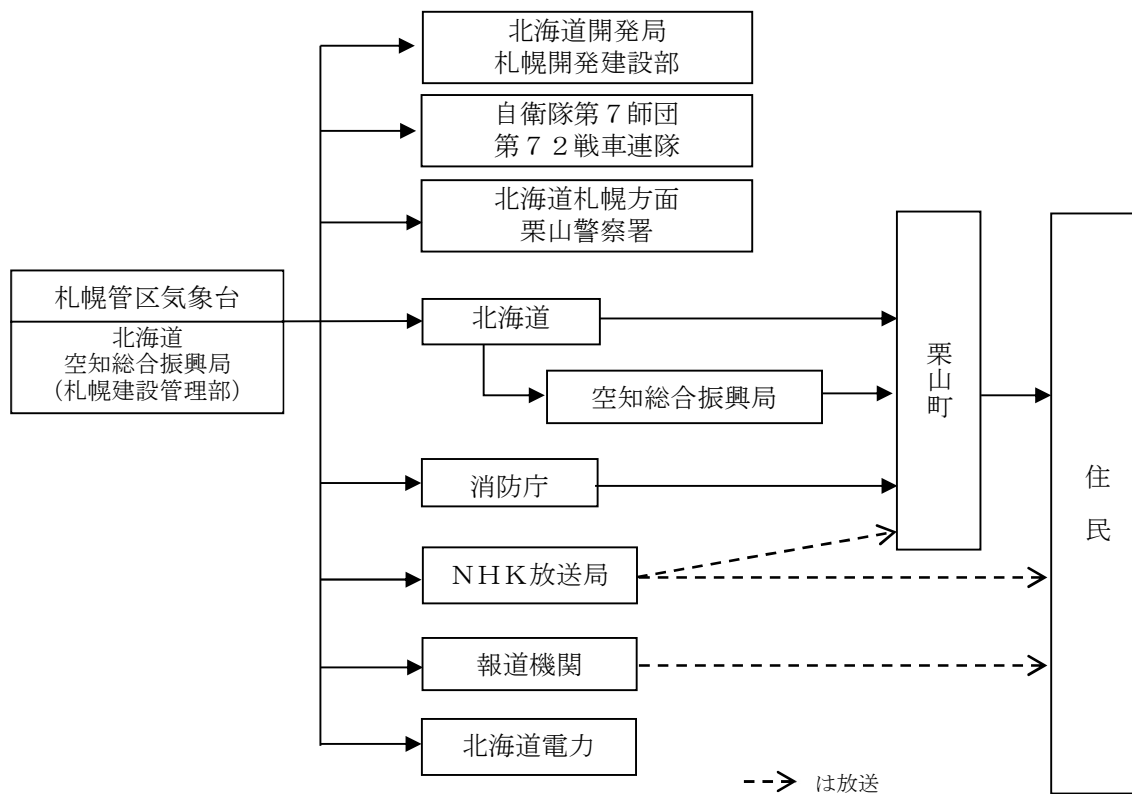
同節第2の(3)の伝達系統（別表第5）と同様とする。

3 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった時に町長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、警戒が呼びかけられる情報で、総合振興局または振興局と気象台から共同で発表される。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。

(<http://www.jma.go.jp/bousai/risk/#elements:land>)

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
伝達は次の系統により行う。



4 指定河川洪水予報

指定河川の洪水予報は、气象台と北海道開発局または北海道が共同で発表するものである。

(1) 指定河川および担当（札幌開発建設部）

水系名	河川名	担 当
石狩川	夕張川	札幌管区气象台、北海道開発局

(2) 洪水予報の種類および発表基準

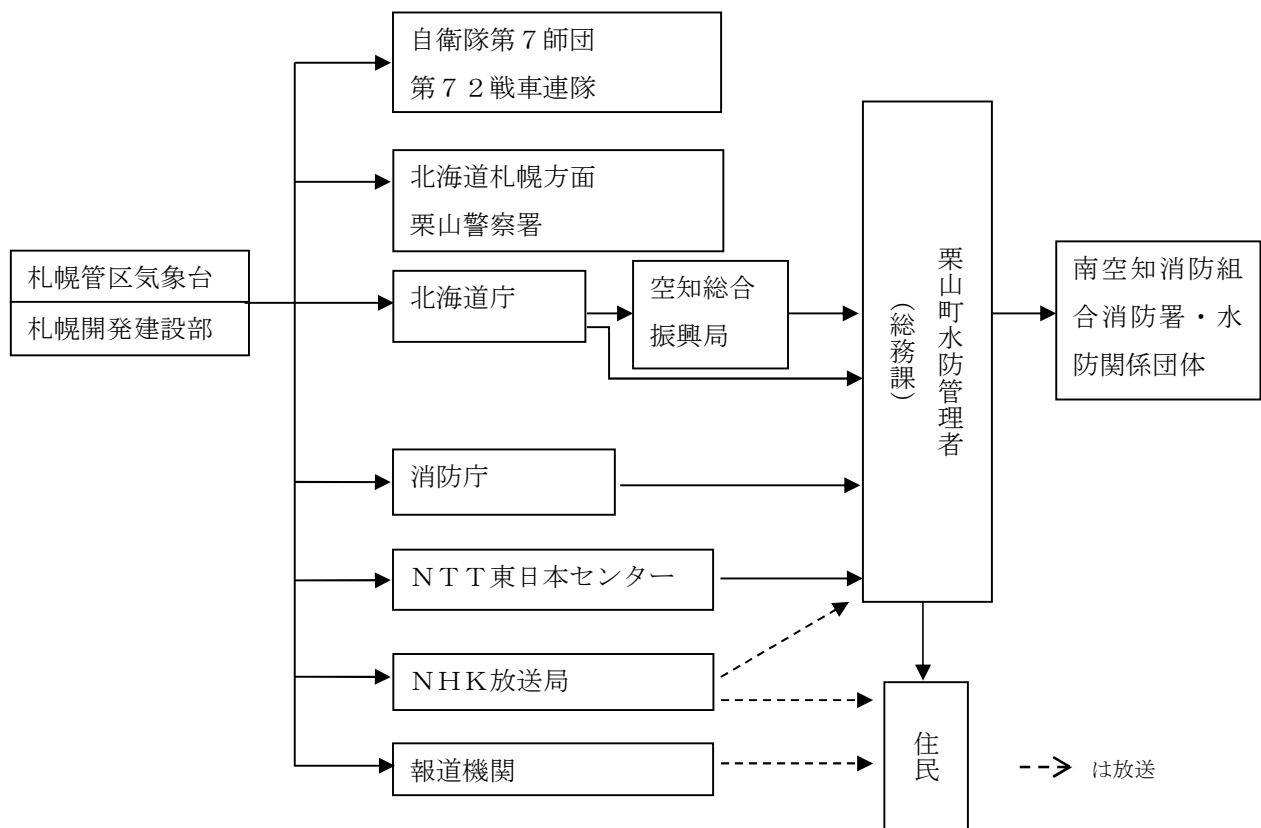
種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき

(3) 警報基準地点と基準水位

水系名	河川名	基準地点	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
石狩川	夕張川	円 山	53.50m	54.10m	54.70m	55.20m

(4) 伝達

ア 札幌開発建設部と札幌管区気象台が共同で発表する場合
(水防法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)



5 水防警報（法第16条第1項）

水防警報指定河川についての水防警報は北海道開発局札幌開発建設部、空知総合振興局札幌建設管理部が発表し、伝達は次の系統により行うものである。

(1) 水防警報河川

指定河川		実施機関
水系	河川	
石狩川	夕張川	札幌開発建設部

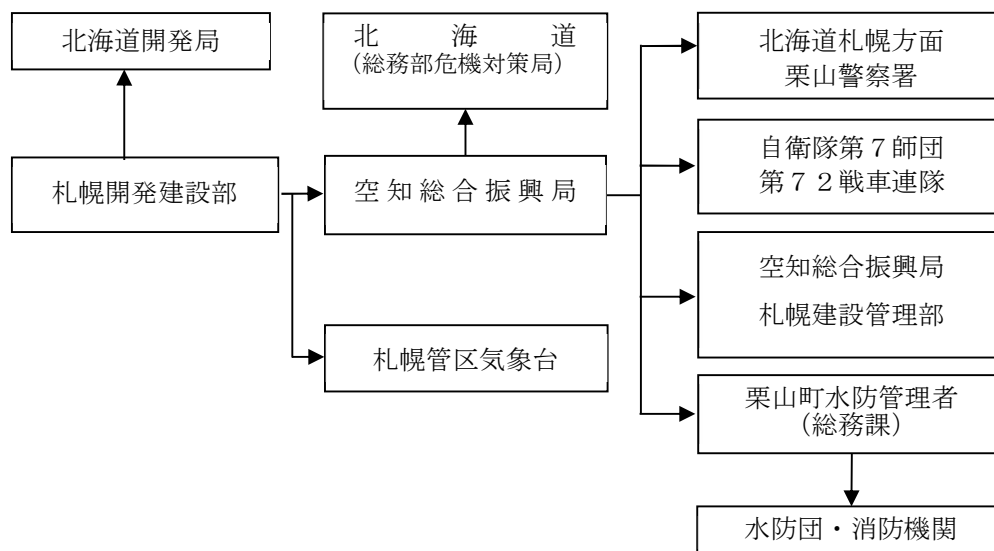
(2) 水防警報基準地点

水系名	河川名	基準点
石狩川	夕張川	円 山

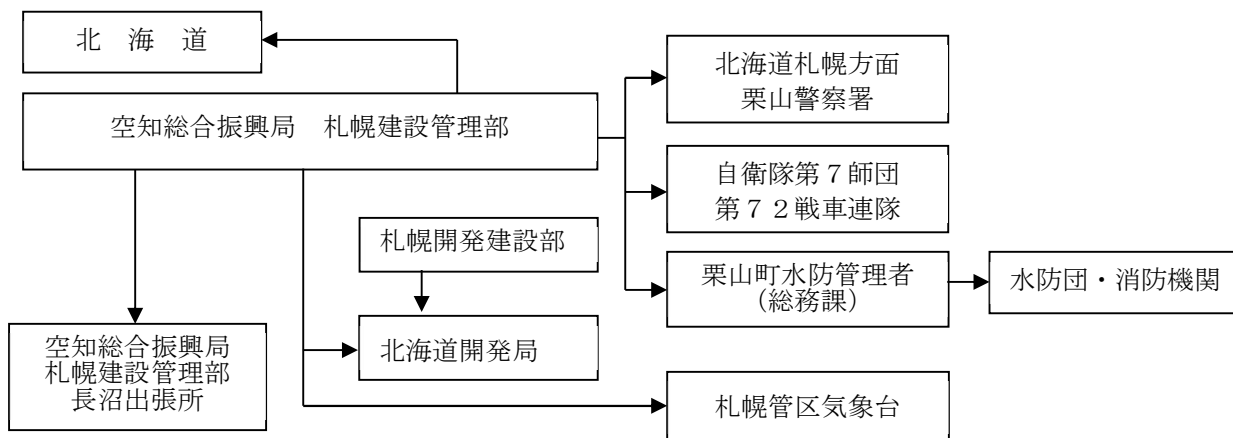
(3) 水防警報の種類および発表基準

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動時間が長引くような場合に出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等および河川状況等により必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信および輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、または、水位、流量とその他河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況およびその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨および当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

ア 札幌開発建設部が発表する場合



イ 北海道が発表する場合



※ 水防警報…北海道開発局または知事が指定する河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表する。

6 水位到達情報

水位周知河川について、水位のあらかじめ定めた水位に達したときの水位到達情報は空知総合振興局札幌開発建設部が通報し、伝達は次の系統により行うものである。

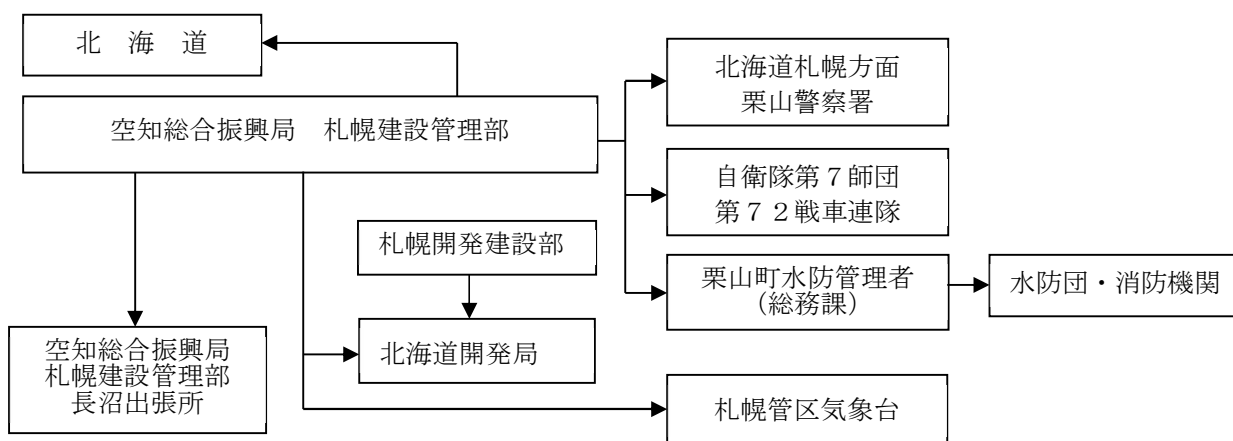
(1) 水位周知河川

指定河川		実施機関
水系	河川	
石狩川	阿野呂川	札幌管区気象台、空知総合振興局

(2) 警報基準地点と基準水位

水系名	河川名	基準地点	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位
石狩川	阿野呂川	月見橋	54.71m	55.58m	56.24m	56.48m

(3) 伝達（北海道が発表）



7 火災気象通報

火災気象通報の発表および終了の通報は、消防法第22条の規定に基づき、札幌管区气象台から北海道に通報されるものである。

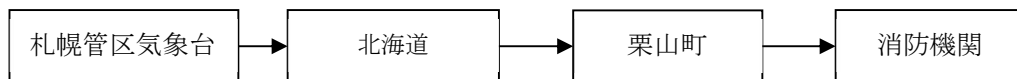
通報を受けた北海道は、管内市町村長に通報するものとする。

(1) 通報基準

発表官署	通報基準
札幌管区气象台	実効湿度60%以下で最小湿度30%以下の場合、もしくは、平均風速で陸上12m/s以上が予想される場合。 なお、風速が12m/s以上であっても、降水および降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

(2) 伝達

伝達方法は、次のとおりとする。



8 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は第7章第6節「林野火災対策計画」により実施するものとする。

第3 気象情報

1 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方）で発表される。大雨に関して「高」または「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

2 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を開示する場合等に発表する情報。

3 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

4 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、数年に一度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。

5 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報

で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。

第4 異常現象を発見した者の措置

1 通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町または栗山警察署もしくは南空知消防組合消防署に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

2 警察官等の通報

異常現象発見者から通報を受けた栗山警察署もしくは南空知消防組合消防署は、その旨速やかに町に通報しなければならない。

3 町から防災関係機関への通報および住民への周知

町長は、災害発生または異常現象発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により必要に応じ防災関係機関に通報するとともに住民に周知するものとする。

4 通報の取扱い

- (1) 発見者からの通報窓口は総務課とし、勤務時間外にあっては日直者、夜間警備員が受理し総務課長に報告するものとする。
- (2) 総務課長は、発見者または日直者、夜間警備員からの通報等を受けたときは、町長に報告し、その指示により事務処理に当たるものとする。

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生または拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生または拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去および施設の改善に努めるとともに、科学的知見および過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、町、道、国および防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、町、道および国は、円滑な災害応急対策および災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、町は、当該市町村の地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、町、道および防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発および防災教育の推進に関する計画

防災関係職員および町民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

町（総務課）および防災関係機関は、災害を予防し、またはその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、町民に対する防災思想・知識の普及・啓発および防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

- 1 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。
- 2 住民等の防災意識の向上および防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

- 3 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

- 4 地域の防災活動における男女のリーダーを育成し、様々な意思決定の場に、それぞれ参画できるよう努めるものとする。

第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における町民の災害予防および災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- 2 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 3 公共施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。
- 4 地域の防災力を高めていくため、住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。
- 5 各地域において、男女それぞれ防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- 6 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- 7 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

第3 普及・啓発および教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発および防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- 1 諸行事、防災訓練等による普及
- 2 広報紙、ホームページやSNS（X等）の活用
- 3 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット（国土交通省「重ねるハザードマップ」）等の活用
- 4 DVD、パネル等の活用
- 5 ハザードマップ、テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- 6 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- 7 学校教育、社会教育を通しての普及

第4 普及・啓発および教育を要する事項

- 1 栗山町地域防災計画の概要
- 2 災害に対する一般的知識
- 3 災害の予防措置

- (1) 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
- (2) 防災の心得
- (3) 火災予防の心得
- (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
- (5) 農作物の災害予防事前措置
- (6) その他

4 災害の応急措置

- (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
- (2) 災害の調査および報告の要領・方法
- (3) 防疫の心得および消毒方法、清潔方法の要領
- (4) 災害時の心得

ア 家庭内、組織内の連絡体制

イ 気象情報の種別と対策

ウ 避難時の心得

エ 被災世帯の心得

5 災害復旧措置

- (1) 被災農産物に対する応急措置
- (2) その他

6 その他必要な事項

第5 学校教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発および教育の推進

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上および防災の実践活動（災害時における避難、保護等の措置）の習得を積極的に推進する。
- 2 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- 4 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努めるものとする。
- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件および児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施するものとする。
- 6 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努めるものとする。

第6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーンおよび防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、または他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識および技能の向上と町民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、この計画の定めるところによる。

第1 訓練実施機関

訓練は、町（総務課）および防災関係機関が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、または他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等、いわゆる要配慮者に十分配慮し、地域において災害時における要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制等の改善について検討するとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第2 訓練の種類

防災訓練は、関係機関との緊密な連携の上、訓練計画を作成して実施するものとする。

1 水防訓練

消防機関の動員、水防工法、水防資材および機材の輸送等、町水防計画に掲げる訓練を実施する。

2 消防訓練

消防機関の出動、避難、立退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、通信の統制・広報・情報連絡等の訓練を実施する。

3 避難訓練

水防訓練または消防訓練と併せて避難の指示・伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水・給食等を折り込んだ訓練を実施する。

4 災害通信連絡訓練

気象警報の伝達、災害発生の状況報告、被害報告等の伝達訓練を実施する。

5 非常参集訓練

本部各班員および消防機関の参集訓練を実施する。

6 防災総合訓練

防災関係機関と町民等が連携を図り、総合的な訓練を実施する。

7 避難所開設・運営訓練

防災関係機関と町民等が連携し、避難所の開設や運営に関する訓練を実施する。

8 炊出し訓練

防災関係機関と町民等が連携し、各避難所等における炊出し訓練を実施する。

9 防災図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

10 その他防災に関する訓練

他の機関で実施する訓練への協力、その他防災に関する訓練を実施する。

第3 相互応援協定に基づく訓練

町、道および防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

第4 民間団体等との連携

町、道および防災関係機関は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティアおよび要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第5 複合災害に対応した訓練の実施

町は、防災関係機関と連携し、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員および資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第3節 物資および防災資機材等の整備・確保に関する計画

災害時において町民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、および災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第1 食料等の確保

町（総務課）は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。また、女性や乳幼児、要配慮者などに配慮した備蓄に努めるものとする。

[備蓄品の例]

食料…米類、乳幼児用ミルク

飲料水…ペットボトル水

生活必需品…毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用、大人用）

衛生用品…マスク、消毒液

燃料…ガソリン、灯油

その他…トイレ、発電機、投光器、ストーブ、スポットクーラー、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート

また、町（総務課）は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日分、推奨1週間」の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第2 防災資機材の整備

町（総務課）は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。

整備済防災資機材は、別表第6のとおりである。

第3 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定の締結の推進

平常時の物資備蓄にかかる空間的および金銭的コストを抑制し、かつ災害時における住民生活の早期安定を図るため、民間事業者等との災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定の締結を進めていく。

第4 備蓄場所

町が所管する備蓄場所は次のとおりとする。

なお、備蓄場所については大規模災害となった場合でも、初期応急対策が行えるよう必要に応じて随時検討することとし、備蓄品目、数量も整備状況に応じて随時検討を行うものとする。

拠点地区	場 所	位 置	管理責任者
北部地区	北部備蓄倉庫（役場構内）	松風3丁目252番地	総務課長
中部地区	旧角田地区農業集落排水処理場	角田32番地26	
南部地区	旧継立地区農業集落排水処理場	大井分95番地4	

第5 水防倉庫

町の所管する水防倉庫の名称および位置は次のとおりとする。

また、各地区においては水防倉庫の整備充実を図るものとする。

名 称	位 置	管理責任者
水防倉庫	松風3丁目252番地 （役場構内）	建設課長

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

町は、その所掌事務または業務について、災害応急対策もしくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、または他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町は、道等と連携し、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努める。

第1 基本的な考え方

町は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

第2 相互応援（受援）体制の整備

1 道・市町村

- (1) 道や他の市町村への応援要求または他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備および受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。

2 防災関係機関等

あらかじめ、道、市町村その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- 1 町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。

- 2 町、道および指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- 3 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等の必要事項について、相互に協定を締結する等によりあらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めることとする。

第1 地域住民による自主防災組織

町（総務課）および南空知消防組合消防署は、町内会・自治会ごとの自主防災組織の設置および育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、自主防災組織の普及のため、北海道地域防災マスター等の自主防災組織のリーダー育成に努める。

なお、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、または従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- 2 機動的な組織づくりを進めるため、情報班、初期消火班、避難誘導班、救出救護班、給食給水班等を編成する。また、町および防災関係機関との連絡を行う地区情報責任者を置くこととする。
- 3 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

第4 自主防災組織の活動

- 1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備えおよび災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識および技術を習得する。

訓練には、個別訓練およびこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動および負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭および地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

2 非常時および災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者およびルート

また、避難場所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じ

て報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

(2) 出火防止および初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護処置を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から緊急安全確保、避難指示および高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、山（がけ）崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に指定緊急避難場所や指定避難所等へ誘導する。

特に避難行動要支援者に対しては、町内会や自治会等地域住民の協力のもとに避難させる。

(5) 避難所の運営

避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D oはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

(6) 給食・救援物資の配布およびその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、避難場所、避難所の確保および整備等については、この計画の定めるところによる。

第1 避難誘導体制の構築

- 1 町は、大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や避難場所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

- 2 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるとも

に、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

- 3 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、避難場所への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- 4 町および道は、大規模広域災害時に円滑な広域避難および広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等および広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- 5 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者の被災に備えて、平常時から保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
- 6 町および道は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- 7 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市町村との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

第2 避難場所の確保等

- 1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設または場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、別表第7「指定緊急避難場所および指定避難所」とおり指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していることおよび避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- 2 町は、学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 4 町は、当該指定緊急避難場所が廃止、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。

- 5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、または取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

第3 避難所の確保等

- 1 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、別表第7「指定緊急避難場所および指定避難所」のとおり指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- 2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を福祉避難所として指定する。
- (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- (2) 災害時において要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- (3) 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- 4 町は、避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。
- (1) 避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
- (2) 老人福祉施設や障害者支援施設等の施設を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。
- (3) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (4) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- (5) 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- 5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 6 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったりしたと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- 7 町長は、指定避難所を指定し、または取り消したときは、知事に通知するとともに公示する。

第4 町における避難計画の策定等

1 避難指示等の具体的な発令基準の策定および住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

2 防災マップ・ハザードマップ等の作成および住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所および避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布または回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

3 町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

- (1) 避難指示等を発令する基準および伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区および対象人口
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路および誘導方法
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置および連絡体制
- (5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 衣料、日用必需品の支給
 - エ 冷暖房および発電機用燃料の確保
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (6) 避難場所・避難所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 住民の避難状況の把握
 - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達

エ 避難住民に対する各種相談業務

(7) 避難に関する広報

ア 緊急速報メールによる周知

イ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知

ウ 避難誘導者による現地広報

エ 住民組織を通じた広報

4 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

第5 防災上重要な施設の管理等

1 学校、医療機関および社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

(1) 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）

(2) 経路

(3) 移送の方法

(4) 時期および誘導並びにその指示伝達の方法

(5) 保健、衛生および給食等の実施方法

(6) 暖房および発電機の燃料確保の方法

2 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第6 公共用地等の有効活用への配慮

町は、道や関係機関と相互に連携し、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者および措置内容

町は、町内に居住する要配慮者のうち、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要

支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）および個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報および個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

第2 名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

- (1) 要介護認定1～5を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1種1・2級（総合等級）を所持する者
- (3) 療育手帳を所持する者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者
- (5) その他支援を必要とする者

第3 名簿作成に必要な個人情報の入手方法

名簿作成上の必要に応じ、基本法第49条の10第3項に基づき町の関係部署で把握している情報を集約し、利用するほか、同第4項の規定に基づき北海道知事その他の者に対し、情報の提供を求める。

第4 避難支援等関係者への名簿の提供

町長は、災害の発生に備え、南空知消防組合消防署、栗山警察署、栗山町民生委員児童委員、栗山町社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し名簿を提供するものとする。ただし、町の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りではない。

第5 情報の更新

原則として、年2回、名簿および登録台帳の追加・更新等を行うとともに、適宜、関係者の届出等により最新の情報に更新する。

第6 名簿情報保護

町長は、名簿の提供を受ける者に対して名簿の情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿に係る避難行動要支援者および第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 1 名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- 2 基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- 3 施錠可能な場所への名簿の保管を行うよう指導すること。
- 4 名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- 5 名簿の提出先が個人ではなく団体である場合は、その団体内部で名簿を取り扱う者を限定するよう指導すること。

- 6 名簿情報の取り扱い状況を報告させること。
- 7 名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること。

第7 名簿記載内容

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、または記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所または居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

第8 個別計画の策定

町は、地域の特性や実情（例えば、積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題）を踏まえつつ、名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努めるものとする。

第9 避難行動要支援者への避難情報伝達の配慮

町は、緊急かつ着実な避難情報が伝達されるよう、避難指示等を適時適切に発令する。また、避難行動要支援者の状況に応じて適切かつ多様な手段を活用して情報伝達を行う。

- (1) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする。
- (2) 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- (3) 高齢者や障がい者にあった必要な情報を選んで流す。

第10 避難支援等関係者の安全確保

町は、避難支援等関係者が行う避難行動要支援者の支援は、本人およびその家族の安全を確保したうえで実施するものであることを、避難行動要支援者をはじめ地域で共通理解を形成するよう努める。

従って、避難支援等関係者は必ずしも支援できるとは限らないため、一人の避難行動要支援者に対し複数の避難支援等関係者を定めるように努めるとともに、避難行動要支援者は日ごろから円滑な避難が可能となるよう努める。

第11 福祉避難所等の整備

避難行動要支援者が避難する場合には、必要な支援の程度を配慮し、避難所内の一般避難スペースでの生活が困難と判断した場合の避難場所として、老人福祉施設や障害者支援施設等を福祉避難所に指定し、避難行動要支援者の避難場所の確保と避難生活に必要な施設・設備等の整備に努める。

第12 外国人に対する対策

町および道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- 4 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換および情報伝達体制の整備等については、この計画の定めるところによる。

第1 町防災会議構成機関

- 1 情報等の収集および連絡を迅速かつ的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報および災害情報等の取扱い要領を定め、災害時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定める。
- 2 情報に関して必要とする資料その他を積極的に町防災会議構成員間で共有するとともに、本計画に資料として掲載するよう努める。

第2 町、道および防災関係機関

- 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。
- 2 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための情報伝達手段として、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、災害情報共有システム（L-A L E R T）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール）、SNS等の多様な伝達手段を活用し、地域住民、事業所等へ情報を提供できるように整備を推進するものとする。

なお、衛星系ネットワークは、耐災害性に優れ大規模災害発生時における輻輳の回避に役立つことから町、道および消防機関等を通じた一体的な整備に留意するものとする。

- 3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について、平時から調

整するものとする。

第9節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害からの建築物を防御するために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

第1 建築物防災の現状

本町においても、人口の市街地への集中が見られ、市街地における災害の危険性は増大している。

市街地には建築物が集中しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法では集団的な防火に関する規制を行い、防火の効果を高めることを目的として、準防火地域等が指定されている。

第2 予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を推進する。

また、町および道は、山やがけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある地域において、建築物の建築について注意喚起を図るものとする。

第10節 消防計画

消防の任務は、その施設および人員を活用して住民の生命、身体および財産を火災から保護するとともに、その他の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことにある。

第1 消防体制の整備

町は、本計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう消防計画の一層の充実を図る。

その内容は、火災予防および火災防御を中核として、消防機関が火災以外の災害の防除または発生による被害を軽減するため各種災害の対応に万全を期す。

また、詳細については、別に定める「南空知消防組合消防計画」によるものとする。なお、消防組織は別表第8、消防施設の現況は別表第9のとおりである。

第2 消防力の整備

町は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

第3 広域消防応援体制

消防機関は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害時には、必要に応じ消防機関の応援協定や第5章第7節「広域応援・受援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村および道へ応援を要請するものとする。

第11節 農林業災害予防計画

災害の発生に際して、農林水産業被害を最小限に止めるために、町、関係施設等の管理者が実施する施設整備等の予防対策については、この計画の定めるところによる。

第1 農林業施設等の予防対策

農林水産業用施設の管理者が行う災害予防対策は次のとおりとする。

1 農地および農業用施設の予防対策

(1) 協力体制の整備

町は、農地・農業用施設の管理者と連携し、風水害等の発生を未然に防止し、または被害を軽減するため、常に降雨等の気象予警報等に注意し、災害の未然防止に努める。

また、災害時の対処を円滑に実施するため、そらち南農業協同組合との協力体制の確保に努める。

(2) 施設等の点検

町は、農地・農業用施設の管理者と連携し、平常時から農地・農業用施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。また、農地・農業用施設に係る洪水浸水想定域等の災害リスクの周知に努める。

(3) 田んぼダムの推進

町は、水田の貯留機能を活用した田んぼダムの整備を推進し、農地等の被害の軽減に努める。

2 林地および林業用施設の予防対策

(1) 協力体制の整備

町は、林地・林業用施設の管理者と連携し、風水害等の発生を未然に防止し、または被害を軽減するため、常に降雨等の気象予警報等に注意し、災害の未然防止に努める。

(2) 施設等の点検

町は、林地・林業用施設の管理者と連携し、平常時から林地・林業用施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備に努める。

(3) 倒木対策の推進

町は、町有林の倒木の防止や倒木による二次被害を防止するため、南空知森林組合と連携し、町有林の保全管理、計画的な整備の推進に努める。

第12節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、または被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、水防法に基づき作成した「栗山町水防計画」の定めるところによる。

第13節 風害予防計画

風による公共施設の災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

- 1 学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。
- 2 家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を指導するものとする。

第14節 雪害予防計画

雪害に対処するための予防対策は、この計画に定めるところによる。

第1 町の体制

町は、異常降雪、吹雪等により雪害が予想される場合において、関係機関と緊密な連絡をとり、町内の降雪および積雪の状況を的確に把握し、配備体制を整える等、必要な措置を講ずるものとする。

また、町は雪害対策を積極的に実施するため、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 雪害対策の体制および窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料供給および防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 6 孤立予想地域に対して次の対策を講ずること。
 - (1) 食料、燃料等の供給対策
 - (2) 医療対策
 - (3) 応急教育対策
- 7 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。

第2 予防対策

- 1 除雪路線実施区分

除雪路線は、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により分担して除雪を実施するものとする。

- (1) 国道の除雪は、札幌開発建設部岩見沢道路事務所が行う。
- (2) 道道の除雪は、空知総合振興局札幌建設管理部長沼出張所が行う。
- (3) 町道の除雪は、町（建設課）が行う。

2 町道除排雪要領

町道の除排雪は、「栗山町除排雪業務実施要領（別表第10-1）」および「栗山町除排雪作業施工管理基準（別表第10-2）」に基づくほか、次の要領で実施するものとする。

- (1) 除雪路線は、交通量、消防対策等を検討して決定する。
- (2) 常時1車線の確保に努める。
- (3) 常に気象予報に注意して、配車に万全を期する。

3 除雪実施目標

除雪対策の期間および実施目標は、次のとおりとする。

(1) 第一次目標

期 間 11月

目 標 除雪機械車両等の整備点検および防雪施設、スノーポール等の設置

(2) 第二次目標

期 間 12月から3月まで

目 標 豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

4 排雪

排雪に伴う雪捨て場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 雪捨て場は、交通に支障のない場所を選定すること。
- (2) 河川等を利用し、雪捨て場を設定する場合は、河川管理者と十分協議の上決定するものとし、投下には溢水災害等の防止に十分配慮するものとする。

第3 雪害の発生が予想されるときへの対応

- 1 町は、札幌管区気象台が発表する大雪に関する特別警報・警報・注意報および気象情報、並びに現地情報を勘案し、必要と認める場合は警戒・非常配備体制に入るものとする。
 - (1) 大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
 - (2) 雪害による交通まひ、渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模、範囲から緊急、応急措置を要するとき。
- 2 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

第15節 融雪災害予防計画

融雪による河川等の出水災害に対処するための予防対策は、「栗山町水防計画」に定めるもののほか、この計画の定めるところによる。

第1 町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 融雪災害対策の体制および窓口を明確にすること。
- 2 気象情報および融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、山（がけ）崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難指示等の発令ができるようにしておく。
- 6 災害の発生または発生のおそれがある場合における連絡体制および出動体制並びに避難救助体制を確立すること。
- 7 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝および排水溝などの流下能力確保のため、パトロール、日常点検の実施に努めること。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

第2 予防対策

1 気象情報および積雪状況の把握

町は、融雪期においては、関係機関と緊密な連絡をとり、地域内の降積雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生および経路の状況または降雨および気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

2 融雪出水対策

町は、河川が融雪、結氷、排雪等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に稼働内の除雪、結氷等障害物の除去に努めるものとする。

3 なだれ等予防対策

町は、なだれ発生の可能性が想定される箇所、特に山（がけ）崩れ、地すべり等の発生が予想される箇所について、随時パトロールを実施するとともに、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずるものとする。

4 交通の確保

町は、積雪、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除排雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。

また、道路側溝の機能が低下し溢水災害が発生することを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

第3 対策期間

融雪対策の期間は、3月から5月までとする。

第16節 土砂災害予防計画

土砂災害の予防については、この計画の定めるところによる。

第1 現況

- 1 本町における、土砂災害危険箇所ならびに土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域および土砂災害特別

警戒区域の指定箇所は、次のとおり。（別表第11）

（土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域：平成29年3月24日指定）

区 分	土砂災害警戒区域	
		うち特別警戒区域
急傾斜地崩壊危険箇所	11	6
土石流危険渓流	34	4
指定箇所数 計	40	10

2 本町における、山地災害危険地区は、次のとおり。（別表第11-1）

区 分	個所数
山腹崩壊危険地区	41
崩壊土砂流出危険区域	43
地すべり危険地区	4
計	88

第2 予防対策

町は、道との連携のもと、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知および適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。

- 1 計画に、土砂災害警戒情報と連携した避難指示等の発令基準、警戒区域等、避難指示等の発令対象区域、情報の収集および伝達体制、避難所の開設・運営、要配慮者への支援、住民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。
- 2 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難経路・避難場所に関する事項など災害警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した防災ガイドブックやハザードマップなどの印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
- 3 土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）および土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。

第3 形態別予防計画

1 地すべり等予防計画

町は、住民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域および地すべり危険地区の周知に努めるとともに、計画において必要な警戒避難地政に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

2 急傾斜地崩壊（山（がけ）崩れ）等予防計画

町は、住民に対し、土砂災害警戒区域および急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、計

画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

3 山腹崩壊予防計画

町は、住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

4 土石流予防計画

町は、住民に対し、土石流危険渓流の周知に努めるとともに、計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

第17節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町、道および防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

町、道および防災関係機関は「北海道雪害対策実施要綱」および「栗山町除排雪業務実施要領」等に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- （1）積雪・寒冷期に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。
- （2）災害時における避難、救出、給水、食料、燃料供給および防疫等の応急措置の体制を整えること。

第3 交通の確保

1 道路交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町、道および北海道開発局の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 町（建設課）は、国道、道道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 町（建設課）は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア 町（建設課）は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ 町（建設課）は地吹雪等による交通障害を予防するため、防雪柵の整備を推進する。

第4 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町（建設課）は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における避難所、避難路の確保

町（総務課および建設課）、道および防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

第5 寒冷対策の推進

1 避難所対策

町（総務課）は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努めるほか、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

2 被災者および避難者対策

町（総務課）は、被災者および避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

なお、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第18節 複合災害に関する計画

町、道および防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

第1 予防対策

- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- 2 町および道は、複合災害時における住民の災害予防および災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。

第19節 業務継続計画

町は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP）を策定するものとする。

第1 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、災害発生時に町、道および事業者自身も被災し、人員、資機材、情報およびライフライン等使用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講ずる計画として策定するものであり、災害に即応した要因の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

第2 業務継続計画の策定

- 1 町は、災害応急活動およびそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が早期に再開できるよう、災害時においても各課の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するとともに計画の継続的改善に努めるものとする。
- 2 業務継続計画の策定においては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位および職員の参集体制、庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第3 庁舎等の災害対策本部機能の確保

町は、災害時の拠点となる庁舎等について、耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎およびその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房および発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第5章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、または応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

第1節 災害情報収集・伝達計画

災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集および伝達等については、この計画に定めるところによる。

第1 情報および被害状況報告の収集、連絡

災害情報および被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防および応急対策を実施する基本となるものである。

町、道および防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

- 1 町は北海道防災情報システム、北海道総合行政情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J－ALERT）等で情報を収集し、迅速に住民等への伝達に努めるものとする。
- 2 町は、住民等への情報伝達手段として、多様な手段として広報車による伝達、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能、栗山町防災情報メールを含む）等の整備に努めるものとする。その際、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、災害に孤立する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

第2 町の災害情報等収集および連絡

- 1 町長（総務課）は、災害が発生し、または発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を空知総合振興局長に報告するものとする。
なお、災害発生場所の報告においては、地図等場所の特定ができる資料を添付するものとする。
- 2 発見者の通報義務
災害が発生した場合または異常現象（局地的な豪雨、森林火災、異常出水、堤防の溢水または決壊等）発見者は、災害情報連絡系統図（別表第12）により、速やかに町、警察署、南空知消防組合消防署または最寄りの地区情報連絡責任者に通報するものとする。
- 3 町への通報
異常現象を発見した場合または発見者から通報を受けた警察署、南空知消防組合消防署および地区情報連絡責任者は、災害情報連絡系統図（別表第12）により、直ちに町（総務課）に通報するものとする。
- 4 町から防災関係機関への通報および町民への周知
 - （1）町長（総務課）は、災害発生または異常現象発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により必要に応じ防災関係機関に通報するとともに町民に周知するものとする。
 - （2）防災関係機関への通報および町民への周知は、災害情報連絡系統図（別表第12）によるものとする。

5 通報の取扱い

- (1) 発見者からの通報窓口は総務課とし、勤務時間外にあっては日直者、夜間警備員が受理し総務課長に報告するものとする。
- (2) 総務課長は、発見者または日直者、夜間警備員からの通報等を受けたときは、町長に報告し、その指示により事務処理に当たるものとする。

6 地区情報連絡責任者

災害が発生し、または発生するおそれがある場合の情報収集の万全を図るため、各町内会・自治会に情報連絡責任者を置く。

地区情報連絡責任者は各町内会長または自治会長とする。なお、自主防災組織（第4章第5節）が整備された場合はその代表者とする。

地区情報連絡責任者は、地域内の住民と協力して警戒にあたり、情報の早期把握に努めるとともに、災害が発生したときは、直ちに町またはその他関係機関に通報するものとする。

第3 災害等の内容および通報の時期

1 災害対策本部（災害対策連絡会議）設置

- (1) 本部（連絡会議）を設置したときは、本部の設置状況およびその他の情報等について、道および関係する防災関係機関へ通報する。
- (2) 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。

2 道への通報

町は、発災後の情報等について、次により道（危機対策課）に通報する。

- (1) 災害の状況および応急対策の概要・・・・・・・・・・発災後速やかに
- (2) 本部等の設置・・・・・・・・・・本部等を設置した時直ちに
- (3) 被害の概要および応急復旧の見通し・・・・・・・・・・被害の全貌が判明するまで、または
- (3) 被害の概要および応急復旧の見通し・・・・・・・・・・応急復旧が完了するまで随時
- (4) 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

3 国への報告

- (1) 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道および国（消防庁経由）に報告する。
- (2) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道および国（消防庁経由）への報告に努める。

第4 被害状況報告

- 1 町（総務課）は、災害が発生した場合は、道が定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、空知総合振興局長に「災害情報報告」（別表第13）により報告するものとする。
- 2 町（総務課）は、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、町（総務課）は、通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとし、確定報告については、応急措置完了後20日以内に内閣総理大臣あておよび消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

（１）「直接即報基準」に該当する火災・災害

航空機、大型タンカー、列車等の交通機関の火災
石油コンビナート等特別防災区域内の事故
危険物（高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）等に係る事故
原子力災害
死者および負傷者が15人以上発生し、または発生するおそれのある列車、バスの衝突、転覆、転落等による救急・救助事故およびハイジャック、テロ等による救急・救助事故
震度5強以上を記録した地震（被害の有無を問わない。）

（２）被害状況等の報告

回線 区分	平日(9:30～17:45) 消防庁応急対策室	休日・夜間(左記以外) 消防庁宿直室	北海道庁総務部危機 対策局 危機対策課	北海道空知総合振 興局 地域政策部地域政 策課
N T T 回線	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7777 03-5253- 7553 (FAX)	011-204-5008 011-231-4314 (FAX)	0126-20-0033 0126-25- 8144 (FAX)
消防防災 無線	7527 7537 (FAX)	7782 7789 (FAX)		
北海道 総合行政情 報 ネットワー ク	6-048-500-7527 6-048-500- 7537 (FAX)	6-048-500-7782 6-048-500- 7789 (FAX)	6-210-22-554 6-210-22-553	6-450-2151 6-450-2181

【災害情報等報告取扱要領】

町長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、次の定めるところにより災害情報および被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を空知総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、概ね次に掲げるものとする。

- （１）人的被害、住家被害が発生したもの。
- （２）災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- （３）災害に対し、道および国の財政援助等を要すると思われるもの。
- （４）災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、または広域的な災害で当該市町村が軽微であっても支庁地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- （５）地震が発生し、震度4以上を記録したもの。

- (6) 災害の状況およびそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類および内容

(1) 災害情報

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、別表第13の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関および指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表第14の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表第14の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表第14の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、前記(1)および(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報および被害状況報告（速報および中間報告）は、電話または無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表第15のとおりとする。

第2節 災害通信計画

災害時における防災関係機関等との災害情報、被害報告等の通信連絡の方法については、この計画の定めるところによる。

第1 通信手段の確保

町は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、NTT東日本株式会社等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備および衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。

なお、電気通信事業者は、災害時において防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

第2 電話および電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

第1における通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

1 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報

天変、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常・緊急電報の利用方法

ア 115番（局番なし）をダイヤルし、NTTコミュニケーターを呼び出す。

イ NTTコミュニケーターが出たら

(ア) 「非常または緊急扱いの電報」と告げる

(イ) 予め指定した電話番号と通話責任者名等を告げる

(ウ) 届け先、通信文等を申し出る

(4) 電気通信事業法および契約約款に定める電報内容、機関等

ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、または配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
気象、水象、地象もしくは地動の観測の報告または警報に関する事項であつて緊急を要するもの	気象機関相互間
洪水等が発生し、もしくは発生するおそれがあることの通報またはその警告もしくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
災害の予防または救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
鉄道、道路等交通施設の災害の予防または復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
通信施設の災害の予防または復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
電力設備の災害の予防または復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間

秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
災害の予防または救援に必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、 または発生するおそれがある事を知つ た者と前各欄に掲げる機関との間

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、または配達を受ける場合に取り扱う。

電報の内容	機関等
火災、集団的疫病、地象もしくは地動の観測の報告または警報に関する事項であって緊急を要するもの	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間(アの8項に掲げるものを除く) (2) 緊急事態が発生し、または発生するおそれがある事を知った者と、 (1)の期間との間
治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と、警察機関との間
天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者または通信社の機関相互間
水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道、ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (3) 国または地方公共団体(アの表および本表1～5(2)に掲げるものを除く)相互間

3 その他の通信施設の利用

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、概ね次のとおりである。

(1) 携帯電話

町職員各自が保有する携帯電話を利用して通信連絡を行うものとする。

(2) 町の通信施設

ア 北海道総合行政情報ネットワーク

(ア) 地上系回線と衛星系無線回線の2ルート

(イ) 端末局、FAXは、役場本庁舎2階に設置

(ウ) 南空知消防組合消防署に専用回線で接続

(エ) 本庁内線電話により受発信可能

イ 防災無線（別表第16）

（ア）基地局 1局（本庁舎2階建設課）

（イ）移動局49局（携帯用－16局、車載用－33局）

ウ 消防無線（別表第17）

（ア）基地局1局

（イ）固定局6局

（ウ）移動局24局 携帯用 6局（本部1局、消防署5局）

車載用16局（本部1局、消防署7局、消防団8局）

可搬型 1局（本部）

卓上型 1局（消防署）

（3）警察の通信施設

ア 栗山警察署専用電話をもって、通信相手機関に最も近い警察機関を経るものとする。

イ 警察無線電話装置により、北海道警察本部、栗山警察署、同移動局（パトカー）等を経る行う。

4 通信途絶時等における措置

前項1～3までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができないとき、または通信を行うことが著しく困難であるときは、次のとおり臨機の措置を講ずるものとする。

（1）アマチュア無線局の免許人に協力を要請し、その利用を図るものとする。

（2）自動車、徒歩等により連絡員を派遣し、口頭により連絡する。

（3）北海道総合通信局では、防災関係機関が希望する場合、移動通信機器等の貸出を行っているため、その利用も検討する。

【連絡先】総務省北海道総合通信局防災対策推進室 011-747-6451

第3節 災害広報・情報提供計画

町、道および防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、この計画の定めによる。

第1 災害情報等の収集

災害情報等の収集については、本章第1節「災害情報収集・伝達計画」によるほか、次の方法によるものとする。

- 1 職員の派遣による災害現場の取材および記録写真の収集
- 2 報道機関その他防災関係機関の取材による資料の収集
- 3 その他災害の状況に応じ職員の派遣による資料の収集

第2 災害広報および情報等の提供の方法

町、道および防災関係機関等は、災害時において、被災者をはじめとする町民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、適切な判断による行動を支援する。

また、町および道は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

1 発表責任者

災害広報・情報提供は、本部長（町長）の承認を得て、総務対策部長（総務課長）がこれに当たる。

2 町民に対する広報等の方法および内容

（１）町民および被災者に対する広報活動は、次の広報媒体等を利用して、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

また、高齢者、障がい者等避難行動要支援者への伝達に十分配慮する。

ア コミュニティFM放送（緊急告知FMラジオ）の利用

イ インターネット、イントラネットにおける町ホームページやSNS（X等）の利用

ウ 町防災情報メール（登録制）の利用

エ 町広報車の利用

オ 新聞、テレビの利用

カ チラシ等印刷物の利用

キ 町広報紙の利用

（２）広報事項の内容

ア 災害に関する情報および注意事項

イ 災害応急対策とその状況

ウ 被災地を中心とした交通に関する状況

エ 災害復旧対策とその状況

オ その他必要な事項

3 広聴活動

総務対策部は本部の指示により、被災者のための相談窓口を開設し、住民並びに被災者の意見、要望、相談等を公聴し、災害対策に反映させるものとする。

4 報道機関に対する情報の発表

収集した災害情報等に基づき、報道機関に対して次の事項を発表する。

（１）災害の種別（名称）および発生年月日

（２）災害発生の場所または被害激甚地域

（３）被害状況

（４）町における応急対策の状況

（５）町民および被災者に対する注意および協力要請

（６）災害対策本部の設置または廃止

（７）救助法適用の有無

5 庁内連絡

総務対策部は本部業務の適切な遂行のため、災害情報等は庁内放送等を利用して本部職員に周知するものとする。

第3 安否情報の提供

1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、町または道に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行ふものとする。
- (2) 安否情報の照会を受けた町または道は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示または提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。
- (3) 安否情報の照会を受けた町または道は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷もしくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷または疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 町または道は、(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。
- #### 2 安否情報を回答するに当たっての町または道の対応
- 町または道は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。
- (1) 被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
 - (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
 - (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
 - (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第4 災害時の氏名等の公表

道は、道民の安全・安心の確保に資するため、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、別に定める「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従い、災害時の氏名等の公表について対応するものとする。

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第4節 避難対策計画

災害時において、町民の生命または身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、この計画の定めるところによる。

第1 避難実施責任者および措置内容

町長等避難実施責任者は、災害により、人命、身体の保護または災害の拡大防止のため、特に必要があると認めたときは、次により避難指示等を行う。

特に、町は住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、住民に対して避難準備および自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者の避難に資する高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示および緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。

1 町長（基本法第60条、水防法第29条）

- (1) 町長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きの指示、立退き先としての指定避難所等の指示、緊急安全確保措置の指示を行うとともに、指定避難所の開設、避難者の収容等を行い、その旨を速やかに空知総合振興局に報告する（避難解除の場合も同様）。また、立退指示等ができない場合は、警察官にその指示を求めるものとする。
- (2) 町長は、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案した分析を行い、その結果、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに避難指示等を行う。
- (3) 水防管理者（水防管理団体である町長等）が、洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。なお、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を空知総合振興局長に速やかに報告するとともに、栗山警察署長にその旨を通知する。
- (4) 避難指示等は、災害の状況および地域の実情に応じ、効果的な伝達手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

2 知事またはその命を受けた道の職員（基本法第60条、第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

- (1) 知事（空知総合振興局長）または知事の命を受けた職員は、洪水もしくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、またはその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。また、知事（空知総合振興局長）は洪水、地すべり以外の災害においても町長が行う避難、立退きの指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の収容等については町長に委任する。
- (2) 知事は、災害発生により町長が避難のための立退きまたは緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、第5章第14節「輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請する。

3 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

- (1) 警察官は前記1の(1)により町長から要求があったとき、または町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者に対し、避難のための立退きまたは緊急安全確保措置の指示を行うものとし、必要と認めるときには、その立退き先について指示することができる。その場合、直ちにその旨を町長に通知するものとする。
- (2) 警察官は災害による危険が切迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

4 自衛隊（自衛隊法第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等および被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

第2 避難措置における連絡、助言、協力および援助

1 連絡

町、道（空知総合振興局）、北海道警察本部（栗山警察署）、および自衛隊は、法律または防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

2 助言

(1) 町

町は、避難のための立退きまたは緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方气象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の

技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(2) 国や道の関係機関

町から助言を求められた国や道の関係機関は、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、道は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

また、国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。

なお、道および国は、町長による水害時における避難指示等の発令に資するよう、町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

3 協力、援助

北海道警察本部（栗山警察署）は、町が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

第3 避難指示等の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、北海道防災情報システム、L-A L E R T（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達および早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

1 伝達事項

(1) 警戒レベルを付し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保措置の指示およびその理由・内容

(2) 避難場所等および経路

(3) 火災、盗難の予防措置等

(4) 携行品等その他の注意事項

ア 携行品は必要最小限にする（食料、飲料水、洗面用具、日用品、常用薬、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等）。

イ 避難時の戸締りをする。

ウ 避難に当たっては、火気危険物等の始末（器具消火、ガスの元栓の閉め等）を徹底する。

エ 服装は軽装とし、必要に応じ、帽子、雨合羽、防寒用具等を携帯する。

2 伝達方法

次に掲げるもののうち、災害の状況および地域の実情に応じ、最も迅速かつ的確に伝達することができる方法により行うものとする。場合によっては、2つ以上の方法を併用するものとする。

(1) インターネット、登録制メール、イントラネットによる伝達

町のホームページや栗山町防災情報メール、SNS（X等）を活用し、町民に伝達する。

- (2) ラジオ放送（緊急告知FMラジオを含む）による伝達
エフエムくりやま（78.8MHz）との災害協定に基づき、指示等を行った旨を連絡し、関係住民に伝達すべき事項を提示して、放送するよう協力依頼する。
- (3) 広報車による伝達
町、消防署等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。
- (4) テレビ放送等による伝達
放送局（NHKおよび民間放送局）に対して、指示等を行った旨を連絡し、関係住民に伝達すべき事項を提示して、放送するよう協力を依頼する。
- (5) 電話による伝達
電話により住民組織、官公署、会社等に通報する。
- (6) 伝達員による個別伝達
避難に関する情報の伝達等が夜間、停電時、風雨が激しい場合等のため、全家庭に対する周知が困難であると予想される場合は、消防団員等で班を編成し、個別に伝達するものとする。
- (7) 町内会・自治会、自主防災組織等の住民組織による伝達
町内会・自治会長および自主防災組織の会長等に対して、電話等により伝達を依頼する。

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保とする。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない
警戒レベル4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から全員避難（立退き避難または屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水注意報等
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

※警戒レベル1、2は気象庁が発表

第4 避難方法

1 避難誘導

避難誘導は、町職員、消防吏員、消防団員、警察官等が協力して行い、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危

険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な退避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民が取れるように努めるものとする。特に台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

2 避難の方法

- (1) 避難は、可能な限り町内会・自治会単位、または町内会・自治会各班単位で行う。
- (2) 避難は、各個に行くことを原則とする。ただし、避難者が自力で避難、立退きすることが不可能な場合は、関係機関と連携調整し、車両等により移送する。
- (3) 被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、町において措置できないときは、他の市町村または空知総合振興局に対し応援要請を行う。

第5 避難行動要支援者等の避難行動支援

1 避難行動要支援者の避難支援

町は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意したものについては、名簿情報等に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であったものや個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者に協力を求める。

なお、避難支援を行うにあたっては、避難行動要支援者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

2 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否確認を行う。

3 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、避難行動要支援者およびその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- (1) 避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動
- (2) 病院への移送
- (3) 施設等への緊急入所

4 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

5 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

6 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町等へ応援を要請する。

第6 避難路および避難場所の安全確保

住民等の避難に当たっては、町職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

第7 被災者の生活環境の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな避難所の供与および避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第8 指定緊急避難場所（指定避難所）の開設

- 1 町は、災害時に必要に応じ、災害種別、規模、推定避難者数および避難場所の被災状況その他の情勢を判断し、第4章第6節「避難体制整備計画」で定めている中から指定し、速やかに指定緊急避難場所（指定避難所）を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて協定締結している福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

- 2 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努める。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等へ避難を促す。
- 3 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- 4 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。
- 5 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
- 6 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。
- 7 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

第9 指定緊急避難場所（指定避難場所）の運営管理

- 1 町は、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、町内会・自治会および避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。

また、町は指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

（1）指定緊急避難場所

ア 避難を要する状況にあつては、速やかに本部から連絡員を配置し、避難住民との連絡および避難状況の把握に努めるとともに、避難者に対する情報提供および指示を行い、避難住民の安全確保および混乱の防止を図るものとする。

イ 避難における救済措置は、原則として給水および医療救護とする。

ウ 指定緊急避難場所の施設管理者は、本部長（町長）またはその命を受けた町職員の指示に従い、運営管理に協力するものとする。

（2）指定避難所

ア 指定避難所の管理運営は、開設初期においては町（民生対策部）が主体となり実施する。避難所の状況が落ち着くとともに避難所運営が長期化することが見込まれる場合は、町、施設管理者、避難者等と協力して避難所運営を行うものとする。

イ 指定避難所の開設基準、開設期間等については、救助法が適用されたときは同法により、また、同法が適用されない災害の場合は、同法に準じて行うものとする。

ウ 指定避難所には、運営管理者および補助者を置くものとする。

エ 指定避難所として使用する施設の管理者は、本部長（町長）またはその命を受けた町職員の指示に従い、速やかに指定避難所の開設および運営管理に協力するものとする。

オ 運営管理者は、本部および当該施設の管理者との連絡並びに避難住民の収容等に当たるとともに、必要に応じて避難所の運営に関して民間団体、ボランティア団体等の協力を得るものとする。

カ 指定避難所を開設した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

（ア）避難者世帯名簿（別記第1号様式）

（イ）救助種目別物資受払簿（別記第2号様式）

（ウ）避難所設置および収容状況（別記第3号様式）

（エ）避難所収容台帳（別記第4号様式）

- 2 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。

なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、北海道地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。

- 3 避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報および避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

- 4 避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 5 避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、市町村に対する助言・支援に努めるものとする。
- 6 避難所の運営においては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。
- 7 避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- 8 災害の規模、被災者の避難および受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- 9 災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空屋等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。
- 10 車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保険関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。また、安全対策や避難所施設のルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについて円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。
- 11 避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。
- 12 感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当課と保健福祉担当課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 13 避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。

なお、避難所において感染症が発生またはその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者または感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区画と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

第10 避難場所の周知方法

町民に対し、平常時から避難場所を周知するため、別図第3の避難場所標識を設置するとともに、広報紙等を活用して、町民に周知するものとする。

第11 道（空知総合振興局）に対する報告

- 1 町長が避難指示等を発令したときおよび警察官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の事項を記録するとともに知事（空知総合振興局長）に対しその旨報告するものとする。
 - （1）発令者
 - （2）発令日時
 - （3）発令理由
 - （4）避難の対象区域
 - （5）避難先
- 2 避難所を開設したときは、知事（空知総合振興局長）にその旨報告する。
 - （1）避難所開設の日時、場所および施設名
 - （2）開設期間の見込み
 - （3）収容状況および収容人員
 - （4）炊き出し等の状況

第12 関係機関への連絡

町長が避難指示等を発令したときおよび警察官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の要領により関係機関に連絡するものとする。

- 1 警察署に連絡し、必要に応じて協力を求めるものとする。
- 2 避難所として利用する施設の管理者に連絡をとり、協力を求めるものとする。

第13 広域避難

- 1 広域避難の協議等
町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該町の区域外への広域的な避難、指定避難所および指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うことができる。
- 2 道内における広域避難
町は、他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。
- 3 道外への広域避難
 - （1）町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。
 - （2）町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、（1）によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。
- 4 避難者の受け入れ
町は、指定避難所および指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第14 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

- (1) 町長は、災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めた場合、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受け入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

- (2) 町長は、道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、あらかじめ空知総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告するものとする。

- (3) 他の市町村長または知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた場合、町長は被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、速やかに、当該市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

なお、この場合において町長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

- (4) 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、および被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

- (5) 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、および被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

- (6) 町長は、他の市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

- (7) 知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、実施すべき措置を町長に代わって実施する。

また、当該市町村が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を当該市町村長に引き継ぎを行うものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、または終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、当該市町村長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

- (1) 町長は、災害発生により、被災住民について、道外の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認めた場合、知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）へ被災住民の受け入れについて協議することを求めるものとする。

- (2) 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告するものとする。

- (3) 町長より要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行う。また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

- (4) 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに災害発生市町村長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

- (5) 町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

- (6) 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を知事に報告

し、公示するとともに被災住民への支援に係る機関等に通知する。

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。

(7) 知事は、道外広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に係る機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。

(8) 知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなつた場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村長より要求がない場合にあつても、協議先知事との協議を実施する。

3 広域一時滞在避難者への対応

町および道は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難先の市町村における連携に配慮する。

第5節 応急措置実施計画

災害時において、町長および防災関係機関の長が実施する応急措置については、この計画に定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 町長またはその委任を受けて町長の職権を行う町の職員
- 2 消防機関の長およびその他法令の規定に基づきその責任を有する者
- 3 警察官
- 4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- 5 知事
- 6 指定行政機関の長および指定地方行政機関の長
- 7 指定公共機関および指定地方公共機関の長

第2 町の実施する応急措置

町長およびその所轄の下に行動する消防機関の長および防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしているときは、法令および計画等の定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防衛または災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずるものとする。

また、町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道および他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

1 警戒区域の設定（基本法第63条第1項）

(1) 町長（基本法第63条、地方自治法153条）

町長またはその委任を受けて町長の職権を行う町の職員は、災害が発生しまたはまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 消防吏員または消防団員（消防法第28条・第36条）

火災または水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員または消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定めるもの以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、またはその区域への出入を禁止もしくは制限することができる。

(3) 消防機関に属する者（水防法第21条）

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止もしくは制限し、または当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

(4) 警察官（基本法第63条、地方自治法第153条、消防法28条・36条、水防法第21条）

ア 警察官は、町長（権限の委任を受けた町の職員を含む。）が現場にいないとき、または町長からの要求があったときは、警戒区域を設定できるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立ち入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちにその旨を町長へ通知する。

イ 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する）の現場において、消防吏員または消防団員が火災の現場にいないときまたは消防吏員または消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物、居住者およびその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、またはその区域への出入りを禁止もしくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官はこれを援助する。

ウ 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域の立ち入りを禁止し、もしくは制限し、またはその区域からの退去を命ずることができる。

(5) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長（権限の委任を受けた町の職員を含む。）がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

(6) 知事による代行（基本法第73条）

知事（空知総合振興局）は、災害が発生した場合は、当該災害により町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定することとする。

(7) (1)～(6)により警戒区域が設定された場合、町長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

2 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町区域内の他人の土地、建物その他の工作物（以下「工作物」という。）を一時使用し、または土石、竹木その他の物件（以下「物件」という。）を使用し、もしくは収用することができる。この場合において、基本法施行令（昭和37年政令第288号）第24条および基本法第82条の規定に基づき次の措置をとるものとする。

(1) 応急公用負担に係る手続

町長は、工作物または物件を使用し、もしくは収用したときは、速やかに工作物および物件の占有者、使用者その他当該工作物または物件について権限を有する者(以下「占有者等」という。)に対し、次の事項を通知するものとする。この場合において、当該工作物および物件の占有者等の氏名および住所を知ることができないときは、その通知事項を栗山町公告式条例(昭和25年栗山町条例第16号)を準用して、役場前等の掲示場に掲示する等の措置をとるものとする。

ア 名称または種類

イ 形状および数量

ウ 所在した場所

エ 処分の期間または期日

オ その他必要な事項

(2) 損失補償

町は、当該処分により通常生ずべき損失を補償するものとする。

3 災害現場の工作物および物件の除去、保管等の実施(基本法第64条第2項~第6項)

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物または物件で当該応急措置の実施の支障となるもの(以下「工作物等」という。)の除去その他必要な措置をとるものとする。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管するものとする。

(1) 町長は、当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等を返還するため必要事項を公示するものとする。(基本法施行令第25条、第26条)

(2) 町長は、保管した工作物等が滅失もしくは破損のおそれがあるとき、またはその保管に不相当な費用もしくは手数を要するときは、当該工作物を売却し、その売却した代金を保管するものとする。(基本法施行令第27条)

(3) 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第5条および第6条の規定を準用する。

(4) 公示の日から起算して6月を経過してもなお工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、町に帰属する。

4 他の市町村長等に対する応援の要求(基本法第67条)

(1) 町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めるものとする。

(2) 町長は、他の市町村長等から応援を求められた場合は、正当な理由がない限り、応援を拒むことはできない。

(3) 応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

5 知事に対する応援の要求等(基本法第68条)

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め、または応急措置の実施を要請するものとする。

6 住民等に対する緊急従事指示等

- (1) 町長は、本町の地域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町の区域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させるものとする。(基本法第65条第1項)
- (2) 町長および消防署長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町の区域内に居住する者または水防の現場にある者をして水防に従事させるものとする。(水防法第24条)
- (3) 消防吏員または消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火もしくは延焼の防止または人命の救助その他の消防作業に従事させるものとする。(消防法第29条第5項)
- (4) 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めるものとする。(消防法第35条の7第1項)
- (5) 町長は、前記(1)から(4)までにより、本町の区域内の住民または応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または障害の状態となったときは、その者またはその者の遺族もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。(基本法第84条第1項)

第3 救助法の適用

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、本章第33節「災害救助法の適用と実施」に定めるところによる。

第6節 自衛隊派遣要請および派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命または財産の保護のため必要がある場合には知事およびその他災害派遣要請権者は、自衛隊(指定部隊長等の長)に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

第1 災害派遣要請

1 派遣要請権者

知事(空知総合振興局長)

2 要請先指定部隊

陸上自衛隊第7師団第72戦車連隊

3 災害派遣にあたっての基本的な考え方

自衛隊法の趣旨を踏まえ公共性、緊急性、非代替性の3要件全てを満たす事案について、同法に基づき災害派遣を要請することを原則とする。

区分	内容
公共性	公共の秩序を維持するため、人命等社会的に保護しなければならない必要性があること。 (留意事項：個人等に帰属する財産の保護など、公共性が乏しいものは対象としない)
緊急性	天災地変等、突発的な事案で差し迫った必要性があること。 (留意事項：災害派遣要請＝ただちに活動開始を要請)
非代替性	関係行政機関等（消防や警察を含む自治体や国、民間等）の対応能力を超え、自衛隊以外に適切な手段が無いこと (留意事項：消防や警察を含む自治体や国、民間等、自衛隊以外の対処者が十分に活動していること)

4 災害派遣要請要請基準

自衛隊への災害派遣の要請の要求は、人命または財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準は概ね次のとおりとする。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のため医療、防疫、給水、通信等に応援を必要とするとき。

5 要請手続等

- (1) 町長（総務対策部総務班）は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書（別記第5号様式）をもって要請権者である知事（空知総合振興局長）に要求する。
この場合において、町長は必要に応じてその旨および災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭または電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の状況および派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域および活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

- (2) 依頼先

派遣要請の依頼は、空知総合振興局地域創生部地域政策課へ行うものとする。

電話番号	0 1 2 6－2 0－0 0 3 3
総合行政情報ネットワーク	9 6－4 5 0－2 1 5 1

- (3) 要請権者は(1)により派遣要求を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請するものとする。

(4) 緊急を要する災害派遣要請

町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に要求するいとまがないとき、または通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記1の手続きを行うものとする。緊急の場合の自衛隊連絡先は、次のとおりである。

指定部隊名	担当部課	所在地	電話番号
陸上自衛隊第7師団 第72戦車連隊	第3科 連絡幹部	恵庭市柏木531	0123-32-2101 内線236（当直208）

6 受入体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておくものとする。

7 調整

知事（空知総合振興局長）は、町の行う派遣部隊の受入れについて、必要に応じて、使用する施設、場所等について調整を行うものとする。

8 経費

(1) 次の費用は、派遣部隊の受入れ側（町）において負担するものとする。

- ア 資材費および機器借上料
- イ 電話料およびその施設費
- ウ 電気料
- エ 水道料
- オ くみ取料

(2) その他必要経費については、自衛隊および町において協議の上、定めるものとする。

(3) 派遣部隊は、関係機関または民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第2 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の捜索救助活動
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路または水路の啓開
- 7 応急医療、救護および防疫
- 8 人員および物資の緊急輸送
- 9 炊飯および給水
- 10 物資の無償貸付または譲与
- 11 危険物の保安および除去
- 12 その他

第3 派遣部隊到着後の措置

1 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに、派遣部隊の指揮官と応援作業計画等について協議し、派遣部隊の活動が円滑に行われるよう調整を行うものとする。

2 知事（空知総合振興局長）への報告

町長は、派遣部隊到着後または必要に応じ、次の事項を知事（空知総合振興局長）に報告するものとする。

（1）派遣部隊の長の官職氏名

（2）隊員数

（3）到着日時

（4）従事している作業の内容および進捗状況

（5）その他参考となる事項

3 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、町においても災害情報を自衛隊に提供するものとする。

第4 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は次のとおりである。

- 1 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 航空機事故の発生等を探知した場合、または近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- 4 その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

第5 自衛隊との連携

1 連絡体制の確立

知事（空知総合振興局長）、町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

2 連絡調整

知事（空知総合振興局長）、町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切、かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

第6 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法および基本法並びにこれに基づく政令、総理府令および訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にはいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令による。ただし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- 1 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- 2 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- 3 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- 4 他人の土地等の一時使用等および被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- 5 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- 6 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

第7 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣の目的を達成したときまたはその必要がなくなったときは、速やかに文書（別記第6号様式）をもって知事（空知総合振興局長）に撤収要請を依頼するものとする。ただし、文書による要請に日時を要するときは、電話等で依頼し、その後文書を提出する。

第7節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時など、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、この計画の定めるところによる。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、本章第4節「避難対策計画」による。

第1 町、道、国間の応援・受援活動

- 1 町に対する応援（受援）
 - （1）大規模災害等が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道および市町村相互の応援等に関する協定」のほか、市町村間の相互応援協定等に基づき、応援・受援の実施を図る。（資料4）
 - （2）町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長および知事（空知総合振興局長）に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた者は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないものとする。
 - （3）町長および知事（空知総合振興局長）は、被災市町村と連絡が取れないまたは緊急を要する場合であって必要と認めるときは、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。
- 2 他の都府県等からの応援要求への対応

町長は、知事が災害発生都府県知事または内閣総理大臣から、他の都府県の災害発生市町村長の応援を求められたことにともない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

第2 南空知消防組合消防署

- 1 大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請するとともに、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。
- 2 他の消防機関等に対する応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。
- 3 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」および「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

第8節 航空機および無人航空機の活用計画

災害時における航空機および無人航空機の活用については、この計画の定めるところによる。

第1 基本方針

町内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動や情報収集等の災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できる航空機及び無人航空機を活用する。

第2 ヘリコプター等の活動内容

- 1 災害応急対策活動
 - (1) 被災状況調査などの情報収集活動
 - (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送
- 2 救急・救助活動
 - (1) 傷病者、医師等の搬送
 - (2) 被災者の救助・救出
- 3 火災防御活動
 - (1) 空中消火
 - (2) 消火資機材、人員等の搬送
- 4 その他
ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第3 航空機を保有する防災関係機関

北海道、北海道開発局、北海道警察本部、自衛隊

第4 北海道消防防災ヘリコプターの運航

1 緊急運航の要請

町長（総務対策部総務班）は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき知事に対し要請するものとする。（資料5参照）

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大し、または影響を与えるおそれがある場合
- (2) 町の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が有効であると認められる場合

2 要請方法

知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにFAXにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（別記第7号様式）を提出するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時および場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名および災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地および地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目および数量
- (7) その他必要な事項

3 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

- ・電話番号 011-782-3233 ・FAX 011-782-3234
- ・総合行政情報ネットワーク電話 96-210-39-897、898

4 報告

町長は、災害が終息した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（別記第8号様式）により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告するものとする。

5 救急患者の緊急搬送手続等

(1) 応援要請

町長（総務対策部総務班）は、知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。（資料6参照）

(2) 救急患者の緊急搬送手続き

ア 町長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、または生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後空知総合振興局（地域振興部地域政策課）および栗山警察署にその旨を連絡するものとする。

イ 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、FAXにより救急患者の緊急搬送情報伝達票（別記第9号様式）を提出するものとする。

ウ 町長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行うものとする。

エ 町長は、知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。

第5 町の対応等

町長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受け入れ体制等を確保するとともに、活動に係る安全対策等を講ずるものとする。

1 離着陸可能地

本町におけるヘリコプターの離着陸可能地は、資料7のとおりである。

2 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が出ないよう、必要な措置、地上の支援体制等を講ずるものとする。

第9節 救助救出計画

災害によって、生命または身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、この計画の定めるところによる。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振り等円滑な連携のもとに実施する。

また、住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第1 実施責任者

- 1 町（災害救助法を適用された場合を含む。）は、南空知消防組合消防署および栗山警察署等の協力を得て、災害により生命または身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については速やかに医療機関、または日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、町の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、道等の応援を求める。

- 2 町長は、被害が甚大であり、本部のみでの救助救出活動が困難である場合は、本章第6節「自衛隊派遣要請および派遣活動計画」に定めるところにより、知事（空知総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を行うものとする。

第2 救助救出活動

1 被災地域における救助救出活動

町、南空知消防組合消防署および栗山警察署は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関および住民協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助およびこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

2 救出を必要とする者

災害のため、現に生命もしくは身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者で、概ね次に該当する場合とする。

- （1）火災の際、火中に取り残された場合
- （2）台風、地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合
- （3）水害の際、家屋とともに流され、または孤立した場合
- （4）山（がけ）崩れ、地すべり等により生き埋めとなった場合および自動車等の大事故が発生した場合

第3 救出状況の記録

被災者を救出した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- 1 救助種目別物資受払簿（別記第2号様式）
- 2 被災者救出状況記録簿（別記第10号様式）

第10節 医療救護計画

災害のため、地域の医療機関の機能がなくなり、または著しく不足もしくは医療機関が混乱した場合における医療救護の活動の実施については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

町長が行う。ただし、救助法が適用された場合は、知事または知事の委任を受けて町長が実施するほか、知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。

また、状況に応じ、知事に対し救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）および災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請や医療機関、北海道医師会、北海道歯科医師会、北海道薬剤師会、北海道看護協会等に協力を要請する。

第2 医療救護活動の実施

1 町が実施する医療救護活動

- （1）災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、救護班（班長：住民保健課長）を編成し、医療救護に当たる。また、災害の状況に応じて道および北海道医師会等の関係機関に協力を要請する。
- （2）被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導および栄養指導を実施する。

2 対象者

- （1）医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- （2）災害の発生日前後7日以内の分娩者または分娩予定者で災害のため助産の途を失った者
- （3）災害により医療を必要とする者

3 対象者の把握

対象者の把握は、所管のいかんを問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し、本部長（町長）に通知するものとする。通知を受けた本部長（町長）は、直ちに医師等の派遣要請、応急救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保および手配等必要な措置を講ずるよう関係対策部、班に指示するものとする。

4 応急救護所の設置

応急救護所は、原則として救護を必要とする地域の避難所に設置するものとするが、災害の状況等により他の公共施設等を使用するものとする。

第3 輸送体制の確保

1 救護班および災害派遣医療チーム（DMAT）等の協力機関

救護班および災害派遣医療チーム（DMAT）等の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うものとするが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、または緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプター等の派遣の要請を要請する。

2 重傷患者等

重傷患者等の医療機関への搬送は、原則として南空知消防組合が実施する。ただし、南空知消防組合の救急車両が確保できないときは、町、道または救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、または緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣の要請を要求する。

第4 医薬品等の確保

医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、町内業者等からの調達により確保する。ただし、医薬品等の不足が生じ確保が困難なときは、道または関係機関にその確保について要請する。

第5 町内医療機関の現状

町内医療機関の現状は、別表第18のとおりである。

第6 臨時の医療施設に関する特例

町および道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置がある事に留意する。

第7 医療救護活動実施の記録

医療救護活動を実施したときは、次によりその状況を記録しておくものとする。

- 1 救護班活動状況（別記第11号様式）
- 2 病院診療所医療実施状況（別記第12号様式）
- 3 助産台帳（別記第13号様式）
- 4 救助種目別物資受払簿（別記第2号様式）

第8 費用および期間

救助法の基準によるものとする。

第11節 防疫計画

災害時における被災地の防疫は、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

町は、被災地域または被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

- 1 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除および消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- 2 岩見沢保健所長の指導の下、避難場所等において住民に対する保健指導等を実施する。

第2 防疫の実施組織

町長は、災害防疫実施のため、民生対策部環境対策班内に防疫班を編成するものとする。

第3 感染症の予防

- 1 知事は、感染症予防上必要があると認めるときは、町における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示および命令を行うものとする。
 - (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第27条第2項）
 - (2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第28条第2項）
 - (3) 生活の用に供される水の使用制限等に関する指示（感染症法第31条第2項）
 - (4) 物件に係る措置に関する指示（感染症法第29条第2項）
 - (5) 公共の場所の清潔方法に関する指示
 - (6) 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条および第9条）
- 2 検病調査および保健指導等
 - (1) 検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、避難場所等においては道等と連携し、少なくとも1日1回以上行うこと。
 - (2) 町内の衛生組織、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めるものとする。
 - (3) 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施することとする。
- 3 予防接種
町長は、感染症予防上必要なときは、対象者の範囲および期日を指定して知事（岩見沢保健所）の指示を受け、予防接種を実施する。
- 4 清潔方法
家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町長は知事（岩見沢保健所）の指示を受け、町内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。
 - (1) ごみ
収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分する。この場合の取扱いは、「廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に規定するところによる。
 - (2) し尿
し尿は、できる限りし尿処理施設または下水道処理施設を利用させる等の方法により、不衛生にならないよう処分する。

5 消毒方法

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事（岩見沢保健所）の指示があったときは、感染症法施行規則第14条および平成16年1月30日付け健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき、薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

- (1) 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒は、被災後直ちにクレゾールまたは石灰等により実施するものとする。
- (2) 避難所その他の不潔な場所の消毒は、1日1回以上クレゾール等を用い実施するものとする。
- (3) 床上浸水地域に対しては、床、壁の洗浄、床下の湿潤の程度に応じて所要石灰の散布、便所の消毒、手洗設備の設置、汚染度の強い野菜の廃棄等、衛生上の指導を行う。
- (4) 家屋内の汚染箇所の洗浄、手洗水、便所の消毒は、石灰酸水、クレゾールまたはホルマリン水をもって散布する。便槽は、石灰乳またはクロール石灰水を十分かくはんするよう指導する。

6 ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき、薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

7 生活用水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

第4 患者等に対する措置

知事は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、または四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、速やかに感染症法に基づく調査その他の防疫措置を実施するものとする。

第5 避難所等の防疫指導

町長は、避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

1 健康調査等

避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

保健所等の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うように指導する。また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できる限り専従するものとする。また、配膳時の衛生保持および残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

4 飲料水の管理

飲料水の水質検査および消毒については、十分指導徹底させるものとする。

第6 防疫資器材の調達

災害時において、町が所有する防疫資器材等に不足をきたした場合は、岩見沢保健所、隣接市町村等から借用するものとする。

第7 家畜防疫

被災地の家畜防疫は知事が行うものとし、家畜保健衛生所において実施するものとする。

第12節 災害警備計画

住民の生命、身体および財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために栗山警察署が実施する警戒、警備については、この計画の定めるところによる。

第1 災害に関する警察の任務

栗山警察署は、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、風水害等各種災害は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集および住民の生命、身体および財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

第2 応急対策の実施

1 災害の予警報の伝達に関する事項

- (1) 栗山警察署長（以下「警察署長」という。）は、町および防災関係機関と災害に関する予警報の伝達に関して、平常時より緊密な連絡を取り、災害時の伝達に遺漏のないよう措置するものとする。
- (2) 警察官は、基本法第54条第3項の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、速やかに町長に通報するものとする。

2 事前措置に関する事項

(1) 町長が行う警察官の出動要請

町長が基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、または求める場合は、警察署長を経て北海道警察本部長に対して行うものとする。

(2) 町長の要請により行う事前措置

警察署長は、町長からの要請により基本法第59条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知するものとする。この場合において、町長は、当該措置の事後処理を行うものとする。

3 災害時における災害情報の収集に関する事項

(1) 災害情報の収集

警察署長は、町長その他防災関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとする。

(2) 災害情報の連絡

警察署長は迅速に災害情報を収集し、必要と認められる場合には、町長その他防災関係機関に連絡するものとする。

4 災害時における広報に関する事項

警察署長は、地域住民に対して警備措置上必要と認められる場合は、災害の種別、規模および態様に応じ、避難措置、犯罪の予防、交通の規制その他の警察活動について広報を行うものとする。

5 避難に関する事項

- (1) 警察官が基本法第61条または警察官職務執行法第4条により、避難のための立退きの警告または指示を行った場合は、町長に連絡するものとする。
- (2) 警察官が基本法第61条または警察官職務執行法第4条により、避難のための立退きの警告または指示を行う場合は、本章第4節「避難対策計画」に定める避難先を示すものとする。ただし、災害の規模、現場の状況等により本計画により難しい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。この場合において、警察署長は、速やかに町長に対して通知するものとし、当該避難先の借上げ、給食等は、町長が行うものとする。
- (3) 避難の誘導に当たっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、避難した地域に対しては、状況に応じて警ら、検問所の設置等を行い、遺留財産の保護その他犯罪の予防に努めるものとする。

6 救助に関する事項

警察署長は、町長に協力して被災者の救出、負傷者および疾病にかかった者の応急的救護並びに遺体の検分にも努めるとともに、状況に応じて町長の行う災害応急活動に協力するものとする。

7 応急措置に関する事項

- (1) 警察署長は、警察官が基本法第63条第2項に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちに町長に通知するものとする。この場合において、町長は、当該措置の事後処理を行うものとする。
- (2) 警察署長は、警察官が基本法第64条第7項および第65条第2項の規定に基づき応急公用負担（人的および物的公用負担）を行った場合は、直ちに町長に通知するものとする。この場合において、町長は、当該措置による損失補償等の事後処理を行うものとする。

8 災害時における通信計画に関する事項

- (1) 警察署長は、現有通信施設および設備の適切な運用により、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。
- (2) 警察署長は、災害が発生し、孤立が予想される地域その他必要と認められる地域に対しては、移動無線局、携帯無線機等の必要な通信施設または資材の活用について計画し、その運用については、町長と協議をするものとする。

第13節 交通応急対策計画

災害時における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

1 町（建設対策部施設管理班）

町が管理する道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するために必要と認めるときは、その通行を禁止し、または制限するとともに迂回路等を的確に明示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努めるものとする。

また、町が管理している公用車のガソリン等の確保に努めるものとする。

2 南空知消防組合消防署

- (1) 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者または管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。(基本法第76条の3第4項)
- (2) 消防吏員は、前記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、またはその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

3 北海道公安委員会(栗山警察署)

- (1) 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全および円滑化を図るため必要があると認めるとき、および災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域および道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、または制限する。
- (2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者または管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (3) (2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、またはその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

4 北海道開発局札幌開発建設部岩見沢道路事務所

一般国道(指定区間内)の路線に係る道路を保全し、または交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、または制限するとともに迂回路等を的確に明示し、交通の確保を図るものとする。

5 空知総合振興局札幌建設管理部長沼出張所

- (1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、または制限するとともに迂回路等を的確に明示し、交通の確保を図るものとする。

6 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等、警察官がその場にはいない時に次の措置をとることができる。

- (1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、または自ら当該措置を実施すること。
- (2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止および退去を命ずること。

- (3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

第2 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者および北海道公安委員会（栗山警察署）は、相互に緊密な連携を図るとともに、防災関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路および交通の状況について、その実態を把握するものとする。

- (1) 損壊し、または通行不能となった路線名および区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点および合流点
- (3) 緊急に通行の禁止または制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

道路管理者および北海道公安委員会（栗山警察署）は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し、道路標識等を設置するいとまがないとき、または道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場の警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

道路管理者および北海道公安委員会（栗山警察署）が、交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、防災関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図るものとする。

第3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域または道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限する。

1 通知

北海道公安委員会（栗山警察署）は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に対し、禁止または制限の対象、区域、区間、期間および理由を通知する。緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

2 緊急通行車両の確認手続

- (1) 知事（空知総合振興局長）または北海道公安委員会（栗山警察署長）は、空知総合振興局または警察署および交通検問所において、車両の使用者等の申出により当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行う。

緊急通行車両であると確認したものについては、車両ごとに「標章」および「緊急通行車両確認証明書」（資料8）を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

なお、緊急通行車両は、応急対策として、概ね次に掲げる事項のために使用するものとする。

- ア 警報の発令および伝達並びに避難指示等に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 被災した児童および生徒の応急の教育に関する事項

- オ 施設および設備の応急復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防ぎよまたは拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 指定行政機関等が保有し、もしくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両または災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(3) 事前届出制度の普及等

町、道および地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

3 通行禁止または制限から除外する車両

北海道公安委員会（栗山警察署長）は、業務の性質上、町民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上または社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア 使用者等の申出

北海道公安委員会（栗山警察署長）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。

イ 確認場所

規制対象除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署および交通検問所で行う。

ウ 証明書および標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(2) 規制対象除外車両等

ア 傷病者の救護または医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

イ 報道機関の緊急取材のために使用中の車両

ウ 他の都道府県公安委員会または知事の標章および証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両

エ 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中のものであること。

(ア) 道路維持作業用自動車

(イ) 通学通園バス

(ウ) 郵便物の収集または配達のため使用する車両

(エ) 電報の配達のため使用する車両

(オ) 廃棄物の収集に使用する車両

(カ) 伝染病患者の収容または予防のため使用する車両

(キ) その他公益上または社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

第4 緊急輸送道路ネットワーク計画

災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、災害時にネットワークとして機能することが重要である。

北海道開発局、北海道、東日本高速道路株式会社 北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定しており、その概要は次のとおりである。

第1次緊急輸送道路ネットワーク	札幌市、地方中心都市および重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路（道路延長7,245km）
第2次緊急輸送道路ネットワーク	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路（道路延長3,831km）
第3次緊急輸送道路ネットワーク	第1次および第2次緊急輸送道路とその他防災拠点を連絡する道路（道路延長295km）

※ 栗山町耐震改修計画に基づき、住宅建築物の耐震化を進めることとし、特に緊急輸送道路沿道建築物については積極的な耐震化に取り組むこととする。

第14節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送および救援もしくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実に行うために必要な事項については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

災害時輸送は、町長（建設対策部施設管理班）が防災関係機関の協力を得て行うものとする。

第2 輸送の方法

1 車両等による輸送

- (1) 災害時輸送は、一次的には公用車を使用するが、被災地までの距離、被害の状況等により公用車では不足する場合並びに他機関の所有する輸送施設等を活用した方が効率的である場合は、他の機関に応援を要請し、または民間の車両の借上げを行うなど輸送に支障のないように行うものとする。
- (2) 災害時に資機材・物資の輸送が指定避難所まで円滑に実施されるよう輸送拠点の選定や輸送手段の確保・整備に努めるものとする。

2 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者による人力輸送を行うものとする。

3 航空機輸送

陸上輸送の全てが不可能な事態となった場合または山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合は、本章第8節「航空機及無人航空機活用計画」および本章第6節「自衛隊派遣要請および派遣活動計画」の定めるところにより、防災関係機関に航空機等の出動を要請する。

第3 輸送の範囲

災害時における輸送の範囲は、概ね次に掲げるものとし、住民の生命および身体の保護に直接関わるものを最優先する。

輸送の順位としては、種類、数量、緊急度および交通施設の状況等を勘案して、①人命の安全、②被害の拡大防止、③応急対策の円滑な実施の順に配慮しながら行う。

- 1 被災者を避難させるための輸送
- 2 医療および助産で緊急を要する者の輸送
- 3 被災者救出のための必要な人員、資機材等の輸送
- 4 飲料水の運搬および給水に必要な人員、資機材等の輸送
- 5 救援物資の輸送
- 6 行方不明者の捜索および遺体収容処理等のための輸送
- 7 その他特に必要とする輸送

第4 輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次によるものとする。

- 1 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送
国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。
- 2 要請により運送事業者が行う災害時輸送
輸送計画に基づき、町長からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した町長が支払うものとする。
なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

第5 実施状況の記録

緊急輸送を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- 1 救助種目別物資受払簿（別記第2号様式）
- 2 輸送記録簿（別記第14号様式）

第15節 食料供給計画

災害による被災者および災害応急対策従事者等に対する食料供給については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

町長（総務対策部財政資材班・民生対策部福祉班）が実施する。なお、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任に基づいて実施する。

第2 食料の供給

1 調達方法

- (1) 「災害時に関する協定」（資料4）に基づき、協定締結業者等から行うものとする。
- (2) 町において調達が困難な場合、町長は、その確保について近隣市町村長または空知総合振興局長を通じて知事に要請する。なお、炊き出し等に必要な応急用米穀を確保できないときは、空知総合振興局長を経由して知事に要請し、農林水産省農産局長から支給を受けるものとする。
- (3) 栗山町災害時備蓄計画（資料9）に基づき、応急的に対応できるだけの一定数量を町で備蓄保管するものとする。

2 供給品目

供給する食料は、米飯、パン、乾パン、缶詰、インスタント食品、粉ミルク等とし、被災状況および調達の状況等から配給するものを決定する。

3 対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家が被害を受け、炊事のできない者
- (3) 旅行者、町内通過者などで他に食料を得る手段のない者
- (4) 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- (5) 災害応急対策従事者

4 配給の方法

被災者等に対する食料の配給は、次のとおり行うものとする。

- (1) 原則として避難所において行う。
- (2) 自宅等に残留する被災者に対しては、最寄りの避難所において行う。
- (3) 町内会・自治会、自主防災組織等の協力を得て、公平かつ円滑に実施できるように配慮する。
なお、要配慮者には十分配慮することとする。

5 食料の需要把握

- (1) 被災者等に対する需要把握は各部各班が行い、民生対策部福祉班が取りまとめて調達を行う。
特に、要支援者に配慮して需要の把握に努める。
- (2) 災害応急対策従事者に対する需要把握は各部各班が行い、総務対策部財政資材班が取りまとめて調達を行う。

第3 食料輸送計画

食料の輸送については車両によるものとし、本章第14節「輸送計画」の定めるところによる。また、労務者を必要とする場合は本章第31節「労務供給計画」により措置するものとする。

第4 炊き出し計画

1 現場責任者

炊き出しを実施する場合、民生対策部長は、当該保健衛生班の中から現場の責任者を指定し、指揮監督に当たらせるものとする。

2 炊き出しの方法

炊き出しは、日本赤十字社北海道支部空知地区栗山分区、ボランティア団体等の協力を得て、学校給食施設その他給食施設を有する公共施設等を利用して行うものとする。

なお、町において直接炊き出しすることが困難で、町内の弁当業者等に発注することが実情に即すると認められるときは、当該業者等を利用するものとする。

また、必要がある場合は、空知総合振興局長に対して自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

3 炊き出し給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 炊き出し給与状況（別記第15号様式）
- (2) 救助種目別物資受払簿（別記第2号様式）

4 費用および期間

救助法の基準によるものとする。

第16節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給および給水施設等の応急復旧については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

町長（建設対策部上下水道班）は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水および医療機関等の医療用水を確保するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

1 個人備蓄の推進

町（建設対策部上下水道班）は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

2 給水資機材の確保

町（建設対策部上下水道班）は災害時に使用できる応急給水用資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車を日本水道協会北海道地方支部から調達して、給水に当たるものとする。

第2 給水の実施

1 給水対象者

災害のため飲料水を得ることができない者

2 給水の方法

(1) 輸送による給水

被災地の近隣市町から、給水用資機材により補給し、被災地域内へ輸送の上、町民に給水するものとする。

(2) 応急給水栓の設置による給水

給配水管施設に被害が少なく、応急給水栓の設置による給水が適当と判断された場合は、適宜設

置し、給水するものとする。

3 給水量

1人1日当たりの給水量は、概ね3リットルとする。

4 町民への周知

給水に当たっては、広報車の巡回等により町民に周知するものとする。

(1) 給水拠点の場所および給水方法

(2) 水道施設の被害状況および復旧見込み

(3) その他必要事項

5 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町、北海道または自衛隊へ飲料水の供給またはこれに要する要員および給水資機材の応援を要請するものとする。

6 給水の記録

給水を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

(1) 飲料水の供給簿（別記第16号様式）

(2) 救助種目別物資受払簿（別記第2号様式）

7 費用および期間

救助法の基準によるものとする。

第3 給水施設の応急復旧

給水施設の復旧については、医療用施設、消火栓等民生安定と緊急を要するものから優先的に行うものとする。

第4 給水施設等の現状

1 給水資機材

別表第19のとおり

2 浄水場・配水池保有水量

施設名		保有水量 (m ³)
栗山水道事業	桜山浄水場	7, 0 0 0
	御園高区配水池	5 8
	円山配水池	1 9 2
	滝下高区配水池	1 0

第17節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与並びに物資の供給については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

町長（民生対策部福祉班）が実施する。

第2 実施の方法

1 物資の調達および配分

町長（総務対策部財政資材班）は、世帯構成員別被害状況を把握した上で物資購入（配分）計画表を作成し、これに基づき必要数量を次により調達するものとする。

- （1）災害協定締結先（資料4）や地域内での調達先などへ、必要に応じ生活必需品の提供を要請するものとする。
- （2）地域内において調達が困難な場合、その確保について、近隣市町または空知総合振興局を通じて知事に要請する。
- （3）栗山町災害時備蓄計画（資料9）に基づき、応急的に対応できるだけの一定数量について、町での備蓄に努めるものとする。

2 供給品目

被災者に給与または貸与する救援物資の品目は、概ね次のとおりとし、被災状況および物資調達の状況等から給与または貸与する物資を決定するものとする。

なお、生活必需品の供給に際しては、紙おむつ、介護用品、スプーン、哺乳びん等の確保に努め、要配慮者に優先的に配分するなどの配慮をする。

- （1）寝具（毛布、布団、タオルケット等）
- （2）外衣（洋服、作業衣、子ども服等）
- （3）肌着（シャツ、パンツ等）
- （4）身の回り品（タオル、手拭き、靴下、傘、紙おむつ、生理用品等）
- （5）炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- （6）食器（茶碗、皿、箸等）
- （7）日用品（石けん、チリ紙、歯ブラシ、歯磨き粉等）
- （8）光熱材料（マッチ、ロウソク等）
- （9）その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

3 対象者

- （1）住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水の被害を受けた者
- （2）被服等を喪失し、またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難と思われる者

4 給与または貸与の方法

町長（総務対策部財政資材班）は、調達物資の受払状況を明確にし、給与または貸与については、物資購入の際作成する物資購入（配分）計画表に基づき、町内会・自治会、自主防災組織等の協力を得ながら、迅速かつ的確に行うものとする。

5 給与または貸与に係る実施状況の記録

町長（総務対策部財政資材班）は、物資の給与または貸与を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- （1）世帯構成員別被害状況（別記第17号様式）
- （2）物資購入（配分）計画表（別記第18号様式）
- （3）物資の給与状況（別記第19号様式）
- （4）物資給与および受領簿（別記第20号様式）

(5) 救助種目別物資受払簿（別記第 2 号様式）

6 費用および期間

救助法の基準によるものとする。

第 18 節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、この計画の定めるところによる。

第 1 実施責任者

町（建設対策部施設管理班）は、町が管理している公用車のガソリン等の確保に努めるとともに、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関および社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

第 2 石油類燃料等の確保

- 1 石油類燃料は災害協定（資料 4）に基づき、南空知地方石油業協同組合および同組合員より供給を受けるものとする。
- 2 LPGは、災害協定（資料 4）に基づき、北海道エルピーガス災害対策協議会会員事業者より供給を受けるものとする。
- 3 町内において調達が不能となったときは、道に協力を求めることとする。

第 19 節 電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策については、この計画の定めるところによる。

第 1 電力施設の状況

町内における北海道電力株式会社および北海道電力ネットワーク株式会社の施設は、次のとおりである。

- 1 変電設備
- 2 送電設備
- 3 配電設備

第 2 電力供給区域

供給区域は町内一円

第 3 応急対策

電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社および町は、それぞれの対策を講ずるものとする。

- 1 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

電力施設および設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両者一体となり次の対策を講ずるものとする。

(1) 活動体態勢

発令基準に従い警戒体制、非常態勢および特別非常態勢を発令し、体制を整備するものとする。

(2) 情報収集・提供

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、町に連絡するものとする。

(3) 通信確保

本部（本店）、支部（支店および重要発電所）相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保を図るものとする。

(4) 広報

災害による停電および使用制限に当たっては、停電状況および復旧見込み等を直接または報道機関およびインターネットホームページを通じて速やかに一般公衆に周知を図るものとする。

(5) 要員の確保

各支部（支店）は被害の状況により、要因が不足した場合は、本部に要員の確保を要請し、本部は要因を融通するものとする。

なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が町長を経て知事（空知総合振興局長）に要請するものとする。

(6) 資材等の調達

社内における調達を図り、なおも不足するときは、他電力会社等から調達を図るものとする。

なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備または物資の確保について応援を求めるものとする。

(7) 応急工事

災害時において、復旧順位、難易および人員、資材の動員等を考慮して応急工事を行い、極力送電の確保に努めるものとする。

2 町

北海道電力株式会社および北海道電力ネットワーク株式会社から停電状況および復旧見込み等について情報を収集し、必要に応じ住民に対して速やかに周知を図るものとする。

また、災害協定（資料4）に基づき、停電復旧作業の支援要請を受けたときは可能な範囲で支援を行うものとする。

第20節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道および下水道施設の応急復旧対策については、この計画の定めるところによる。

第1 上水道

1 実施責任者

町長（建設対策部上下水道班）が実施する。

2 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際

しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努めるものとする。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握および復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員および資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

3 広報

町長は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況および復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図るものとする。

第2 下水道および集落排水

1 実施責任者

町長（建設対策部上下水道班）が実施する。

2 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、町長は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握および復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員および資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町等へ支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う。

3 広報

町長は、下水道施設等に被害が生じた場合は、その被害状況および復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努めるものとする。

第2.1節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設およびその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策については、本計画に定めるところによる。

第1 災害の原因および被害種別

1 災害の原因

- (1) 暴風、竜巻、洪水、地震その他の異常な自然現象
- (2) 豪雨、豪雪、融雪、雪崩および異常気象等による出水
- (3) 山（がけ）崩れ、地すべり、土石流
- (4) 火山噴火

(5) 落雷

2 被害種別

- (1) 道路路体の地形地番の変動および崩壊
- (2) 盛土および切土法面の崩壊
- (3) 道路上の崩土堆積
- (4) 橋梁および道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
- (5) 砂防、地すべりおよび急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
- (6) ため池等えん堤の流失および決壊
- (7) 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂および処理場施設の被害

第2 応急土木復旧対策

1 実施責任者

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者が実施する。

2 応急対策および応急復旧対策

(1) 応急措置の準備

ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置および応急復旧を実施するための資機材の備蓄および調達方法を定めておくものとする。

イ 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況および推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、または住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、または道、町、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により前記(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

第3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令および防災業務計画並びに計画に定めることにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第2.2節 被災宅地安全対策計画

町において、本部が設置されることとなる規模の地震または降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

第1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

第2 危険度判定の支援

知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

第3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- 1 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- 2 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3区分に判定する。
- 3 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

第4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- 1 宅地に係る被害情報の収集
- 2 判定実施計画の作成
- 3 宅地判定士・判定調整員の受入れおよび組織編成
- 4 判定の実施および判定結果の現地表示並びに住民対応
- 5 判定結果の調整および集計並びに関係機関への報告

第5 事前準備

町は災害発生に備え、道との連絡体制を整備するとともに、危険度判定に使用する資機材の備蓄に努める。

第23節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、または破損のため居住できなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 救助法を適用し、応急仮設住宅が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。
- 2 町長（建設対策部施設管理班）は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被害者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。
なお、救助法が適用された場合、避難所の設置および住宅の応急修理を実施する。
- 3 町長（建設対策部施設管理班）が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事の委任を受けて実施することができる。

第2 実施の方法

- 1 避難所の設置
町長は、災害により住家が被害を受け、居住の場所を失った者を収容保護するため、本章第4節「避難対策計画」に定めるところにより、避難所を開設するものとする。
- 2 公営住宅等のあつせん
町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時にあつせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。
- 3 応急仮設住宅
 - (1) 入居対象者
原則として、次の条件に該当していなければならない。
ア 住家が全壊、全焼または流失した者
イ 居住する住家がない者
ウ 自己の資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者
(ア) 生活保護法の被保護者および要保護者
(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等
 - (2) 入居者の選定
入居者の選定に当たっては、民生委員等からなる選定委員会を設け、被災者の資力その他の生活条件を十分調査の上、決定するものとする。
 - (3) 応急仮設住宅の建設
原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。
 - (4) 応急仮設住宅の建設用地
町は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。
また、建設場所については、原則として町有地とする。ただし、町有地で適当な場所がない場合は適当な公有地および私有地とする。

(5) 建設戸数

道は町長からの要請に基づき、設置戸数を決定する。

(6) 規模、構造、存続期間および費用

ア 応急仮設住宅は、1戸につき29.7平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式または木造により2～6戸の連続建てもしくは共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（または借り上げに係る契約を締結）を完了した後、3か月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

ウ 費用は救助法および関係法令の定めるところによる。

(7) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

(8) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成および運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

4 平常時の規制の適用除外措置

町および道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所または応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所または応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

5 住宅の応急修理

(1) 対象者

ア 住宅が半壊、半焼し、またはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法および関係法令の定めるところによる。

6 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、その他の異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

(イ) 町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき

(ウ) 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき

(イ) 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

(2) 整備および管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行うものとする。

(3) 整備管理者等の基準

災害公営住宅の整備およびその管理は概ね次の基準によるものとする。

ア 入居者資格

(ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。

(イ) 月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で、「栗山町公営住宅条例」で定める金額を超えないこと。

(ウ) 現に同居しまたは同居しようとする親族があること。

(エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

(ア) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4。

(イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5。

第3 施工および資材の調達

施工および資材の調達は、原則として町の指名登録業者から選定して行うものとする。この場合において、町は、建築資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

第4 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第5 応急仮設住宅および住宅応急修理の記録

応急仮設住宅の建設および住宅応急修理を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

1 応急仮設住宅台帳（別記第21号様式）

2 住宅応急修理記録簿（別記第22号様式）

第6 費用の限度および期間

救助法の基準によるものとする。

第24節 障害物除去計画

水害、山（がけ）崩れ等の災害によって、道路、住居等またはその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

道路および河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法および河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模および障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居またはその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。

第2 障害物の除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障および危険を与え、または与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- 1 町民の生命財産等を保護するために速やかにその障害物の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、溢水（水があふれる）の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物の除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、または状況に応じ自衛隊および土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

第4 除去した障害物の集積場所等

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。
- 2 町は、北海道財務局および道と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第13節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第6 実施状況の記録

障害物を除去した場合は、障害物除去の状況（別記第23号様式）によりその状況を記録しておく

ものとする。

第7 費用の限度および期間

救助法の基準によるものとする。

第25節 文教対策計画

学校施設等の被災により、園児、児童および生徒の安全の確保や通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

1 学校管理者等（幼稚園長、保育園長、町および道教育委員会、各学校長）

（1）防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校等では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

（2）児童生徒等の安全確保

ア 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校（園）時の安全確保

登下校（園）時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定およびその他登下校（園）時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者および関係機関に周知徹底を図る。

（3）施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 町および道

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は町長が知事の委任により実施する。

第2 応急対策実施計画

1 被害状況等の把握

学校管理者等および町（文教対策部学校教育班・民生対策部福祉班）は、応急対策実施計画策定のため、次の事項を速やかに調査する。

- （1）園児、児童および生徒の被災状況
- （2）教職員の被災状況
- （3）幼稚園、保育園、学校施設の被害状況
- （4）応急措置を必要とする事項

2 休校措置

災害が発生し、または発生が予想される気象条件になったときは、各学校（園）長は、町および町教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

（1）登校（園）前の措置

休校（園）措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を各学校等の連絡網を活用しての電話、ラジオ、テレビその他確実な方法で各児童生徒等に周知するものとする。

（2）授業開始後の措置

授業開始後に休校（園）措置を決定し、児童生徒等を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させるとともに、その旨を保護者に連絡し、必要に応じて教師が付き添うなど児童生徒等の保護に留意するものとする。

3 学校施設の確保と復旧対策（以下項目においては幼稚園、保育園を除く）

（1）施設の整備

学校その他の文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所または要補修箇所の早期発見と施設の整備、改善を図るものとする。

（2）応急復旧

被害程度により応急修理できる場合は速やかに修理し、施設の確保に努めるものとする。

（3）校舎の一部が使用できない場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは2部授業等の方法を取るものとする。

（4）校舎の全部または大部分が使用できない場合

最寄りの学校または公共施設を利用するものとする。ただし、利用する施設がないときは、応急仮設校舎を建設する等の対策を検討するものとする。

4 教育の要領

（1）学校長は、災害の状況に応じた特別教育計画を立て、できる限り授業の確保に努めるものとする。特に授業の実施が不可能な場合であっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐよう努めるものとする。

（2）特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 教科書、学用品等の損失状況等を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないように配慮するものとする。

イ 教育活動の場所として公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化および児童生徒の安全確保に留意するものとする。

ウ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないように指導するものとする。集団登下校を実施する際は、地域住民、父母等の協力を得て行うものとする。

エ 学校が避難所として利用された場合は、特に児童生徒の指導および管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障にならないように留意するものとする。

オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮するものとする。

（3）災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

5 教職員の確保

町教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、被災した学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、道教育委員会（空知教育局）と緊密な連絡をとり、近隣学校の教職員を動員配置

し、教育活動に支障をきたさないようにする。

6 学校給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦および脱脂粉乳および牛乳については、関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

7 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意して衛生管理をするものとする。

- (1) 校舎内、特に水飲場および便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 避難所として使用が終わったときは、校舎全体の清掃および消毒を行うこと。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

第3 教科書および学用品の調達および支給

1 支給対象者

住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水等の被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書および学用品を喪失またはき損した者。

2 支給品目

- (1) 教科書および教材
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

3 調達方法

町教育委員会（文教対策部学校教育班）は、学校長と緊密な連絡を取り、その必要数量を速やかに調査し、北海道教育委員会に報告するとともに、町内の教科書供給書店および文房具店等から調達するものとする。

なお、町内において調達困難なときは、知事に依頼して調達するものとする。

4 支給方法

町教育委員会（文教対策部学校教育班）は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童生徒を調査把握し、学校長を通じて対象者に支給する。

5 実施状況の記録

学用品の支給を行った場合は、学用品の給与状況（別記第24号様式）によりその状況を記録しておくものとする。

6 費用および期間

救助法の基準によるものとする。

第4 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例および栗山町文化財保護条例等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該

指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、町教育委員会（文教対策部社会教育班）に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

第26節 行方不明者の搜索および遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の搜索および遺体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

町長（民生対策部避難救護班・環境対策班）が警察官の協力を得て行う。ただし、救助法が適用された場合には、知事の委任を受けて町長が行うこととなるが、遺体処理のうち洗淨等の処置および検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。

第2 実施の方法

1 行方不明者の搜索

（1）搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

（2）搜索の実施

町長（民生対策部避難救護班）は、災害の種別、規模等を勘案して搜索の方法および期間を定め、南空知消防組合消防署、栗山警察署に協力を要請し搜索を実施する。なお、被災の状況によっては地域住民の協力を得て実施する。

（3）警察署への通報

町長（民生対策部避難救護班）は、災害により行方不明者が発生したことが判明したときは、直ちに次の事項を栗山警察署に通報する。

ア 行方不明者の人員数

イ 氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

ウ 行方不明となった日時

エ 行方不明者が発見されと考えられる地域

オ その他行方不明の状況

2 遺体の処理

（1）対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者

（2）処理の範囲

ア 遺体の洗淨、縫合、消毒等の処理（日本赤十字北海道支部）

イ 遺体の一時保存（町）

ウ 検案（日本赤十字北海道支部）

エ 遺体の見分（警察官）

（3）収容処理の方法

ア 町（民生対策部避難救護班）は遺体を発見したときは、速やかに警察官の見分および日本赤

十字北海道支部の検案を受け、次により処理するものとする。

(ア) 身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がいる場合は、遺体を引き渡す。

(イ) 身元が判明していない場合、遺族等により身元確認が困難な場合または引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案および一時的な保存をすると同時に、遺体の特徴の記録および所持品の保管を行う。

イ 遺体は先着順に収容し、遺品等を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を記録し、遺体収容所に安置する。

ウ 遺体収容所は、公共施設等とするが、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置して遺体の収容所とする。

(4) 検視・安置場所の確保

町は遺体検視・安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から栗山警察署との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

3 遺体の埋葬（民生対策部環境対策班）

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者および災害のため埋葬を行うことが困難な場合または遺族のいない遺体

(2) 埋葬の方法

ア 遺族がいる遺体

遺体を土葬または火葬に付し、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。

イ 遺族がいない遺体

縁故遺体収容所に一定期間収容しても引取人身元不明の遺体については、火葬に付して無縁故者墓碑に合葬する。

ウ 身元不明の遺体については、栗山警察署その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬に当たっては土葬または火葬にする。

4 他市町村から漂着した遺体の処理

(1) 遺体の身元が判明している場合は、死亡した者の遺族等または市町村長に連絡の上、引き渡すものとする。ただし、被災地域が災害発生直後において、災害による混乱のため遺族等が直ちに引き取ることができない場合は、町において処理するものとする。

(2) 身元不明の遺体で、かつ、被災地から漂着した遺体であることが推定できない場合は、行旅病人および行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。

5 実施状況の記録

行方不明者の搜索、遺体処理および埋葬した場合は、次によりその状況を記録するものとする。

(1) 行方不明者の搜索

ア 救助種目別物資受払簿（別記第2号様式）

イ 遺体の搜索状況記録簿（別記第25号様式）

(2) 遺体の処理 遺体処理台帳（別記第26号様式）

(3) 遺体の埋葬 埋葬台帳（別記第27号様式）

6 費用および期間

救助法の基準によるものとする。

7 平常時の規制の適用除外措置

町および墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生

上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬および火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣がその定める機関に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条および第14条に規定する手続きの特例を定めることができることに留意する。

第27節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

町長（民生対策部環境対策班）は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町および道に応援を求め実施するものとする。

第2 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護および管理に関する法律（昭和48年法律第105号）および北海道動物の愛護および管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）に基づき、災害発生時においても動物の健康および安全を保持して適正に取り扱うものとする。
- 2 災害発生時における動物の避難は、北海道動物の愛護および管理に関する条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行する同行避難を基本とし、ゲージまたは係留道具を準備するとともに動物の餌、糞尿の始末を飼い主自らの責任により行うものとする。また、同行避難した家庭動物は、避難所の施設管理者の許可を得て避難所内の別室または屋外の屋根のある建物等で取り扱うものとする。
- 3 災害発生時において、町および道は関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対して逸走犬等の収容について、周知を図るものとする。

第28節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、この計画によるものとする。

第1 実施責任者

災害時における家畜飼料の応急対策は、町長（産業対策部農林班）が実施する。

第2 実施の方法

町長（産業対策部農林班）は、被災農家が家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所および再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって空知総合振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんに要請するものとする。

- 1 飼料（再播用飼料作物種子を含む）
 - （1）家畜の種類および頭羽数
 - （2）飼料の種類および数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
 - （3）購入予算額
 - （4）農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- (1) 家畜の種類および頭数
- (2) 転飼希望期間
- (3) 管理方法（預託、附添等）
- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

第29節 廃棄物等処理計画

災害時によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物の処理業務は、「栗山町災害廃棄物処理計画」に基づき、円滑かつ迅速に行うものとし、死亡獣畜の処理等の業務は、この計画の定めるところによる。

また、住居またはその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、本章第24節「障害物除去計画」によるものとする。

第1 実施責任者

- 1 死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるときまたは所有者が処理することが困難なときは町長（産業対策部農林班）が実施するものとする。

第2 廃棄物等の処理方法

- 1 廃棄物等の処理の責任者は、廃棄物等の処理業務を実施するものとし、廃棄物の収集、運搬および処分の基準等の細部については「栗山町災害廃棄物処理計画」によるものとする。
- 2 死亡獣畜の処理
死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場において行うものとする。ただし、取扱場のない場合または運搬することが困難な場合は、空知総合振興局保健環境部長（岩見沢保健所）の指導を受け、次により処理することができるものとする。
 - (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却および焼却の方法で処理すること。
 - (2) 移動できないものについては、空知総合振興局保健環境部長（岩見沢保健所）の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。
 - (3) 前記（1）および（2）において埋却する場合にあっては1m以上覆土するものとする。

第30節 防災ボランティアとの連携計画

災害時における栗山町社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部空知地区栗山町分区および各種ボランティア団体・NPO等との連携については、この計画に定めるところによる。

第1 ボランティア団体等の協力

町および関係機関は、栗山町社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部空知地区栗山町分区または

各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申し入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受けるものとする。

第2 災害ボランティアセンターの設置・運営

町は、災害対策本部設置後、災害の状況により必要と認めるときは、速やかに栗山町社会福祉協議会と協議し、総合福祉センター内に災害ボランティアセンターを設置する。ただし、被災状況により使用が困難な場合は、別途協議し代替え場所を決定する。

また、町（民生対策部福祉班）は、栗山町社会福祉協議会と密接に連携し、ボランティアの受入れおよび連絡調整等を行うものとする。

第3 ボランティアの受入れ等

- 1 町、栗山町社会福祉協議会および関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れおよびその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努めるものとする。
- 2 ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点施設を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

第4 ボランティア団体・NPO活動内容

ボランティア団体等に依頼する活動の主な内容は、次のとおりとする。

- 1 災害、安否および生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃および防疫
- 5 災害応急対策物資、資材等の輸送および仕分け・配分
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート
- 17 その他被災者の支援活動

第5 ボランティア活動の環境整備

町、道および栗山町社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町および栗山町社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。

災害時には、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と栗山町社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第31節 労務供給計画

災害時における応急対策の実施に必要な労務者の雇用および供給については、この計画に定めるところによる。

第1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇用については、町長（総務対策部総務班）が実施する。

第2 労務者の確保

1 動員の要請

各対策部長は、応急対策のため作業員を必要とする場合は、次の事項を明示して労務者の配備を総務対策部長に要請する。要請を受けた総務対策部長は、速やかに労務供給計画を樹立し、労務の供給を行うものとする。

- (1) 作業員を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 作業場所
- (4) 就労予定期間
- (5) 所要人員数
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

2 労務者雇用の範囲

- (1) 被災者を避難させるための労務
- (2) 医療および助産における輸送のための労務
- (3) 被災者救出のための機械器具その他資材の操作の労務
- (4) 飲料水供給のための労務
- (5) 救援物資の整理、輸送および配分のための労務
- (6) 行方不明者の捜索および肢体収容処理のための労務
- (7) その他災害応急対策のために必要とする労務

3 千歳公共職業安定所夕張出張所長への要請

町において必要とする労務者の確保ができないときは、千歳公共職業安定所夕張出張所長に対し、文書または口頭により次の事項を明らかにして求人申込みをするものとする。

- (1) 職種別、所要就労者数
- (2) 作業場所および作業内容
- (3) 期間、賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) その他必要な事項

第3 賃金およびその他の費用負担

- 1 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
- 2 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務および同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努めるものとする。

第4 実施状況の記録

労務者を雇用した場合は、労務者雇用台帳（別記第28号様式）によりその状況を記録しておくものとする。

第32節 職員派遣計画

災害応急対策または災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により町長または知事等は、指定行政機関および指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、または第30条の規定により内閣総理大臣または知事に対し、指定行政機関または指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるものとする。

第1 要請権者

- 1 町長（総務対策部総務班）または町の委員会もしくは委員
- 2 知事または道の委員会もしくは委員

なお、町または道の委員会または委員が職員の派遣を要請しようとするときは、町長または知事にあらかじめ協議しなければならない。

第2 要請手続等

- 1 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

- 2 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣のあっせんについての必要な事項

第3 派遣職員の身分取扱

- 1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）および職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例および規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。

ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上決定する。

また、受入側はその派遣職員の定数外職員とする。

- 2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関および指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項および同法施行令第18条の規定により、また地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。

- 3 派遣職員の分限および懲戒は派遣側が行うものとする。

ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上決定するものとする。

- 4 派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用するものとする。

- 5 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

(参考)

昭和37年自治省告示第118号（災害派遣手当の額の基準）

基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府県または市町村の区域に滞在する期間	公用の施設またはこれに準ずる施設（1日につき）	その他の施設（1日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

第33節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、この計画に定めるところによる。

第1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事（空知総合振興局長）が行う。

ただし、町長は知事からの救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断と責任において実施するものとする。

第2 救助法の適用基準

1 災害が発生した場合

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が町内で発生した場合において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

2 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市町村において現に救助を必要とする者に対して行う。

適用基準			
被害区分 町の人口	町単独の場合	被害者が相当広範囲な場合 (全道で 2,500 世帯以上)	被害が全道にわたり、 12,000 世帯以上の住家が 滅失した場合
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
栗山町 5,000 人以上 15,000 人未満	40 世帯	20 世帯	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。
適用			
1 住家被害の判定基準 (1) 滅失：全壊、全焼、流失の状態をいう。 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したものまたは損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失または流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70% 以上に達したもの、または住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50% 以上に達した程度のもの。 (2) 半壊、半焼：2 世帯で滅失 1 世帯に換算する。 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の 20～70% のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20% 以上 50% 未満のもの。 (3) 床上浸水：3 世帯で滅失 1 世帯に換算する。 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実態の生活単位をいう。 (2) 会社または学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。			

第3 救助法の適用手続

1 町

(1) 町長（総務対策部総務班）は、町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を空知総合振興局長に対し、次の事項を報告しなければならない。

- ア 災害発生の日時および場所
- イ 災害の原因および被害の状況
- ウ 法の適用を要請する理由
- エ 法の適用を必要とする期間
- オ 既に執った救助措置および今後の救助措置の見込み
- カ その他必要な事項

(2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに空知総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

2 道

空知総合振興局長は、町長からの報告または要請があった時は、速やかに知事に報告する。知事は空知総合振興局長からの報告に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用し、その旨告示を行うとともに、空知総合振興局長を経由して、町に通知するものとする。

また、知事は、救助法の適用に関することおよび被害状況等について、内閣総理大臣に情報提供する。

第4 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

(1) 災害が発生した場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町 設置～道（ただし、委任したときは町）
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	10日以内	町

医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは町）
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは町）
災害にかかった者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	1ヶ月以内	町
学用品の給与	教科書等 1ヶ月以内	町
	文房具等 15日以内	町
埋葬	10日以内	町
遺体の搜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町
生業資金の貸与		現在運用されていない

（注）期間については、全て災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

（２）災害が発生するおそれがある場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで	町

2 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法および同施行令、規則ならびに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長または指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力しなければならない。

第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第6章 地震災害対策計画

基本法第42条の規定に基づき、栗山町の地域における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とする。

第1節 地震の想定

町において想定される主な地震は、次の地震を想定する。

断層帯・地震名	国（地震調査研究推進本部）による想定地震
石狩低地東縁断層帯	マグニチュード 7.9程度
十勝沖・釧路沖の地震	マグニチュード 7.8～8.6程度
日本海東縁部の地震	マグニチュード 7.5～7.8程度

第2節 災害予防計画

町は、地震による災害の発生および拡大の防止を図ることを目的に、災害予防対策を積極的に推進するとともに、町民および民間事業者は平常時より災害に対する備えを心掛けるよう努める。

第1 住民の心構え

道内で過去に発生した地震災害や平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災などの経験を踏まえ、住民は自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時には、住民は家庭または職場等において、個人または共同で人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

1 家庭における措置

(1) 平常時の心得

- ア 地域の避難場所・避難経路および家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- イ 山（がけ）崩れに注意する。
- ウ 建物の補強、家具の固定をする。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- オ 飲料水や消火器の用意をする。
- カ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）を準備する。
- キ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ク 隣近所と地震時の協力について話し合う。

ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

(2) 地震発生時の心得

ア まずわが身の安全を図る。

イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。

ウ すばやく火の始末をする。

エ 火が出たらまず消火する。

オ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。

カ 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。

キ 山（がけ）崩れ、浸水に注意する。

ク 避難は徒歩で、持物は最小限にする。

ケ みんなが協力し合って、応急救護を行う。

コ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。

サ 秩序を守り、衛生に注意する。

2 職場における措置

(1) 平常時の心得

ア 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。

イ 消防計画により避難訓練を実施すること。

ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。

エ 重要書類等の非常持出品を確認すること。

オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 地震発生時の心得

ア すばやく火の始末をすること。

イ 職場の消防計画に基づき行動すること。

ウ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。

エ 正確な情報を入手すること。

オ 近くの職場同士で協力し合うこと。

カ エレベーターの使用は避けること。

キ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

3 駅やスーパー等の集客施設でとるべき措置

(1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。

(2) あわてて出口・階段などに殺到しないこと。

(3) 吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

4 街など屋外でとるべき措置

(1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。

(2) ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れること。

(3) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

5 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

ア 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いて

いないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。

イ 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。

ウ 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

第2 地震に強いまちづくり推進計画

町および防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

1 地震に強いまちづくり

- (1) 町および防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難所としての都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消にする街路および防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- (2) 町は、道および国と連携し、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行う。
- (3) 町、防災関係機関および施設管理者は、高層ビル、地下街およびターミナル駅等不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策および発災時の応急体制の整備を強化する。

2 建築物の安全化

- (1) 町は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に実施する。
- (2) 町は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については一刻も早く完了させ、施設の耐震性の向上を図る。
- (3) 町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。
- (4) 町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。

(5) 町、防災関係機関および施設管理者は、建築物の落下物対策およびブロック塀の倒壊防止、エレベーターの閉じ込め防止などの地震安全対策を推進する。

(6) 町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

3 主要交通の強化

町および防災関係機関は、主要な鉄道、道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

4 通信機能の強化

町および防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

5 ライフライン施設等の機能の確保

(1) 町、防災関係機関およびライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設および灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

(2) 町および防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

(3) 町および防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

6 復旧対策基地の整備

町は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

7 液状化対策

(1) 町、防災関係機関および公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

(2) 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

(3) 町は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

8 危険物施設等の安全確保

町および防災関係機関は、石油コンビナート等の危険物施設等および火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備および防災訓練の積極的な実施等を促進する。

9 災害応急対策等への備え

町および防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めるものとする。

10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

(1) 道は、地震防災対策特別措置法に基づき、道地域防災計画および町地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊

急事業五箇年計画を作成し、道および町は、その整備を重点的・計画的に進めることとする。

(2) 計画対象事業

- ア 避難地
- イ 避難路
- ウ 消防用施設
- エ 消防活動用道路
- オ 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、共同溝等
- カ 医療機関、社会福祉施設、公立小中学校、養護学校、公的建造物等の改築・補強
- キ 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設
であるため池のうち地震防災上必要なもの
- ク 地域防災拠点施設
- ケ 防災行政無線施設、設備
- コ 飲料水確保施設、電源確保施設等
- サ 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫
- シ 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
- ス 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第3 地震に関する防災知識の普及・啓発

町および防災関係機関は、地震災害を予防し、またはその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、町民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の確立に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するように努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

1 防災知識の普及・啓発

- (1) 町は、職員に対して防災（地震）に関する体制、精度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。
- (2) 町および防災関係機関は、町民に対し次により、防災知識の普及徹底を図るものとする。

ア 啓発内容

- (ア) 地震に対する心得
- (イ) 地震および緊急地震速報に関する一般知識
- (ウ) 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- (エ) 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- (オ) 災害情報の正確な入手方法
- (カ) 出火の防止および初期消火の心得
- (キ) 自動車運転時の心得
- (ク) 救助・救護に関する事項

- (ケ) 避難場所、避難路および避難方法等避難対策に関する事項
- (コ) 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- (サ) 要配慮者への配慮
- (シ) 各防災関係機関が行う地震災害対策

イ 普及方法

- (ア) テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、SNS、広報誌、広報車両の利用
- (イ) 映画、スライド、ビデオ等による普及
- (ウ) 防災ガイドブック、ハザードマップ、パンフレットの配布
- (エ) 講習会、講演会等の開催および訓練の実施
- (オ) 自主防災組織等に対する指導

2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上および防災実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修会の充実等に努める。
- (3) 地震防災教育は、学校等の種別、立地条件および児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- (4) 社会教育においては、PTA、青年団体、女性団体等の会合や各種研修会等の機会を活用し、地震の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努めるものとする。

3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーンおよび防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第4 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するために、防災に関する知識および技能の向上並びに町民に対する防災知識の普及、啓発を図ることを目的とした防災訓練については、第4章第2節「防災訓練計画」を準用する。

第5 物資および防災資機材等の整備・確保に関する計画

地震災害時において町民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、および災害発生時における応急対策活動を行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。その際、要配慮者や女性向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

実施に当たっては、第4章第3節「物資および防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第6 相互応援（受援）体制整備計画

町は、その所掌事務または業務について、災害応急対策もしくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、または他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、町は、道等と連携し、災害時におけるボランティアによる防災活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努める。

実施に当たっては、第4章第4節「相互応援（受援）体制整備計画」を準用する。

第7 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

実施に当たっては、第4章第5節「自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第8 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保および整備等に関する計画は、第4章第6節「避難体制整備計画」を準用する。

第9 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保については、第4章第7節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第10 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災および大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底等火災予防のための指導の徹底および消防力の整備に関する計画は、「南空知消防計画」に定めるもののほか、次のとおりである。

1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、南空知消防組合消防署は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、火気の取扱いおよび耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるため、町および消防署は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置、消火用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱いについて指導し、地震時における火災の防止および初期消火の徹底を図る。
- (2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ等の設置および育成指導を強化する。
- (3) ホテル、病院等一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施および適正な維持管理の指導を強化する。

3 予防査察の強化指導

消防署は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、消防署は、消防施設および消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により消防力の整備充実を図る。あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保および養成ならびに装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

5 消防計画の整備強化

消防署は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- (3) 消防職員および消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防指導
- (5) その他の火災を予防するための措置

第11 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類または高圧ガス等の爆発、飛散、火災等による災害の発生の予防に関する計画は、次のとおりである。

1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町および関係機関は、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- (1) 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- (2) 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 事業所等における自主保安体制の確立強化
- (5) 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- (6) 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- (7) 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

2 危険物保安対策

危険物等による災害の発生を未然に防止するための対策については、第7章第4節「危険物等災害対策計画」第2「災害予防」を準用する。

第12 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するための計画は、次のとおりである。

1 建築物等の防災対策

(1) 木造建築物の防火対策の推進

町は、本道の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、木造建築物について延焼のおそれのある外壁等の不燃化および耐震化の促進を図るものとする。

(2) 公共施設の耐震化

災害時において、災害応急活動の拠点となる役場、消防署、病院、避難場所となる学校等の公共施設が地震により使用不能となる可能性もあることから、これらの施設の新設に当たっては、耐震化に配慮するとともに、既存施設にあっては耐震診断および耐震改修の実施を促進し、更に、役場庁舎等の施設が使用できないことを想定して、バックアップ機能についても検討しておくものとする。

(3) 既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の建築基準法に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や相談体制の充実などの環境整備を図るものとする。また、町民にとって理解しやすく、身近で詳細な情報となる地震防災マップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを活用した普及啓発を図る。

さらに、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わない者に対しては、必要な指示を行う。また、著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、建築基準法の規定に基づき勧告・命令を行うものとし、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、耐震化を積極的に促進していくものとする。

(4) ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を厳守させるなど、安全性の確保について指導する。

(5) 窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれがあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

(6) 被災建築物の安全対策

町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

第13 土砂災害予防計画

土砂災害を予防するための計画は、第4章第16節「土砂災害予防計画」を準用する。

第14 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、「新潟地震」(昭和39年(1964年))を契機として、認識されたところである。近年、埋立などによる土地開発が進み、以前にも増して液状化現象が発生しやすい傾向にある。

北海道においては、「昭和43年(1968年)十勝沖地震」による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。

釧路沖地震（平成5年（1993年））、北海道南西沖地震（平成5年（1993年））、北海道東方沖地震（平成6年（1994年））においても、道南および道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。

最近では、「平成15年（2003年）十勝沖地震」において、豊頃町～浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

また、「平成30年（2018年）北海道胆振東部地震」では、札幌市や北広島市等の住宅地において地盤液状化が発生し、大きな被害が発生するとともに、苫小牧周辺では、港湾など海岸周辺の埋立地に被害が集中して発生した。

2 液状化対策の推進

町および防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施に当たって、現地の地盤調査や、国土交通省から提供されている「重ねるハザードマップ」にて液状化危険度分布図等を参考とし、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進するものとする。

第15 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において地震災害が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べ、積雪による被害の拡大や避難場所・避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

町、道および防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

実施に当たっては、第4章第17節「積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第16 業務継続計画の策定

町および事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定にあたっては、第4章第19節「業務継続計画」を準用する。

第17 複合災害に関する計画

町は複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。実施に当たっては、第4章第18節「複合災害に関する計画」を準用する。

第3節 災害応急対策計画

町は、道および防災関係機関との連携の下、地震災害による被害の拡大を防止するため、本節を基本として災害応急対策を実施する。

第1 応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町および防災関係機関は相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

町災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することが出来る体制の下、適切な対応がとれるよう努める。

1 町の災害対策組織

町長は、地震災害が発生し、または発生するおそれがある場合、第3章第2節「町の災害対策組織」および第3節「町職員の配備体制」の定めるところにより、災害対策本部等を設置し、その地域に係る災害応急対策を実施する。

2 民間団体等との協力

町は、地震災害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて民間団体等と連携協力しながら、迅速・的確に災害応急対策を実施する。

3 住民組織等への協力要請

地震災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、町長は、災害の状況により必要と認めた場合は、住民組織等に対し次の災害対策活動の応援協力を要請するものとする。

(1) 協力要請事項

住民組織等に対して協力を要請する事項は、概ね次のとおりとする。

- ア 災害時における住民の避難誘導、救出および被災者の保護に関すること
- イ 緊急避難のための避難場所および被災者の収容のための収容避難所の管理運営に関すること
- ウ 災害情報の収集および災害対策本部への連絡に関すること
- エ 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること
- オ 収容避難所内での炊き出しおよび被災者の世話に関すること
- カ 災害箇所の応急措置に関すること
- キ 災害対策本部が行う人員、物資等の輸送に関すること
- ク その他救助活動に必要な事項で、住民が協力を求める事項

(2) 協力要請先

- ア 栗山町社会福祉協議会
- イ 栗山町内の町内会および自治会（自主防災組織含む）
- ウ 上記ア、イのほか女性団体、青年団体、建設業関係団体等については、必要の都度、責任者と連絡をとり、協力を求める

(3) 担当対策部

住民組織等の活動についての担当は、協力を求める種別によって、関係する対策部とする。

第2 地震情報の伝達計画

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

(2) 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

そして、消防庁の全国瞬時警報システム（J－A L E R T）により、町に伝達される。町は伝達を受けた緊急地震速報を効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、地域住民等への迅速かつ的確な伝達に努める。

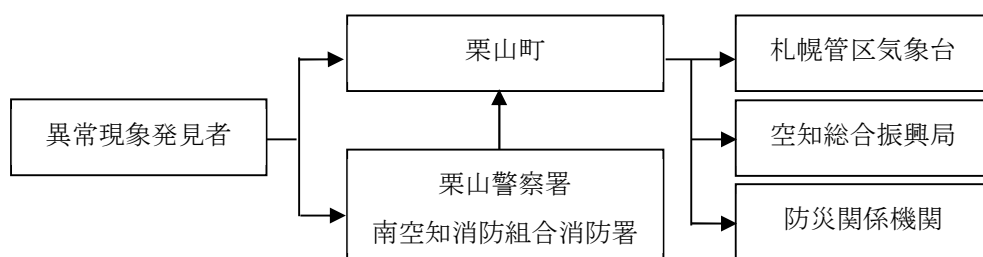
2 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町、警察署、南空知消防組合消防署に通報する。また、通報を受けた町長は速やかに道（空知総合振興局）および札幌管区気象台等関係機関に通報する。

(1) 異常気象

地震に関する事項・・・頻発地震、異常音響および地変

(2) 通報系統図



第3 災害情報等の収集・伝達計画

地震災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」を準用する。

第4 災害広報・情報提供計画

町が行う被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」を準用する。

第5 避難対策計画

地震災害時において地域住民の生命または身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、第5章第4節「避難対策計画」を準用する。

第6 救助救出計画

地震災害によって生命または身体に危険が及んでいる者等の救助救出に関する計画は、第5章第9節「救助救出計画」を準用する。

第7 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火および延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動に関する計画は、次のとおりである。

1 消防活動体制の整備

南空知消防組合消防署は、その地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成および運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておくものとする。

2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

消防署は、地震による火災発生および拡大を防止するため、あらかじめ、概ね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑の実施に資するものとする。

- (1) 住宅密集地域の火災危険区域
- (2) 山（がけ）崩れ、崩壊危険箇所
- (3) 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

3 相互応援協力の推進

消防署は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をするものとする。

- (1) 消防相互応援
- (2) 広域航空消防応援
- (3) 緊急消防援助隊による応援

4 地震火災対策計画の作成

消防署は、大地震時における火災防御活動および住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合その基本的事項は、概ね次のとおりである。

(1) 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、消防団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

(2) 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等の多角的な方策による消防水利の確保に努める。

(3) 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

(4) 初期消火の徹底

住民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火および延焼防止に努める。

第8 災害警備計画

地震災害時において、地域住民の生命、身体および財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために栗山警察署が実施する警戒、警備についての計画は、第5章第12節「災害警備計画」を準用する。

第9 交通応急対策計画

地震の発生に伴う道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速にするための道路交通の確保に関する計画は、第5章第13節「交通応急対策計画」を準用する。

第10 輸送計画

地震災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送および救援もしくは救助のための資機材、物資の輸送を迅速確実に行うために必要な措置事項については、第5章第14節「輸送計画」を準用する。

第11 航空機及無人航空機活用計画

地震災害時における消防防災ヘリコプター等の活用については、第5章第8節「航空機及無人航空機活用計画」を準用する。

第12 食料供給計画

地震災害時による被災者および災害応急対策従事者等に対する食料供給に関する計画は、第5章第15節「食料供給計画」を準用する。

第13 給水計画

地震発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給および給水施設等の応急復旧に関する計画は、第5章第16節「給水計画」を準用する。

第14 衣料、生活必需物資供給計画

地震災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与並びに物資の供給に関する計画は、第5章第17節「生活必需品等物資供給計画」を準用する。

第15 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、第5章第18節「石油類燃料供給計画」を準用する。

第16 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、通信等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。これら各施設の応急復旧についての計画は、第5章第2節「災害通信計画」、第5章第19節「電力施設災害応急計画」、第5章第20節「上下水道施設対策計画」を準用する。

第17 医療救護計画

地震災害のため、地域の医療機関の機能がなくなりまたは著しく不足、もしくは医療機関が混乱した場合における医療救護の実施は、第5章第10節「医療救護計画」を準用する。

第18 防疫計画

地震災害時における被災地の防疫に関する計画は、第5章第11節「防疫計画」を準用する。

第19 廃棄物等処理計画

地震災害時における被災地のごみ収集、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分および死亡獣畜の処理等の業務に関する計画は、第5章第29節「廃棄物処理等計画」を準用する。

また、住居やその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去等については、第5章第24節「障害物除去計画」を準用する。

第20 家庭動物等対策計画

地震災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、第5章第27節「家庭動物等対策計画」を準用する。

第21 文教対策計画

地震により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策に関する計画は、第5章第25節「文教対策計画」を準用する。

第22 住宅対策計画

地震災害により住宅を失い、または破損のため居住できなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理に関する計画は、第5章第23節「住宅対策計画」を準用する。

第23 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊および部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、次のとおりである。

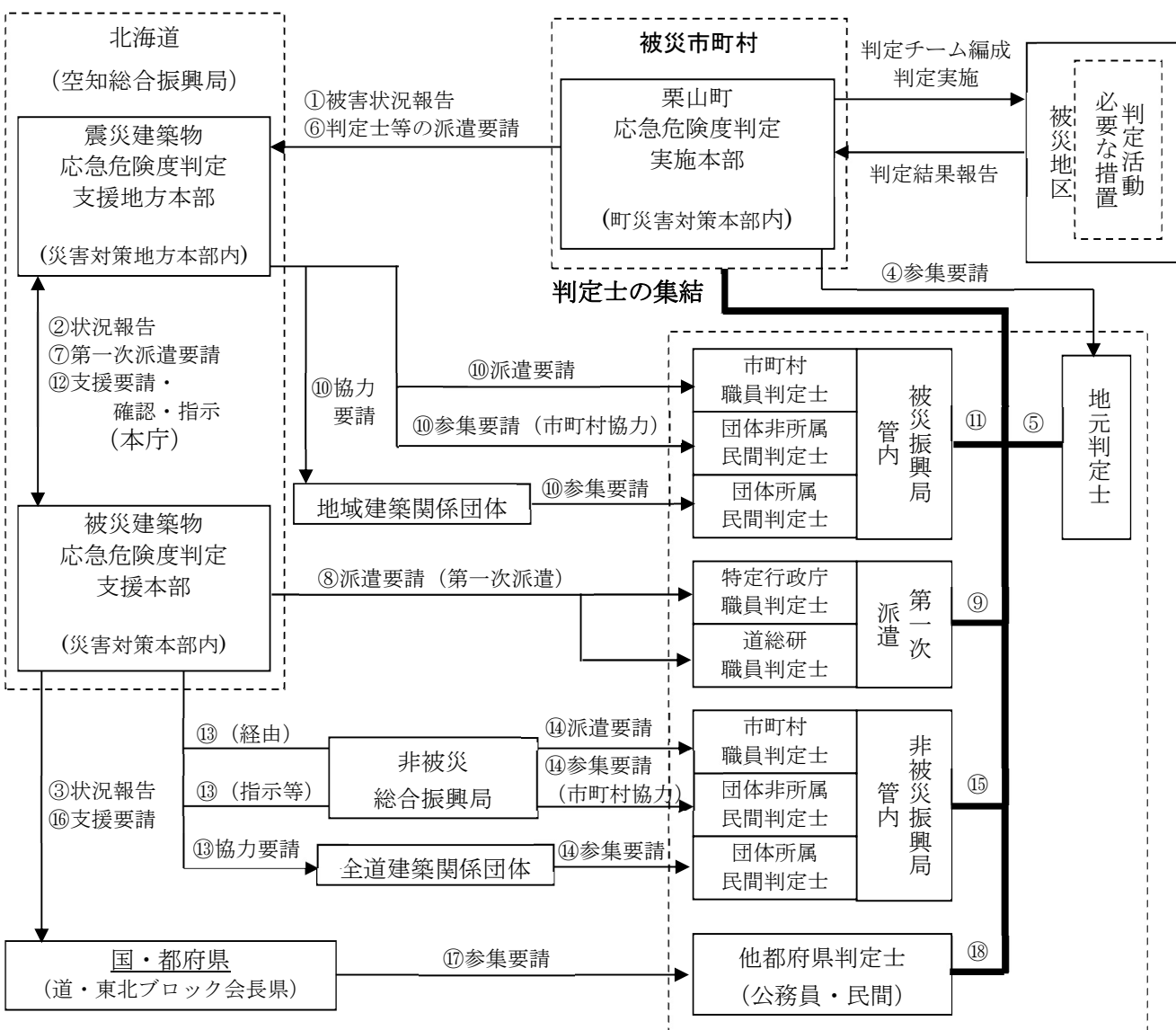
1 応急危険度判定の実施

町は、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

(1) 活動体制

町は、道と連携し、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



(2) 基本的事項

ア 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

イ 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

ウ 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」「要注意」「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危 険	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用および立入りができない。
要注意	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立入りが可能である。
調査済	建築物の損傷が少ない場合である。

エ 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

オ 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

2 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防災するため、町は、道と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第 3 版）」（環境省）に基づく建築物等の被災状況の把握、所有者等に対する応急措置の指導等を受け、石綿飛散防災対策を実施する。

第 24 被災宅地安全対策計画

地震災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して、被災宅地危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図るための計画は、第 5 章第 2 2 節「被災宅地安全対策計画」を準用する。

第 25 行方不明者の搜索および遺体の収容処理および埋葬計画

地震災害により行方不明になった者の搜索および遺体の収容処理埋葬の実施については、第 5 章第 2 6 節「行方不明者の搜索および遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第 26 広域応援・受援計画

地震による大規模災害発生時等、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策は、第 5 章第 7 節「広域応援・受援計画」を準用する。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、第 5 章第 4 節第 1 1 「広域一時滞在」を準用する。

第 27 自衛隊派遣要請および派遣活動計画

地震災害に際し、人命または財産保護のため必要がある場合において、自衛隊の活動が必要と認められるとき、町が実施する道知事およびその他の災害派遣要請権者に対する自衛隊の派遣要請に関する計画は、第 5 章第 6 節「自衛隊派遣要請および派遣活動計画」を準用する。

第 28 防災ボランティアとの連携計画

地震災害時における日本赤十字社北海道支部および各種ボランティア団体・NPO等との連携については、第 5 章第 30 節「防災ボランティアとの連携計画」を準用する。

第 29 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、第 5 章第 33 節「災害救助法の適用と実施」を準用する。

第 4 節 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町および道は、防災関係機関との適切な役割分担および連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、または、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第 1 災害復旧計画

災害復旧計画については、第 8 章第 1 節「災害復旧計画」を準用する。

第 2 被災者援護計画

被災者援護計画については、第 8 章第 2 節「被災者援護計画」を準用するほか、次の定めるところによる。

1 融資・貸付等による金融支援

地震災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、町は道および防災関係機関と協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

(1) 実施計画

ア 一般住宅復興資金の確保

道は、住宅金融支援機構および地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助し、また、被災市町村と協調して融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

イ 中小企業等金融対策

道は、経営環境変化対応貸付（災害復旧）を適用し、信用保証協会、取扱金融機関と連携、協調のもと、被災中小企業者等に対する金融支援を実施する。

ウ 農林水産業等金融対策

道は、天災資金の融資枠を確保し、被災市町村と協調して融資に対する利子補給措置を講じるとともに、日本政策金融公庫等に協力を求め、災害資金の融資枠を確保する。

エ 福祉関係資金の貸付け等

道は、被災市町村と緊密な連絡のもとに、災害援護資金、生活福祉金、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを積極的に実施する。

オ 被災者生活再建支援金

道は、被災市町村と緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。

町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

カ その他の金融支援

災害弔慰金、災害障害見舞金、住家被害見舞金等（都道府県見舞金、災害対策交付金を含む）

(2) 財政対策

ア 指定地方行政機関、金融機関等は、町および道が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅および中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力する。

イ 町、道および防災関係機関並びに金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助する。

(3) 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、町、道等はその制度の普及促進にも努める。

第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防および応急対策を定める。

第1節 航空災害対策計画

町内において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第1 災害予防

東京航空局道内各空港事務所、空港管理事務所および航空運送事業者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

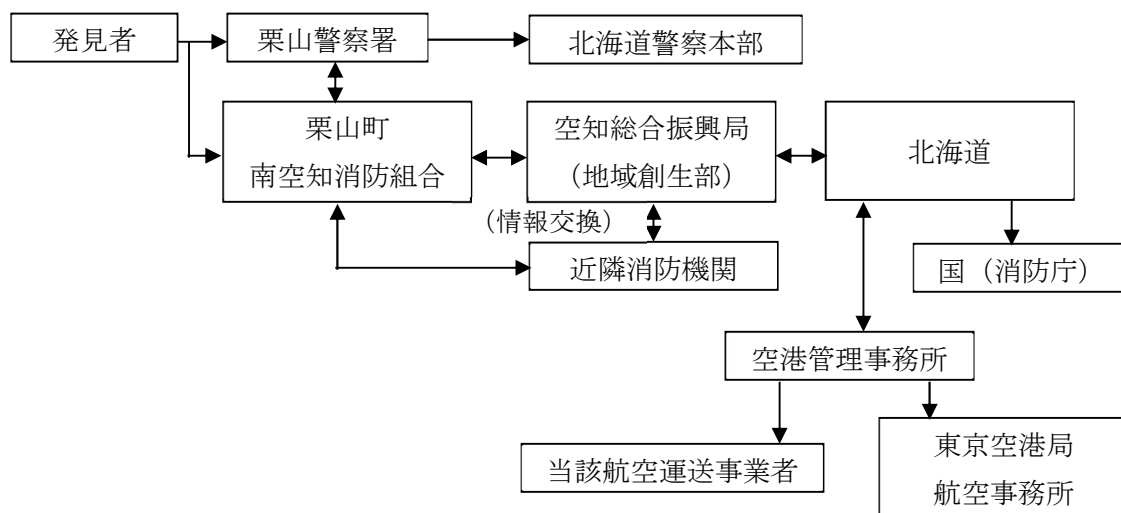
1 情報通信

航空災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の情報の収集および通信等は、次により実施するものとする。

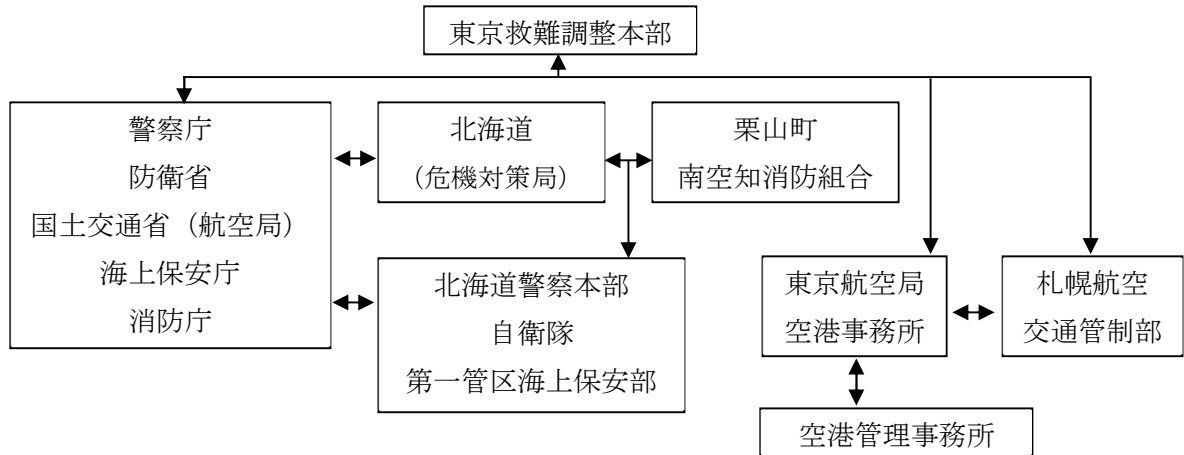
(1) 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

ア 発生地点が明確な場合



イ 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客および地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

東京航空局空港事務所、空港管理事務所、航空運送事業者、町、南空知消防組合、道、北海道警察本部（栗山警察署）

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客および地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、または広報車の利用および広報版の掲示板等により、次の事項について広報を実施する。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 旅客および乗務員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) 航空輸送復旧の見通し

(カ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、航空災害が発生し、または発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行うものとする。

5 救助救出活動

空港およびその周辺の航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第9節「救助救出計画」の定めるところにより実施する。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」の定めるところにより実施する。

7 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 南空知消防組合消防署等は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

(2) 南空知消防組合消防署等の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

8 行方不明者の搜索および遺体の収容等

町等各関係機関は、第5章第26節「行方不明者の搜索および遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9 交通規制

北海道警察本部等各関係機関は、災害の拡大防止および交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制を行うものとする。

10 防疫および廃棄物処理等

航空災害時における防疫および廃棄物処理等は、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

町および道

(2) 実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第5章第11節「防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずるものとする。

また、第5章第29節「廃棄物等処理計画」の定めるところにより、廃棄物処理等に係る応急

対策を講ずるものとする。

11 自衛隊派遣要請

町長は、航空災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第6節「自衛隊派遣要請および派遣活動計画」の定めるところにより、知事（空知総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

12 広域応援

町、道および南空知消防組合消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、または道および国へ応援を要請するものとする。

第2節 鉄道災害対策計画

町内において、鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「鉄道災害」という。）が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第1 災害予防

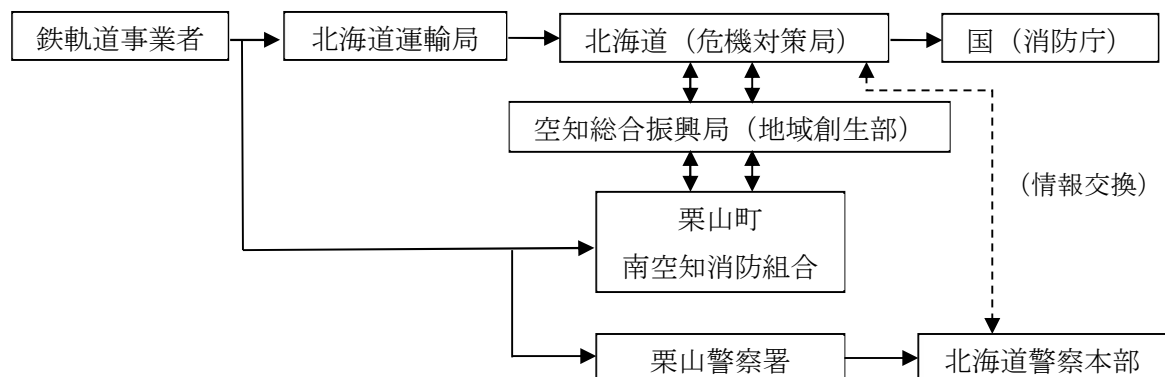
北海道運輸局および鉄軌道事業者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 情報通信

鉄道災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の情報の収集および通信等は、次により実施するものとする。

（1）情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客および地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

鉄軌道事業者、町、南空知消防組合、道、北海道警察本部（栗山警察署）

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客および地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、または広報車の利用および広報版の掲示板等により、次の事項について広報を実施する。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 旅客および乗務員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、鉄道災害が発生し、または発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第9節「救助救出計画」の定めるところにより実施する。

5 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」の定めによるもののほか、鉄軌道事業者も、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力するものとする。

6 消防活動

鉄道災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

- (1) 南空知消防組合消防署等は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。
- (2) 南空知消防組合消防署等の職員は、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7 行方不明者の捜索および遺体の収容等

町等各関係機関は、第5章第26節「行方不明者の捜索および遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

北海道警察本部等各関係機関は、災害の拡大防止および交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制を行うものとする。

9 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、またはそのおそれがある場合は、本章第4節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10 自衛隊派遣要請

町長は、鉄道災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第6節「自衛隊派遣要請および派遣活動計画」の定めるところにより、知事（空知総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

11 広域応援

町、道および南空知消防組合消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、または道および国へ応援を要請するものとする。

第3節 道路災害対策計画

道路構造物の被災における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施事項

(1) 道路管理者

ア トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずるものとする。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握および応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

(2) 栗山警察署

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場および周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

第2 災害応急対策

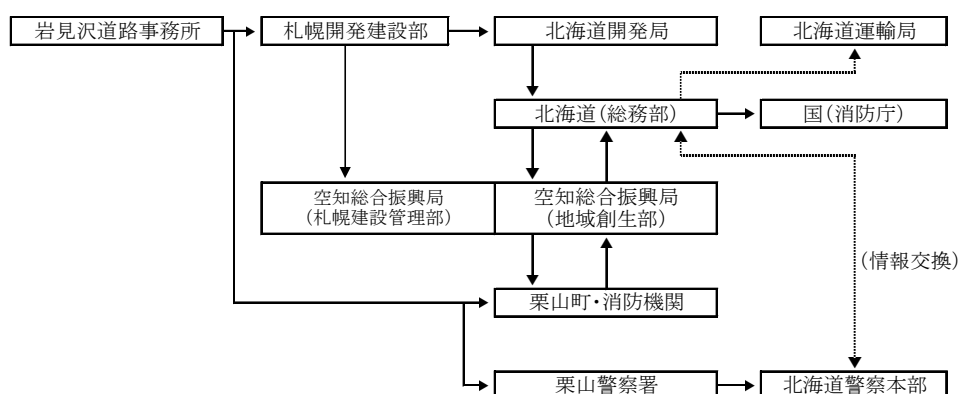
1 情報通信

道路災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

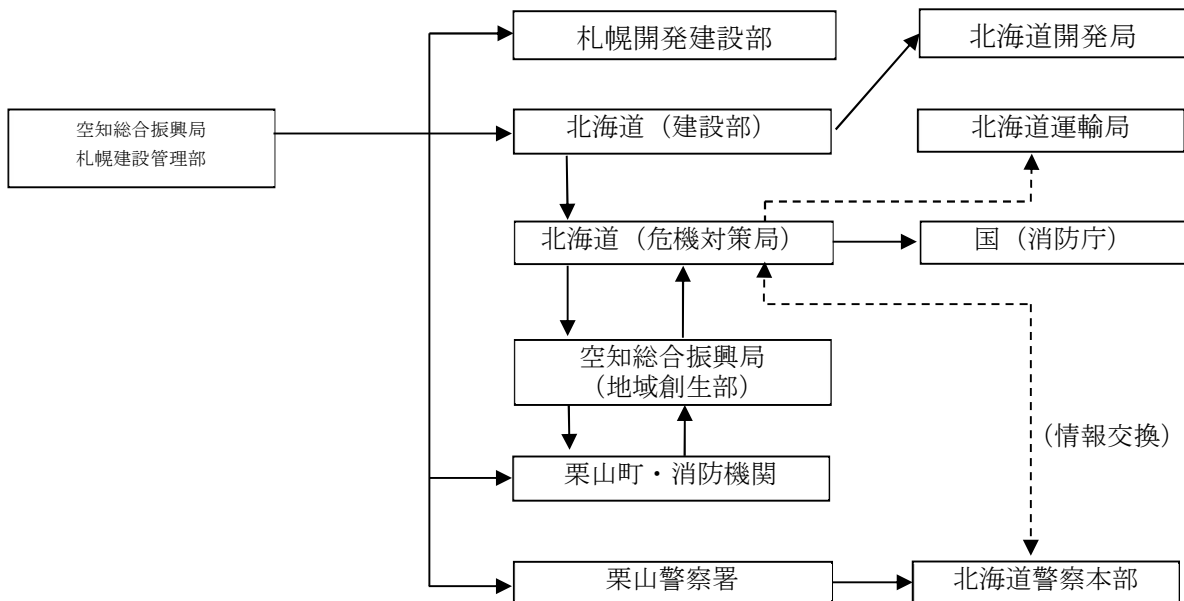
(1) 情報連絡系統

【情報通信連絡系統図】

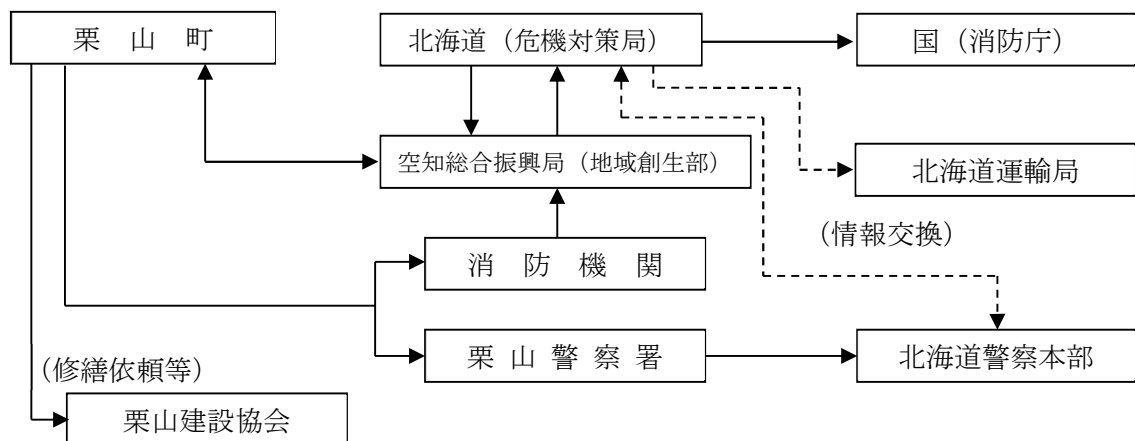
(1) 国の管理する道路の場合



(2) 道の管理する道路の場合



(3) 町の管理する道路の場合



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者および地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

道路管理者、町、南空知消防組合、道、北海道警察本部（栗山警察署）

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 道路利用者および地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、または広報車の利用および広報版の掲示板等により、次の事項について広報を実施する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 旅客および乗務員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、道路災害が発生し、または発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

(2) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 救助救出活動

道路災害における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第5章第9節「救助救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

5 医療救護活動

医療救護活動は、第5章第10節「医療救護計画」の定めるところにより実施するものとする。この場合において、道路管理者は、町および防災関係機関による迅速かつ的確な初期活動が行われるよう協力するものとする。

6 消防活動

消防活動は、第4章第10節「消防計画」の定めるところにより実施するものとする。この場合において、道路管理者は、消防機関による迅速かつ的確な消火活動が行われるよう協力するものとする。

7 行方不明者の捜索および遺体の収容等

町および関係機関は、第5章第26節「行方不明者の捜索および遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬を実施するものとする。

8 交通規制

道路管理者および北海道警察は、災害の拡大防止および交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、または流出するおそれがある場合は、本章第4節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合は、第5章第6節「自衛隊派遣要請および派遣活動計画」の定めるところにより、知事（空知総合振興局長）に対して自衛隊の派遣要請を要請するものとする。

11 広域応援

町、道および南空知消防組合消防署は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村または道へ応援を要請するものとする。

12 災害復旧

道路管理者はその公共性にかんがみ、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早急な道路交通の確保に努めるものとする。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。
- (3) 類似災害の再発防止のために、被災個所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第4節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るための予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第1 危険物等の定義

1 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの

〔例〕石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの

〔例〕火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの

〔例〕液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

4 毒物および劇物

毒物および劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの
〔例〕毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）等によりそれぞれ規定されている。

第2 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵、取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）および関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。なお、町内における危険物施設および事業者は資料10のとおり。

1 危険物等災害予防

（1）事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域および土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

ウ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出および拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講じるとともに、南空知消防組合消防署、栗山警察署へ通報するものとする。

（2）道、南空知消防組合消防署

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

（3）栗山警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

2 火薬類災害予防

（1）事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、または火薬類が安定度に異状を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官等に届け出るとともに道に報告するものとする。

（2）北海道産業保安監督部

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、または届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

エ 事業者の予防対策について監督、指導する。

(3) 北海道

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、または届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

(4) 栗山警察署

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

また、必要と認められるときは、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路もしくは方法または火薬類の性状もしくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、または火薬類が安定度に異常を呈したとき、および災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

(5) 南空知消防組合消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事または警察官に届け出るものとする。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の予防対策について監督、指導する。

(3) 北海道

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、

許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。

ウ 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、または届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

(4) 栗山警察署

ア 人の生命、身体または財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったとき、または災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

(5) 南空知消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

ア 毒物および劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 毒劇物が飛散する等により不特定または多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署または消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

(2) 北海道

ア 毒物および劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

(3) 栗山警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(4) 南空知消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5 放射性物質災害予防

(1) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 放射線障害のおそれがある場合または放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報するものとする。

(2) 南空知消防組合

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 栗山警察署

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ 放射性同位元素または放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

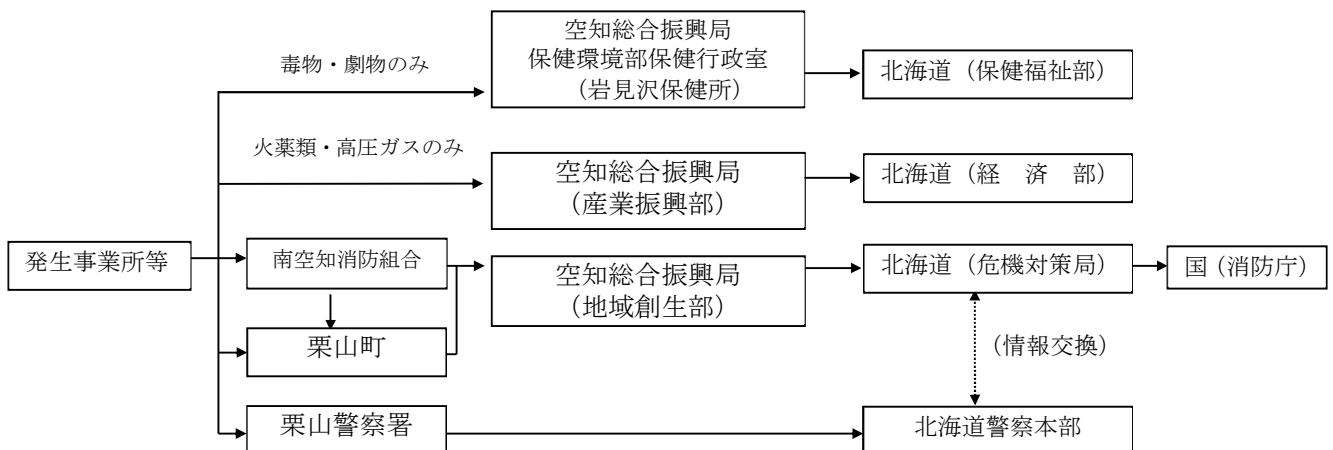
第3 災害応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

危険物等災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の情報収集および通信等は、次により実施するものとする。

【情報通信連絡系統図】



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする

(1) 実施機関

事業者および消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、劇物および毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

(ア) 災害の状況

(イ) 被災者の安否情報

(ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響

(エ) 医療機関等の情報

(オ) 関係機関の実施する応急対策の概要

(カ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、または広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

(ア) 災害の状況

(イ) 被害者の安否情報

(ウ) 危険物等の種類、性状など人体、環境に与える影響

(エ) 医療機関等の情報

(オ) 関係機関の実施する応急対策の概要

(カ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、危険物等災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

(2) 災害対策現地合同本部の設置

町および防災関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施するものとする。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性、引火性、有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

(1) 事業者

的確な応急点検および応急措置等を講じるものとする。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 事業者

消防機関が現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

(2) 南空知消防組合

ア 消防活動は、第4章第10節「消防計画」の定めるところによるほか、事業者との緊密な連携を図り、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

イ 南空知消防組合消防署の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

6 避難措置

町および防災関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

7 救助救出および医療救護活動等

町および防災関係機関は、第5章第9節「救助救出計画」および第5章第10節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出および医療救護活動を実施するものとする。

また、町および防災関係機関は、第5章第26節「行方不明者の捜索および遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬を実施するものとする。

8 交通規制

栗山警察署等各関係機関は、災害の拡大防止および交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

9 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には第5章第6節「自衛隊派遣要請および派遣活動計画」の定めるところにより知事（空知総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

10 広域応援

町および南空知消防組合消防署は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、道および国へ応援を要請するものとする。

第5節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るための予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第1 災害予防

町、南空知消防組合は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に

防止するため、必要な予防対策を実施するものとする。

1 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域および準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生および延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。

3 予防査察の実施

多数の人が出入りする高層建築物、地下街、ホテル、デパート、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施および適正な維持管理について指導する。

4 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任および消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

5 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等避難行動要支援者対策に十分配慮する。

6 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の民間防火組織の設置および育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

7 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化および確保に努める。

8 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成および運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

9 防災訓練の実施

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

10 火災警報

町長は、空知総合振興局長から火災気象通報を受け、または気象の状況が火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

振興局名	火災警報発令条件
空知	・実効湿度65%以下にして最小湿度45%となり最大風速7m/s以上のとき ・実効湿度60%以下のときは、風速7m/s以上のとき

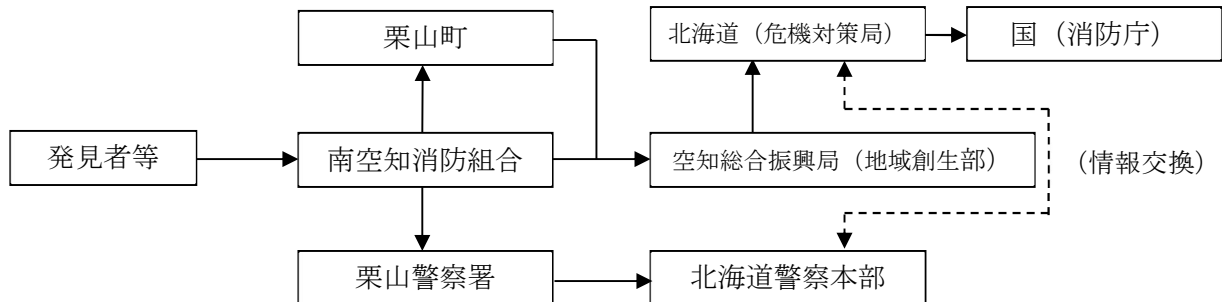
第2 災害応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、または発生するおそれがある場合の連絡系統は、次のとおりとする。

【情報通信連絡系統図】



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めるところにより実施するものとする。

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、大規模な火事災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

(2) 災害対策現地合同本部の設置

町および関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施するものとする。

4 消防活動

南空知消防組合は、第4章第10節「消防計画」の定めるところによるほか、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所および避難通路の確保および重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら消防活動を実施するものとする。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実

施する。

5 避難措置

町および関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6 救助救出および医療救護活動等

町および関係機関は、第5章第9節「救助救出計画」および第5章第10節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出および医療救護活動を実施するものとする。

また、第5章第26節「行方不明者の捜索および遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

7 交通規制

栗山警察署等各関係機関は、災害の拡大防止および交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

8 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には第5章第6節「自衛隊派遣要請および派遣活動計画」の定めるところにより知事（空知総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

9 広域応援

町および南空知消防組合は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村または道および国へ応援を要請するものとする。

第3 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、または社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町および道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第8章「災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

第6節 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第1 林野火災予防対策

1 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、町、道、国および関係機関は次の対策を講ずるものとする。

(1) 町、道、北海道森林管理局

ア 一般入林者対策

ハイキング、山菜採取等の入林者への対策として、次の事項を実施するものとする。

- (ア) タバコおよびたき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、広報紙、看板、ホームページ等を活用し広く周知する。
- (イ) 入林の承認申請や届出等について指導する。
- (ウ) 火災警報発令または気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- (エ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

イ 火入対策

林野火災危険期間（概ね3月から6月までをいう。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導するものとする。

- (ア) 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）および栗山町森林等火入れに関する規則（昭和60年4月30日規則第3号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- (イ) 火災警報発令または気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (エ) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

ウ 消火資機材等の整備

- (ア) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- (イ) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

(2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

- ア 入林者に対する防火啓発
- イ 巡視
- ウ 無断入林者に対する指導
- エ 火入れに対する安全対策

(3) 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講ずるものとする。

- ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- イ 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識および消火設備の完備
- ウ 林野火災発生時の連絡系統および周知方法の確立

(4) 自衛隊

自衛隊は、危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講ずるものとする。

- ア 演習地出入者に対する防火啓発
- イ 演習地および近隣地における林野火災発生時の連絡系統および周知方法の確立
- ウ 危険区域の標示

エ 防火線の設定

オ 巡視員の配置

2 栗山町林野火災予消防対策会議

林野火災の予消防対策を推進するため栗山町林野火災予消防対策会議を設け、構成機関相互の連絡および情報交換、計画の実施および指導等予消防対策の円滑な実施を図るものとする。

(1) 実施機関

栗山町、南空知消防組合、空知森林管理署、南空知森林組合、王子木材緑化株式会社

(2) 協力機関

空知総合振興局、栗山警察署、陸上自衛隊第7師団第72戦車連隊、栗山町教育委員会、そらち南農業協同組合、夕張市、由仁町、岩見沢市、北海道新聞社栗山支局

第2 気象情報対策

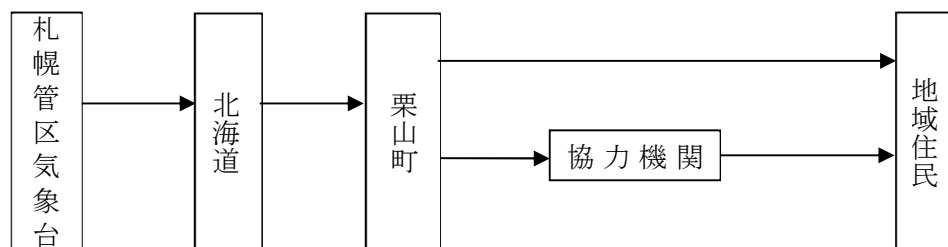
林野火災の発生および広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

1 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報により札幌管区気象台が発表および終了の通報を行うものとする。なお、火災気象通報の通報基準は、第3章第5節「気象等業務に関する計画」のとおりである。

2 伝達系統

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。



通報を受けた町は、協力機関へ通報するとともに、地域住民に周知徹底を図るものとする。

また、町長は、林野火災気象通報を受けたとき、または気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めたときは、消防法（昭和23年法律第186号）第22条に基づき火災警報を発令することとする。

第3 林野火災消防対策

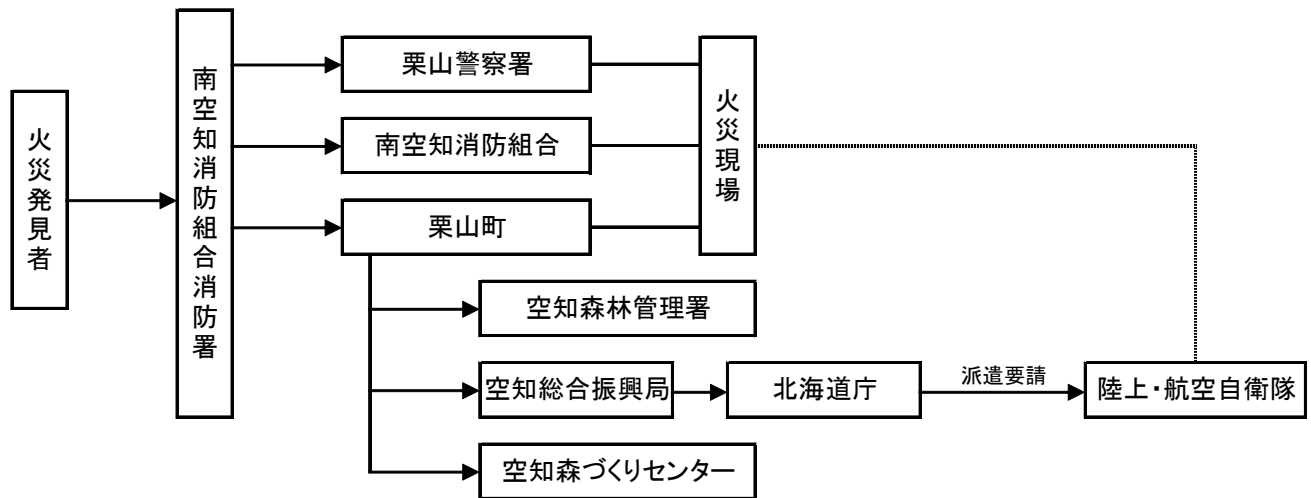
林野火災の発生時は、最も短時間に、最も容易に消火し可燃物を除去して被害を最小限に抑えることが重要であるため、平常時より林野火災に即応する消火体制の強化を図るものとする。

1 消火活動は、消防職員、消防団員が主体となって地上消火を行う。

2 地上での消火活動が困難で、空中消火が必要と認めるときは、知事（空知総合振興局長）に対し、第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」および第5章第6節「自衛隊派遣要請および派遣活動計画」に基づき、北海道消防防災ヘリコプターまたは自衛隊ヘリコプターの派遣を要請する。

3 林野火災発生連絡系統

林野火災が発生したときの連絡系統は、次のとおりとする。



第7節 大規模停電災害対策計画

大規模停電災害により、町民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

1 実施事項

(1) 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

ア 電力施設および設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両者一体となり災害予防措置を講ずるものとする。

イ 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。

ウ 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

(2) 北海道経済産業局

ア 電力に関する需給状況をかんがみ、情報提供・節電要請等必要な取組を行うものとする。

(3) 北海道産業保安監督部

ア 電気事業法に基づく立入検査等を通じ、自主保安体制確立のための指導および指示を行うものとする。

イ 電気事故の原因究明と分析を行い、未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、防災関係機関を通じた広報・啓発を行うものとする。

(4) 道

大規模停電発生時に電源車の配備等、関係機関から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院等の医療機関その他の防災上重要な施設および災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行う。

(5) 町および関係機関

ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。

ウ 町民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。

カ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれの所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(6) 病院等の重要な施設

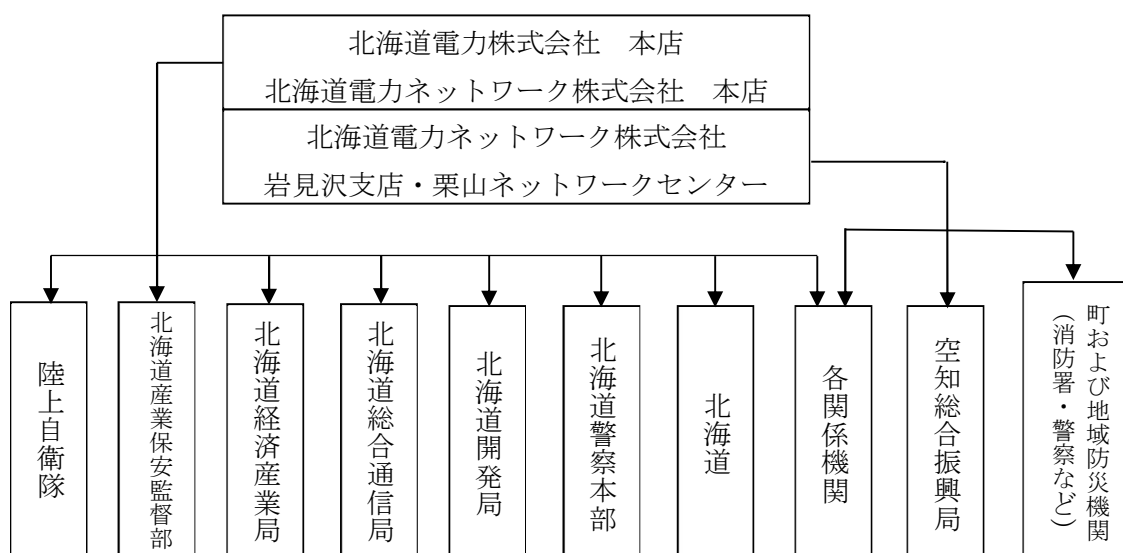
病院等の医療機関その他の防災上重要な施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

第2 災害応急対策

1 情報通信

大規模停電災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の情報の収集および通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

町、道、栗山警察署、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

(2) 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- ア 停電および停電に伴う災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 停電の復旧の見通し
- エ 避難の必要性等、地域に与える影響
- オ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、大規模停電災害が発生時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 道

知事は、大規模停電災害時、その状況に応じ北海道地域防災計画第3章第1節「組織計画」の定めるところにより災害応急対策を実施する。

(3) 関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

- ア 電力施設および設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両者一体となり災害応急対策を講ずるものとする。
- イ 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。
- ウ 大規模な災害が発生し北海道電力株式会社および北海道電力ネットワーク株式会社のみで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関および他電力会社との連携・協力体制も整備する。

4 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助

イ 火災発生に対する迅速な消火活動

ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

5 医療救護活動

道は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。

その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」の定めにより実施する。

6 交通対策

災害の拡大防止および交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

(1) 栗山警察署

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送および緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

(2) 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じ必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

7 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命および身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

8 応急電力対策

(1) 緊急的な電力供給

北海道電力株式会社および北海道電力ネットワーク株式会社は、道や市町村等と優先度を協議の上、病院等の医療機関その他の防災上重要な施設への電源車等の配備を行うなど、電力の優先供給に努めるものとする。

(2) 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じてスマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

9 給水対策

町（水道管理者）は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

10 石油類燃料の供給対策

町および道は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第5章第18節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

11 防犯対策

栗山警察署は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

12 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には第5章第6節「自衛隊派遣要請および派遣活動計画」の定めるところにより知事（空知総合振興局長）に対して自衛隊の派遣要請を要請するものとする。

13 広域応援

町および南空知消防組合消防署は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村または道および国へ応援を要請するものとする。

第8章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町および道は、防災関係機関との適切な役割分担および連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、または、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

災害復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は、単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、第5章「災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

第1 実施責任者

指定地方行政機関の長、町長、その他の執行機関、指定公共機関および指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施するものとする。

第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 急傾斜地崩壊防止施設
- (3) 道路
- (4) 下水道
- (5) 公園

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

3 都市施設災害復旧事業計画

4 上水道災害復旧事業計画

- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 その他災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、道および国が全部または一部を負担し、または補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担および補助率は、概ね北海道地域防災計画第10章「災害復旧・被災者援護計画」別表（資料編9-5「事業別国庫負担等一覧」）のとおりである。

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町および道は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 被災者援護計画

第1 罹災証明書の交付

1 町

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、町内で災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (4) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

2 南空知消防組合

- (1) 町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができるものとする。

第2 被災者台帳の作成および台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、町内で災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効果的に

実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

(2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、または記録するものとする。

ア 氏名	サ 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
イ 生年月日	
ウ 性別	
エ 住所または居所	シ サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨およびその日時
オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況	ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
カ 援護の実施の状況	
キ 要配慮者であるときは、その旨および要配慮者に該当する事由	
ク 一電話番号その他の連絡先	
ケ 世帯の構成	セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項
コ 罹災証明書の交付の状況	

(3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用および提供

(1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、または提供することができる。

ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、または本人に提供するとき。

イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名および住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

オ その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

(3) 町長は、(2)の申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき

または申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の（2）のス）を含めないものとする。

第3 融資・貸付等による金融支援

被災した町民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子父子寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む）
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災融資法による融資
- 10 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- 11 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金
- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- 19 勤労者福祉資金
- 20 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

第4 災害義援金の募集および配分

1 義援金品の受付

町災害対策本部に義援金品の受付窓口を開設し、寄託される義援金品を受け付けるとともに、北海道災害義援金募集委員会と連携を図るものとする。

2 災害義援金配分委員会の設置

災害発生時に集まった義援金の配分が公平かつ効果的に行われるよう、町災害義援金配分委員会（以下「配分委員会」という。）を設置する。

また、北海道災害義援金配分委員会と連携を図るものとする。

3 配分計画の作成

配分に当たっては、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、義援金提供者の意向を尊重し、適切かつ速やかに配分する。

なお、配分委員会では、義援金の配分計画として次の事項について審議することとする。

- (1) 配分対象
- (2) 配分基準
- (3) 配分方法
- (4) その他必要な事項について

また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における迅速かつ円滑な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。